

平成26年第1回大多喜町議会定例会

3月会議会議録

平成26年 3月6日 開会

平成26年 3月18日 散会

大多喜町議会

平成26年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録目次

第 1 号 (3月6日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	7
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
一般質問	10
山田久子君	10
野中眞弓君	28
麻生勇君	44
根本年生君	51
吉野僖一君	73
野村賢一君	78
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
会議時間の延長	98
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	104

議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
散会の宣告	107

第 2 号 (3月7日)

出席議員	109
欠席議員	109
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者	109
本会議に職務のため出席した者の職氏名	109
議事日程	109
開議の宣告	111
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
選挙第 1 号	116
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
議案第 2 0 号から議案第 2 6 号の一括上程、説明	155
日程の追加	192
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
休会について	194
散会の宣告	194

第 3 号 (3月18日)

出席議員	195
欠席議員	195

地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	195
本会議に職務のため出席した者の職氏名	195
議事日程	195
開議の宣告	197
行政報告	197
諸般の報告	197
議案第 20 号の質疑、討論、採決	198
議案第 21 号の質疑、討論、採決	243
議案第 22 号の質疑、討論、採決	244
議案第 23 号の質疑、討論、採決	248
議案第 24 号の質疑、討論、採決	250
議案第 25 号の質疑、討論、採決	253
議案第 26 号の質疑、討論、採決	256
日程の追加	257
議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	258
休会について	259
散会の宣告	259
署名議員	261

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 1 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成26年3月6日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員(1名)

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	花崎喜好君
企画財政課長	小野田光利君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	関晴夫君	子育て支援課長	石井政一君
建設課長	野口彰君	産業振興課長	末吉昭男君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	加曾利英男君
生涯学習課長	渡辺八寿雄君	代表監査委員	矢代健雄君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 大竹義弘

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 同意第1号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第2号 大多喜町環境基金設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第3号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第4号 大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第5号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

町長初め執行部の皆様、そして議員各位には、時節柄大変お忙しい中、第1回議会定例会3月会議に出席をいただきまして、大変ご苦労さまです。

議員各位ご承知のとおり、この3月会議は大多喜町のまちづくりを目指す平成26年度当初予算を審議する重要な議会であります。

今、国・地方を合わせて1,000兆円もの債務残高となっていることや、日本が直面しているさまざまな大きな問題、そして各自治体の行政課題解決のため、経済再生に向け、何かと企業も国民も元気になるようさまざまな政策が打ち出されていますが、まだまだ地方にそのよい影響が波及していない状況であります。

特に、町内の製造業を初め商業、観光産業、そして町の基幹作業である農林業は、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況の中で、消費税の増税による消費の後退や、TPP交渉の行方も非常に懸念されるところであります。

特に、本町では少子高齢社会、過疎、人口減少、農林業の後継者不足、医療、福祉、交通インフラ、そして2月に襲った記録的な大雪による被害など、行政課題が山積をしております。議会としても安全・安心なまちづくり、そして福祉の向上のため、力を合わせて、その責務を果たしてまいらなければならないと存じております。どうかよろしく願いをしたいと思っております。

また、3月会議に上程されている議案も非常に多く、一般質問も6名の議員が予定されておりますので、議事進行に当たりまして、何とぞご協力のほどお願いをいたします。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日3月6日は休会の日となっておりますが、議事の都合により、第1回議会定例会を再開いたします。

これより3月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日は、平成26年第1回議会定例会3月会議の再開に当たりまして、議長さんを初め議員各位には大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、平素は、町政運営に多方面からのご支援、ご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

それでは、行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました第1回議会定例会2月会議以降について報告書により承知いただきたいと思います。

さて、本日からの定例議会3月会議でございますが、平成26年度当初予算を提案させていただきますので、本予算編成方針などについて若干ご説明をさせていただきます。

我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政施策、民間投資を喚起する成長戦略の三つの矢の効果もあって、実質GDPが4四半期連続プラス成長となるなど、着実に上向いていると思われまふ。しかし、景気回復の実感は、中小企業や地域経済にはいまだ浸透しておらず、物価動向についてもデフレ脱却は道半ばであり、依然として厳しい状況であります。

このような中、平成26年度の地方財政計画では、地方が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準額を相当程度確保することとされております。

本町の平成26年度一般会計予算では、新総合5カ年計画や過疎地域自立促進計画の着実な推進を図るため、町道改良、橋梁修繕、少子化や定住化対策事業、有害鳥獣駆除対策事業等に加え、総元、大多喜、上瀑小学校の統合による校舎増築改修工事等の実施に係る予算を計上し、予算増額では前年度に比べ4.6パーセント増の44億3,900万円となりました。

歳入における自主財源では、町税等の微増により4.5パーセント増の17億1,081万8,000円となり、依存財源については、地方交付税は前年度と同額を見込みましたが、国庫支出金で社会資本整備総合交付金や臨時福祉給付金等の増額により4.7パーセント増の27億2,818万2,000円となりました。

一方、歳出では、民生費で消費税の増税に伴い、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金等の新設により、前年度より4.1パーセント増、土木費で社会資本整備総合交付金事業等により、前年度より27.5パーセント増、教育費で小学校の3校統合に伴う校舎増改築事業等で前年度より10.4パーセント増となり、一般会計及び特別会計の合計では70億3,181万9,000円で、前年度比3.4パーセント増となりました。

また、水道事業及び特別養護老人ホーム事業会計においても、それぞれの目的に合わせ、

将来の事業運営を見通した予算編成としたところでございます。

以上、平成26年度当初予算編成方針を申し上げ、定例議会3月会議冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくご審議の上、全議案可決、ご同意をくださるようお願いを申し上げます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に諸般の報告であります。第1回議会定例会2月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会については関係議員からご報告をお願いします。

初めに、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の関係について、11番野中眞弓君から報告をお願いします。

○11番（野中眞弓君） 千葉県後期高齢者医療広域連合定例会の報告をいたします。

2月7日、千葉市のホテルポートプラザにおいて、平成26年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が行われました。7議案が上程され、全て可決されました。

議案の主な内容ですが、本町でも12月議会で条例が可決しましたのと同じ職員の高齢層の給与抑制になる、その条例の変更、それから平成26年、27年度分の保険料の改定の条例、それから第2回補正予算、一般会計、特別会計の補正予算、それから26年度の一般会計及び特別会計の予算案が審議されました。26年度、27年度の保険料ですが、均等割が1,300円引き上げられます。そして、上限額が55万円から57万円に引き上げられることになりました。

26年度の予算規模なんです。事務方の経費である一般会計はおよそ45億円、医療給付費の給付費事業であります特別会計は4,940億円、合わせますと4,985億円という大変巨大な規模の財政を扱うこととなります。

一般質問には5名の議員が立ちました。また、いつも思うんですけれども、毎回議員の交代があります。千葉県は54自治体ありますから、54名の議員がいるのですが、今回は7名が交代になりましたけれども、昨年11月の議会では、54名中22名が交代になっております。ほとんどが1年とか2年とかの短い任期で、私もそうなんですけれども、年にわずか2回の議会で、その間はずっとないもんですから、議会になるともうしっちゃんかめっちゃん、頭がきりきり絞られるような思いをして出させてもらっておりますけれども、5,000億円にも及びそうな、そういう事業を、こういう議員もころころかわるようなことで本当に審議できるん

だろうか、やっぱり広域連合って考え直さなきゃならない問題ではないかということも今回も感じてまいりました。

以上です。報告終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の関係について、5番野村賢一君からお願いします。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の報告をさせていただきます。

去る2月20日午前10時に、平成26年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が招集され、本町から小高議長と私の2名が出席しました。

執行部より9件の議案が付議されて、全て全員の賛成で可決されました。議案1号から5号については条例の制定及び改正であります。議案6号は平成25年度一般会計補正予算、議案第7号は平成26年度一般会計予算及び議案第8号は外房線複線化事業特別会計予算でございます。この予算の資料に関しては、お手元に配付したとおりでございます。

なお、一般会計予算の内容でございますが、主にごみ処理場の建設の件と、消防署への負担金、それと御宿消防署に高規格の救急車が1台配備されるということでございます。

また、議案9号は老人福祉センターの指定管理者の指定で、大多喜町社会福祉協議会の鶴ノ澤氏に指定されました。

以上で夷隅郡市広域市町村圏事務組合の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、2月24日に開催された夷隅環境衛生組合議会の関係につきまして、私から報告をさせていただきます。

この夷隅環境衛生組合議会定例会は、本町から私が出席しましたが、執行部から付議された事件は11件ありました。

主な内容を申し上げますと、まず、空席になっておりました組合議会の副議長選挙では、いすみ市議会議員の君塚泰三氏が選任をされました。また、当組合職員の再任用に関する条例のほか、条例改選案5件が上程され、全て原案どおり可決をされました。

このほか、平成25年度補正予算案及び平成26年度予算案が上程され、原案のとおり可決されました。

補正予算の主な内容でありますけれども、各予算項目について不用額を減額し、財政調整

基金に2,601万6,000円、施設改修基金に5,396万円を積むという内容でありました。

また、新年度予算については、平成23年から進めてきておりますし尿処理施設の基幹的整備の改良工事が設計施工一括発注方式によりまして、平成26年度から始まるということで、その関連の予算3億1,108万2,000円を含む歳入歳出予算を8億6,052万2,000円と定める内容でありました。

なお、参考までに、この事業の概要につきましては、議員各位のお手元に配付申し上げたとおりであります。ご覧をいただきたいと思っております。

このほか、大多喜町長選挙により空席となっておりました当組合の副管理者の選挙が行われ、大多喜町の飯島町長が再選されました。

なお、予算関係の概要は皆さんのお手元に配付した議案の抜粋のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思っております。

以上で夷隅環境衛生組合議会の報告を終わります。

次に、2月25日に実施された例月出納検査の結果について、監査委員から報告がされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

また、これから、勤労青年教育のあり方に関する要望書が2月25日に日本青年団協議会会長立道齊氏から郵送により提出されました。議員各位に要望書の趣旨をご理解いただくため、その写しを配付申し上げましたので、ご承知いただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日、2番正木武君は入院加療のため欠席する旨の通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

9番 吉野 僖一君

10番 山田 久子君

を指名します。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、同意第1号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、議案書の1ページをお願いしたいと思います。

教育委員の任命についての提案理由についてご説明を申し上げたいと思います。

同意第1号。

教育委員のうち山口清委員の任期が本年3月31日をもちまして満了することから、この後任の委員を任命するため、法律の規定により、議会の同意を得ようとするものでございます。

教育委員に任命しようとする方は、

住所、大多喜町庄司68番地1。

氏名、加曾利幸雄氏。

生年月日、昭和24年5月25日でございます。

加曾利幸雄氏は、高校卒業後、約40年間郵便局に勤務され、この間要職を歴任されました。また、小学校のPTA会長を務めるなど、学校教育にも熱心に取り組んでこられました。

人格は高潔で、教育に関しても識見を有しており、教育委員として適任と考えますので、教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。略歴につきましては、皆さんのお手元の資料にございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、同意第1号はこれを同意することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員会候補者の推薦についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

諮問第1号。

人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、大多喜町小土呂1,566番地。

氏名、宮本清氏。

生年月日、昭和26年6月25日生まれ、現在62歳でございます。

提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の定数は5名でございます。現在、加曾利敏之委員、小高康伸委員、吉野輝代治委員、細谷光江委員、江澤かすみ委員にお願いをしておりますが、委員のうち、吉野輝代治氏におかれまして、平成23年7月1日から熱心にご活躍をいただいておりますが、平成26年6月30日をもちまして、任期満了となり、再任を固辞されておりますので、新たに後任者の推薦をお願いするものであります。

候補者の宮本清氏につきましては、36年間、主に中学校の教員として奉職され、平成24年3月に退職されました。

人格、識見も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、ぜひ、議員皆様のご承認を賜りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。略歴書につきましては、皆さんのお手元の資料にあらうかと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

本件は被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(小高芳一君) 挙手多数です。

したがって、諮問第1号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎一般質問

○議長(小高芳一君) 日程第4、一般質問を行います。

6名の議員から通告がありましたが、通告順に発言を許します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長(小高芳一君) 初めに、10番山田久子君の一般質問を行います。

10番山田久子君。

○10番(山田久子君) 平成26年第1回議会定例会3月会議において、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、さきの大雪の被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、さまざまご対応いただきました方々に、心より御礼を申し上げます。また、一日も早い復旧ができますよう、さらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

初めに、臨時給付金の支給準備についてご質問をさせていただきます。

平成26年4月より国の税と社会保障の一体改革に伴い、既に皆様ご承知のように、消費税率が8%に引き上げられます。これに伴い、影響が大きい家庭への負担軽減策として住民税非課税世帯均等割には臨時福祉給付金、児童手当受給世帯には子育て世帯臨時特例給付金が

支給されます。この支給に当たりましては、町が主体として実施していただくということがありますことから、現在、準備段階の状況ではあるかと思われませんが、支給対策についてお伺いをさせていただきます。

初めに、臨時給付金の対象者の判断がわかりづらいとお声がございしますが、本町における予想される対象者数と、広報の体制・申請・審査の方法などについて、町はどのようなお考えでいらっしゃるのかお伺いをさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） それでは、臨時福祉給付金支給準備についてということでお答えさせていただきます。

臨時福祉給付金は、平成26年1月1日を基準日として、住民基本台帳に登録されている方で、住民税の均等割非課税者や、そのうち老齢基礎年金、障害基礎年金等の受給者の方に支給されるものでございます。支給額は住民税均等割非課税の方に1万円、老齢基礎年金受給者の方には5,000円が上乘せされ、1万5,000円の支給となります。ただし、均等割が非課税であっても、扶養となっている場合、扶養している方に均等割が課税されている場合は支給されません。住民税均等割非課税者は平成25年度分の申告が終わり、所得が確定しませんでしたと正確な対象者数は把握できませんが、前年度の所得による対象者を参考にした概算では、均等割非課税の方が3,461人で、そのうち加算される方が1,172人と想定しております。

広報につきましては、交付金はあくまで申請主義ということであり、まず申告をしていただくことが肝要であると考えておりますので、住民税の申告書と一緒に案内文を送付いたしました。

今後は、所得が確定いたしましたら、対象と思われる方に申請書を送付し、申請書を提出していただいた後に、住民税非課税者であるか等の審査を行い、交付したいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 本町における子育て世帯臨時特例給付金の対象者人数、広報の体制・申請・審査の方法ということでございますけれども、この臨時特例給付金は平成26年1月分の児童手当受給者が対象となります。対象者数につきましては、公務員受給者を含め、推定で750名を予定しております。

次に、広報の体制ですけれども、チラシの配布、これは公務員以外の児童手当受給者、そ

れと町の広報、ホームページの掲載を予定しております。

次に、申請でございますけれども、公務員の場合、町では把握できません。公務員が所属する所属庁において公務員用の申請書及び証明書を発行してもらい、本町に申請を行うこととなります。公務員以外の受給者については、6月の児童手当現況届がございますので、それと同時に申請書を発行する予定でございます。

次に、審査ですが、対象児童の扶養者が平成26年度の町民税均等割でございますけれども、これが課税されているか、児童手当所得制限の限度額未満か等を確認いたしまして、対象児童1人につき1万円を支給決定することとなります。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

今、子育て支援課のほうではホームページにも掲載をしていただけるということでございましたけれども、臨時給付金のほうもホームページの掲載というものはお考えいただくことはできませんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） そのようにしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 次に、申請開始の受け付けの時期と対象者に給付金が届けられる見通しの時期、こちらのほうは全く今のところ予定ということになりますと思いますけれども、どのくらいのめどでお仕事のほうを進めていただく予定になっているのかお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 所得の確定が6月中旬ごろと考えております。その後に対象者を抽出し、申請書を送付したいと考えておりますので、早くて7月ごろに申請書の発行が行われ、受け付けを行いますので、給付金の交付は9月ごろになるのではないかと考えております。

それと、交付の方法ですけれども、原則として口座振替を予定しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 申請の受付の時期と対象者に給付金が届けられる見通しの

時期と、その給付方法でございますけれども、申請受け付けは現況届と同時期の6月ごろを予定しております。

給付の時期につきましては、早くても9月ごろになろうかと思っております。口座振込を考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

今、申請とまた給付の対応ということでご回答をいただきましたけれども、町民の皆様にご協力をいただくとともにスムーズに行くよとか、そういったものがありましたら教えていただければと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） スムーズにこの事務を進めるためにはということですが、国で示されている申請書の案といいますか、それがちょっと高齢の方には書きづらい細かい点が多々あります。それと通帳の写しを添付しなさいということでもありますので、一般の家庭にはコピーとかそういうものがございませんので、そういう方には役場のほうにおいでいただくことにもなるかと思っております。そういう場合も想定されますので、地域包括のほうで独居老人、高齢者世帯を訪問したりしております。そのほか、また、民生委員さん方のご協力をいただきながら事務のほうも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 子育て世帯の給付金でございますけれども、やはり所得制限等ございますもので、早目に申告していただいて、速やかに申告していただいて、申請書が届き次第、早目に出していただければ事務もスムーズに行くのではないかなと、このように考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

いろいろ細かい問題点、課題とかもあるのかなという気がいたしますけれども、住民の皆様さんとしては、まず申告をしていただくということが最大の課題ということなのかなと思われました。ただいま、現在、申告の期間中ということでございますので、事務の皆さんにもし

っかりとご協力をいただければありがたいのかなと思います。できるだけ早い対象者の皆様に給付がされますよう、これからもいろいろとお取り計らいをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、生活交通確保対策についてご質問をさせていただきます。

今までも多くの先輩議員の皆様がさまざまな角度からご質問をされてまいられておりますが、改めてここでご質問させていただきます。

本町においては、町民における交通弱者対策として、外出支援サービス、福祉タクシー事業、スクールバスやタクシーの運行、放課後児童クラブへの移動の確保、小・中学生への遠距離通学費の補助、その他各種交通機関への補助金・助成金を実施しており、交通弱者対策に占めるウェイトは決して少なくないのではないかと思います。しかしながら、町民の皆様より、外出支援サービスの利便性の向上を図ってほしい、同じ方向に向かうのに一緒に同乗できない矛盾と無駄を感じる。適切な公共機関がないための利用の不便さと必要以上の料金を払わなくてはいけない料金の矛盾を感じる。外出支援サービス、福祉タクシー事業では、乗車距離による利用料金の負担が大きい。高齢者の免許証返納後の生活の不便がある。公共交通空白地域の問題など、さらなる生活交通確保の充実を望まれるお声をたくさんいただいております。

そこで、町全体の生活交通体系の見直しをし、総合的に検討するお考えがないかをお伺いさせていただきます。

初めに、町で補助、助成をしております交通機関関係のそれぞれの金額と利用者数、また町全体の金額としてはお幾らぐらいになっているのかをお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ご質問の内容が多数の課にわたりますので、総合交通体系担当課でございます企画財政課でお答えをさせていただきます。

平成25年度、町で補助・助成をしている事業であります。教育関係は遠距離通学補助金、またタクシー運行委託、自家用車送迎補助、スクールバスの4事業であり、福祉関係は外出支援サービス、福祉タクシーの2事業、子育て関係ではやはり保育園バス、児童クラブタクシーの2事業、さらに企画関係ですが、粟又、平沢、筒森、養老溪谷、4方面への不採算地方バス路線運行補助の1事業でございます。それぞれの補助・助成金額であります。教育関係が983万7,000円、福祉関係が1,520万3,000円、子育て関係では1,896万3,000円、また、企画関係でございますが、668万4,000円であり、総額では5,068万7,000円でございます。

あと利用者数につきましては、1人の生徒が通学する間に複数の補助が該当したり、またバス路線を利用したりする町民の数が正確に把握できないことから、正確な数字はつかめませんが、それぞれの事業の延べ数でございますが、小・中学生が125名、住民が282名、保育園、児童クラブでは60名、次は実数であります、実数では小・中学生が63名、住民が282名、保育園、児童クラブでは60名ということで、現在運行しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

今、お金のほうをちょっと申し上げていただいたんですけれども、教育課長、福祉課長、子育て支援課長にお伺いをしたいと思いますが、この数字をごらんになりまして、各課長はどのようなご見解をお持ちになっていらっしゃるか、思われるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） それではお答えします。

これにつきましては、主に一番多いものが西小学校の送迎バス、これが金額的には多いということになっております。あと遠距離通学の補助金が次に金額的に多いというようなことで、これは子供たちが安全で安心して登校するために必要な経費ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 子育て支援課のほうでございますけれども、園バスに関しては1,800万ほどでございます。児童クラブで100万程度でございますけれども、園バスは園児の利便性を図るということで、負担金はいただいているんですけれども、1人月1,000円いただいておりますけれども、収支で考えますと、当然歳入的には70万前後かなと思いますけれども、これ致し方ないかなとは思っております。あと児童クラブも、統合でまた変わるかもわかりませんが、今の段階ですと、統合により西小のほうはなくなっておりますけれども、こちらのほう、総元から大多喜小、上瀑から大多喜小と距離もありますもので、こちらは100万程度かかっておりますけれども、必要な経費であるとそのように思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 外出支援サービスでございますけれども、現在、271名登録されておりまして、3月までこのままいきますと、去年よりも約1割ぐらい増えていくのではないかというふうに予想しております。利用の状況を見ますと、大体ほとんどが60パーセント以上通院に利用されていて、ただ、そのうちの大多喜地区が買い物に4割の方が使われております。ですから、今後、今、宍倉さんのほうで買い物弱者対策として老川とか西畑から町内全地区回っていただいておりますので、外出支援の利用の中に買い物というものが入っておりますので、その状況を見ながら、買い物を外すとか、26年度は検証期間ということで、その辺も考えながら、あと利用料金の徴収の方法、あるいは料金の設定の仕方等を検討しながら、26年度はやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

私も今のお話を伺っております、本当に大多喜町は外出支援も福祉タクシーもやはりなくしてしまうというわけにはいかない状況ではあると思うんですね。また、保育園バスに関しましては、やはり小さいお子様ですので、ある程度特殊なバスも必要ということで、ここも本当にしょうがない部分ではあると思うし、またお母さんたちの負担を考えますと、ぜひまた続けていっていただきたいという、そういう思いもございます。ですから、やはり全体的な交通体系という部分では、町民の皆様から見直していただきたいというお声もある中で、本当にこの時期にもう一度見直しをしていただくことができないか、減らすということではなくて、そういったその予算も含めながら、またやっていることももう一度検証し直していただくというような、そういうことができないかというふうに考えております。

その中で、今回、2つお伺いしたいと思うんですけれども、まず1点目でございますが、小学生を対象としたスクールバスの拡大運行についてお伺いをいたします。子供さんの数も少なくなり、集団での登校もできにくい地域もございます。子供さんの安全は、先ほど課長が申されましたけれども、本当に大事なことではないかと思えます。また、親の経済的、時間的、精神的負担を軽減することは定住化の促進にもつながってくるのではないかと考えております。各種助成を見直し、スクールバスの拡大、あるいは公共交通をスクールバスとして捉え、小学生の通学を無料とするようなお考えはないでしょうか。公共交通バスも既に町として助成をしておりますので、ある程度このところもスクールバスなんだという考えに

において、子供の通学費の助成というか無料というような形を考えることができないかと考えるものでございます。

また、逆にスクールバスに地域の方も一緒にご利用いただくというような、そういったお考えはないかと思うのですけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ご質問の通常のバスをスクールバスと考えて小学生を無料化するという方法と、また、次の通学バスに一般の方も乗車するという方法に関してでございますが、やはり小学校の通学のためのバスでございます。それには学校行事等によりまして発着時間等の変更等さまざまなリスクを伴うと考えております。それを考えますと、やはりスクールバスの運行というのは現在のままの形で必要ではないかと町としては考えております。そのスクールバスに地域住民も同乗するということに関しましては、先ほど申しましたとおり、学校行事等による発着時間の変更、その他さまざまなリスクを伴うと考えておりますので、現在の段階ではスクールバスに地域住民が同乗するということに関しては考えておりません。

また、登下校の時間以外の時間に巡回バスとして利用する方法等に関しては、総合交通体系の検討の中でも案として出たところでございますし、仮に巡回バスとしてそのバスを利用するときには、その検討材料の一つとしては有効であると考えております。

また、各種助成を見直して、循環バスやデマンドタクシーを運行することに関しましては、現在の町の財政状況からは、それぞれの事業で採算がとれるよう料金を高く設定するとかしなければちょっと実現はできないかなと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今のご答弁いただきました中で、それぞれの事業での料金ということでございましたけれども、次の2番目としてお伺いしたい部分にちょっと触れてくるのかなと思ったんですが、それぞれの事業ということではなくて、それぞれの事業を一体的にもう一度見直していただくことはできないかなと思うものでございます。

先ほど、高齢者のお声を取り上げさせていただきましたけれども、大多喜町では車に乗れない若い子たちがやはり交通の便がなくてなかなか出られない、やはり親がかりでない外出もなかなか思うようにできない、学校にも行けない、遊びにも正直なところちょっと出るということでなかなか不便というようなものもございます。そういった若者の行動範囲も広

げるといふこともあると思います。また、これから高齢者の方が免許証の返納という形がふえてくると思います。そうしますと、やはり今まで軽トラに乗って畑に行ったり、買い物に行っていたものが、もう畑にも行かなくなってくるという状況、そうしますと引きこもってしまうというような、そういうこともあります。やはりお買い物に行ったり、お友達のところへ遊びに行ったりという、そういった部分で使えるデマンドタクシーなりバスなり、そういったものがやっぱりあると非常にいいのではないかなというふうに思います。

また、その際に、できれば利用者の負担は、料金は一律がいいのではないかなと考えております。と申しますのは、現在、福祉タクシーまた介護タクシー等々ございますが、やはり利用される人の距離によって負担が非常に大きくなってまいります。先ほども申し上げましたけれども、大多喜町は国民年金の、本当にそういう形で生活をされている方が多くて、非常に生活が苦しいという、そういうお話を聞きます。病院に行くにしましても、実際距離がありますと、町の補助があってもなかなか厳しい。3回補助をもらおうと、4回目に町に利用料金を払いにいくと、もうせつかくまけてもらったお金も一緒に、結局もう使うのをやめちゃったなんてお話も伺っております。できれば、一定の料金、近隣でありますと、デマンドタクシーとか300円ぐらいということなんですけれども、そのくらいのお金で見直していただくことはできないかなと思うんですね。

その際に、大多喜町は面積が広いので、端から端まで行って往復するというのはとてもお金がかかってしまうと思うんです。ある程度のエリアを決めていただきまして、その中で運行していただく、そのエリアを越えて出るときには乗り継ぎ券のようなものを使っていただいて、その乗り継ぎ券がある場合には新たな料金追加はないというような形で、交通をつなぐことによって一つの交通が走る距離を短くする、ですが、利用者にとってはつながることによって目的地まで行くことができるというような、そういうような考え方も一つはできるのではないかなと思います。

また、地域によってデマンドタクシーを走らせるようなところ、場合によっては循環バスのほうがいいのではないかなというところ、そこには、場合によっては子供さんたちも一緒に使ってもらえるときには一緒に乗ってもらえるというような、そういうような形で新たに考え直してみたいかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 町の議会、また中学生議会等でも何度かご質問をいただき、答弁をさせていただいておりますので、ご承知かと思いますが、確かに高齢者にとって巡回

バスとかデマンドタクシーは、そのサービスにおいては、現在実施している外出支援サービス等には及ばないものだと考えております。実際、現在、最高のサービスだと、外出支援サービス等についてはそのように町が考えております。

また、利用者の方も同じような認識だと思います。それをデマンドタクシーや巡回バスに町が変えた場合、それを利用されるのかどうかというのは非常に懸念をされるところではございます。また、財政の面から考えますと、外出支援サービス、福祉タクシー等、また巡回バスとかデマンドタクシーを同時にやるということは非常に難しいんですね。どちらか一方になるのか、それとも片方のサービスを下げて、ある程度主流をデマンドタクシー、巡回バス等に切りかえるのか、そういったような大胆な考え方をしなければならないかと考えます。

また、今議員のご質問のとおり、デマンドタクシー、デマンドバス等については、料金はやはり全国規模からしても一律300円程度だと考えます。外出支援サービスはやはり高齢者を対象とした事業でございます。デマンドのタクシーとか巡回バスについては、高齢者のみでなく、やはり先ほどご質問の中にありました足のない方たち、小学生とか中学生、親に送迎してもらわなきゃいけない方たちにも利用できるサービスであろうかと思っております。そういった中では、時間的に余裕のある方、高齢者の方にとっては非常に私もいいサービスかなと思うんですが、やはりある程度一定の時間でここに行きたいという小学生の方たち、中学生たちにうまくはまってくれるのかどうか、その事業がですね、その辺はちょっと検討の中の材料の一つだと考えます。一応、その辺も総合交通体系の中では非常に検討しておりまして、外出支援サービス、福祉タクシー、このまま膨らんでいきますと、町の財政を非常に圧迫する、最初のご質問でありましたとおり5,000万からの事業を全部いろんな形でやっております。また、外出支援サービスについても1,500万とかの経費がかかっておりますので、総合交通体系の中で何とかならないかということで検討は進めているところでございます。

質問の中でありましたとおり、広い大多喜町の中にどのようなルートやエリアを設定するのか、また運行本数はどうか。利用者の目的地や、また利用者の分布状況はどうか等、非常に問題が山積しておりまして、現在行っております買い物弱者対策等の進捗を検証しまして、財政状況とか高齢者のみでなく、交通手段で困っている町民の方の意向を踏まえまして、今後総合交通体系のプロジェクトでトータルで検討を進めていく所存でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。ぜひ、さまざまな角度でご検討いただきまして、大

変、お話もありましたように難しい問題ではあると思うんですけれども、少ない、限られたお金の中で、ぜひ最大の活用の仕方が見つかりますようにご検討していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

続きまして、地域包括ケアシステム等についてお伺いをさせていただきます。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らせる地域包括ケアシステムの構築の取り組みが始められると伺っております。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とのことです。本年4月スタートのため、町では今後構築に向けお取り組みをされていくことと思われませんが、現時点でのお考えをお伺いさせていただきたいと思えます。

1番目としまして、地域包括支援センターの役割はどのようなものになるのかお伺いをさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 地域包括支援センターの役割についてでございますけれども、地域包括支援センターは地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されているものでございます。また、地域包括ケアの確立のため、地域のネットワークを基盤としながら、地域住民の相談に対する拠点としてさまざまな生活支援サービスが適切に提供されるよう調整するコーディネート機能を持つものと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 現在、地域包括で3名の職員の方が、3名でしたかね、もし間違っていたらあれですけれども、ついでにいただいているかと思うんですけれども、今後、高齢者も増えてまいりますし、事業もさまざま拡大されてくるのではないかと思うんですけれども、そういったときに、この部署の方の職員の数というのは3名で対応していくことができるのかどうかと思うんですけれども、その辺を町はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 議員のおっしゃりますとおり、これからますます高齢者の方が増加してまいります。ただ、今やっている事業等を考えますと、同じ事業を毎年同じようにやっております。事業の展開の仕方についても、1年たったらその人たちになるべく自主

的に運営していただくということで、そうすればまたほかの事業もやることができますので、なるべく自分たちで運営していただくように、そういう意識づけをしながらやっていけば、今のところは対応できていけるのではないかというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。人を育てているという、そういう感じなのかなというふうに感じました。

2番目に、見守り・生活支援の取り組みについて、現在のところのお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 見守りの関係ですけれども、75歳以上の独居老人世帯及び80歳以上の高齢者世帯を毎年看護師あるいは包括のほうで訪問し、安否確認を行ったり、困っていること等の相談を受けております。その際、問題の解決に役立つサービスやその他のサービス提供が必要と判断した場合は、必要なサービスの紹介や申請手続等のお手伝いをさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 本町におきまして、認知症の初期集中支援チームの設置をするお考えがないかをお伺いさせていただきます。これは保健師、介護福祉士等の専門家からなる認知症の初期の集中支援チームが、認知症の人やその家族に対して初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを実施するチームということでございますが、本町では高齢化率が進んでいることから、初期対応が重要になってくるのではないかと考えます。町ではこのチームを設置するようなお考えはないかお伺いをさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 認知症初期集中支援チームの設置についてでございますけれども、家族等から認知症の疑いのある高齢者の相談を受けた場合、チームあるいは一つの組織として対象支援者等を訪問し、適切な支援方法の勧奨、誘導を行うものであり、構成員には保健師、看護師、精神保健福祉士、介護福祉士などの資格を有し、認知症ケア実務経験3年以上の実績及び認知症初期集中支援チーム員研修の試験に合格した者2名以上かつ認知症の確定診断を行うことのできる認知症サポート医師1名が必須となっております。現在、町内にはこの資格を有している方はごく少数であり、認知症サポート医師という者がおりませんので、現在の状況では認知症初期集中支援チームの設置は不可能ではないかというふうに

考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 認知症という感じが今後ふえてくるわけですが、町の町民の方がご相談をさせていただきましたときに、やはり何かちょっと心もとないかなというような、そういうようなお声もありました。町としても、その対応、ご相談に乗っていただける部分で強化をしていただくことができないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 確かに議員さんおっしゃるとおり、町で今要介護認定を受けている方の54パーセントぐらいが認知症も入っているというふうに診断されております。ただ、認知症については専門的なお医者さんがいらっしゃいませんと、なかなかサポートという面も難しくなっております。ご家族の方等の負担も大変かとは思いますが、できるだけ相談に見えられた方には親切丁寧に対応したいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。よろしく申し上げます。

3番目に、住まいの取り組みについての考えをお伺いいたします。

人生の先輩であられる高齢者の皆様から、生活が苦しい、先が不安であるとお声を伺い、切ない思いを抱かれていますのは私だけではないのではないかと思います。特に、単独世帯になられた方の不安は大変大きいようです。そこで、空き家等を活用し、共同生活による住まいの確保と生活支援はできないかと考えます。共同生活により、お互いが見守りができ、共助にもなるのではないのでしょうか。介護支援サービスをご利用いただく場合にも同じ家にお住まいということで、ヘルパーさんの移動距離、時間を短縮することができ、今後ふえる介護者への対応にも役立つのではないかと考えます。また、日中地域のご高齢者の皆様が集えるコミュニティーの場としての機能も併用し、入居者の方と地域の方との交流と見守りの場とすることができないかと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 住まいの取り組みについてというご質問でございますけれども、空き家等を活用した共同生活による住まいの確保につきましては、現在考えてはおりません。

しかし、地域の高齢者の方々のコミュニティーの場、サロンのようなものがあれば好ましいというふうに考えております。せめて各地区で一つでもあればいいとは考えますけれども、町が主体となって開設するというのではなく、地域の団体等により開設していただければ、町といたしましても必要に応じまして保健師やボランティアの派遣、資料の作成等について協力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

地域の皆様からもサロンが欲しいというお話は耳にします。特に女性の場合はご近所に行ってお茶飲みができるんですけれども、男性の方はなかなかそう簡単にいくようなところも、ちょっとご遠慮されてしまうという部分もあるようで、男性の方からもそういうどこか集まる場所が欲しいというようなお話も伺います。ぜひ、町のほうからもそういう形で呼びかけをいただきまして、進めていただけるとありがたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） このサロンにつきましては、包括のほうでもぜひやりたいと、つくりたいというようなことを言っておったんですが、なかなか包括も、先ほど議員さんのおっしゃられたように、職員3名でやっておりますのでなかなか、町が主体でやるのではなくて、地域の方々のご協力をいただきながら、それができれば一番形的にはいいのかなというふうに考えておりますので、地域の方とこれからお話をしながら、できればというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。ぜひ、よろしく願いいたします。

4番目に、介護の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

大多喜町は高齢化率が34パーセントを超えております。町には大多喜町特別養護老人ホームもございますが、今後高齢化率の上昇や単独世帯の方が増えられます。また、訪問看護、介護に力が入れられていくとは思われますけれども、面積の広い大多喜町におきましては、先ほど申し上げましたように、移動に時間がかかるという問題点もあるのではないかと思います。町民の皆様からも、特別養護老人ホームを増やしてほしいと望まれる声をいただいております。町として、小規模特別養護老人ホーム等の地域密着型の介護基盤整備についてのお考えがあるかどうかをお伺いさせていただきます。

地域包括ケアシステムにはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏地域、具体的には中学校区を単位としてさまざまな取り組みを想定するというようなことも構想の中に入っているように伺っております。空き家や空きアパート、あいた公共施設や公共施設のあき部分などを活用し、小規模の特別養護老人ホームとして活用することができたらよいのではないかと思います。町としてのお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 小規模特別養護老人ホーム等のご質問でございますけれども、本町の介護保険事業につきましては、大多喜町高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に沿って運営しております。今期において小規模多機能型介護事業所の開設を目指すこととなっておりますが、現在、事業所開設の意向は寄せられておりません。その他の施設につきましては、現在実施している日常生活圏ニーズ調査の結果を分析し、必要と思われる施設及び大多喜町介護サービス提供事業者調査において、事業者から開設の意向をいただいた施設につきましては、平成27年度からの大多喜町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険計画により実現化を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。大変すぐ、右から左へという問題では、大変ないとは思いますが、団塊の世代の方が増えられる中で、やはりこういう望まれるお声があるということは、自分が年をとって動けなくなったときに生活をするところに対する不安があるという、ここに入ることができる、ここへ住むことができるという、そういう不安というんでしょうか、安心感というんでしょうか、そういったものを求められているのかなど、そんなふうに思います。これからいろんな部分で考えていただき、また策定していただく状況ではあると思いますので、ひとつ頭の隅にでもまた置いといていただければありがたいかなと思います。

次に、医療についてのお考えをお伺いさせていただきます。

大多喜町は医療機関も比較的多くあり、ありがたく思っております。しかしながら、地域によっては医療機関がなく、通院、受診に不便であるとお声も聞かれます。医療機関のない無医地区受診機会拡大のために、町または広域圏という考え方において移動診療車の検討をしてはどうかと思うわけですが、町のお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 医療の取り組みについてというご質問でございますけれども、無医地区における移動診療車の導入についてでございますけれども、夷隅広域において地域医療再生計画の中で移動診療について検討したようではありますが、医師、看護師の確保という問題がクリアできずに断念したという経緯がございます。町が実施しようとしても医師、看護師の確保は非常に難しいものと考えておりますので、無医地区における対策といたしまして訪問健診、保健師、栄養士、医師による医療健康相談を現在実施しておるところでございます。その他、老人クラブの会合等に出向き、健康相談を実施していくなど、今後でもできるだけ多くの地区で健康相談事業を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひ、よろしく願いいたします。地域医療を支えてくださっている先生がちょっとお休みされたことによって、地域の方は本当に不便だったというお声を聞いております。やはりお医者さんというのは心の強いというんですか、そういったもので本当にいてくださることが安心、この日に受診することができれば安心という、本当にそういう心強いものがあると思いますので、今後とも医療という部分も、今後介護、看護という部分の中で先生方の本当にそういうお力というのが非常にやはり必要になってくるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

6番目といたしまして、介護予防の取り組みについて、町では現在も各種事業を実施していただいておりますが、今後さらに取り組みの重要性が増してくるのではないかと思います。健康で長生きをしていただくということの中で、この介護予防の取り組みについて事業の予定など、お考えになっていることがございましたら、お伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 介護予防の取り組みについてでございますけれども、現在、町で行っております介護予防事業といたしましては、地域支援事業の一環として介護認定を受ける状態になることを防止するための運動、口腔ケア、栄養指導等を行う、からだいきいき塾を実施し、現在まで多くの方々に参加をしていただいております。このからだいきいき塾に1年間参加された方にはさらに自主性を強めたからだいきいき塾プラスを本年度立ち上げまして、さらに認知症予防教室を実施し、こちらも多くに参加をいただいております。また、平成24年度からはつつ支援ボランティアの養成を行っており、今年度は地域の老人クラブや高齢者の集まり等にボランティアさんが出向いて簡単な体操や脳を活性化させるゲーム等を一緒に行っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町では本当にいろんなことをやっていただいております。かなり多くの皆さんが参加させていただいているのを私も目にしております。本当に皆さん健康にご関心を持っていただき、本当に元気でいようという、そういう思いが強いのかなというふうに考え、本当にありがたく思っておるところでございますが、ちょっとこの介護という年代からは離れてしまうのかもしれないんですけども、その中で私を感じましたのは、本当に60歳代以上の方は非常に真剣に前向きに自分の体を健康を保とうという形があるように思うんですが、俗に言う中高年の皆様は忙しいということの中で、なかなかそういった取り組みができていないように思います。逆に言いますと、そういう方たちのほうが健康の管理という部分では非常に問題があるというか、そういうところに取り組んでいかないと、今のお年寄りよりも、歩いて何にしても弱いのかなという気もするんですけども、その辺のお取り組みというのは何かお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 中高年の方の健康ということでございますけれども、この介護予防事業の中に、今申し上げましたようにはつつ支援ボランティアというものを養成しております。その中に60歳代、50歳代の方もいらっしゃいます。その方たちも一緒にそういう、今から介護予防といいますか、そういうこともやっておりますので、現在45名の方が登録されております。ですから、そういう事業を進めていくことによって、その方も一緒になってやれば、また介護予防のほうもそうですけれども、健康増進のほうにもつながっていくのではないかとこのように考えております。

○議長（小高芳一君） 質問の途中ですが、10番山田久子君に申し上げます。申し合わせの持ち時間まで残り5分となりました。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

そうですね、本当にそうしますと、お互いが健康になっていくということで、非常にいいのかなと思いますね。

最後に、介護における共倒れの回避の対策としてケアラー支援に対するお考えについて伺いをさせていただきます。

家族の介護や看病に携わる人々をケアラーと呼び、支援する取り組みが各地で始まってい

るそうです。介護は突然やってくる、ところが事前の準備や心構えがないため、将来の見通しを持たず追い詰められてしまう。ケアされている人と共倒れするリスクも高まっていると言われております。ケアラーのお声として、ゆっくりご飯を食べたい、トイレで夜中に何度も起きなくてはならない、自宅にこもりがちになる、みずからの病院に通えず自身の健康を後回しにせざるを得ないなどがあります。

北海道の栗山町社会福祉協議会の取り組みでは、このようなことをされているということも伺いました。それは、在宅サポーターとして2人の人材を新たに採用したそうであります。命のバトンの配布、これは大多喜町で行っている緊急医療情報キッドのようなもののようにございます。これをケアラーのいる世帯や独居世帯など合計約730世帯に配布をしたそうです。また、日常的に訪ね、困り事を聞いたり話し相手になる試みを始めたそうでございます。訪問時に得た情報は町内会長や、民生委員、行政にも報告をしているそうです。また、ケアラーなどが気軽に立ち寄り、交流できるまちなかケアラズカフェも開設したとのことでした。ケアラーが自分の心身の健康と向き合い、その存在を広く地域に知ってもらおうと、全国初のケアラー手帳の配布も行っているそうです。同手帳には、介護体験事例集や健康状態のチェックリスト、介護技術・用具のポイント紹介、さらにはぐちなどを書き込む欄もあるそうです。今後、在宅介護がふえると考えられる中、誰もが生活と介護を両立できるようにケアラーへの支援も必要になってくるのではないかとおもわれますが、町としては何かお考えがございませうでしょうか、よろしくお願ひいたします。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 町のケアラー支援についてということでございますけれども、本町では主に高齢者の介護をしている方、ケアラーですね、や介護に関心のある方を対象に介護教室を実施しております。この介護教室は介護者に介護の技術を習得していただくことで介護の負担を減らすとともに、介護をしている方たちの交流を通して前向きな気持ちになっていただくことを目的として年3回ほど実施しております。また、介護に関する悩み等につきましても、地域包括支援センターで随時ご相談を受け付け、介護をされている方のサポートをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私も介護教室に参加させていただきまして、本当に勉強になりました。しかしながら、なかなか家庭のことというのは話づらいというのは、正直なところあ

ります。本当に家の中で行き詰まっていってしまうという、そういう形のある中で、やはりケアマネさんとかが来ていただいたり、そういう中でぽつぽつと話をしたりとかという中で心が、聞いてもらえたというか、何かそういう部分というのものもあるのかなというふうに思います。先ほどのお話ではございませんが、大多喜町では本当に人数の少ない中で多方面にわたってやっていただいておりますので、なかなかこの栗山町のように、すぐここまでやってくださいということはできないとは思いますが、今後介護をされる方と同時に介護をしていく人、そういう方のケアというものも含めまして地域ケアシステムの構築にまたご尽力をいただきたいと思います。

大変長くなりましたけれども、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩をします。

（午前11時25分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時36分）

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、11番野中眞弓君の一般質問を行います。

○11番（野中眞弓君） 11番の野中でございます。

私は、まず第1点目は、2期目に入られました飯島町長の公約実現についてお伺いしたいと思います。

私は選挙中に配られた選挙公報はもとより、飯島後援会が出されたビラもほとんど読ませていただきましたが、その印象ですけれども、飯島町政が目指すところは開発型行政、いわゆる箱物優先行政ではないかという印象なんです。

さらに、2月議会での町長の所信表明でも、全体を貫いていた軸は財政基盤の強化ということでした。所信表明の最初から最後の福祉のところまで財政基盤の強化という言葉が何度出たことでしょうか。全ての町政の道は財政基盤の強化、そんなふうに受け取れました。例えば地元産業の育成、農林業、商工、観光の振興でも自己財源を確保するには徹底して、要するに自己財源を確保するということが財政基盤の強化、福祉、医療を後退させない、大変

このことについては、これは私が3度目、議場で聞きました。頼もしい発言、公約だと思います。しかし、福祉、医療を後退させないためにも財政の強化が必要とおっしゃいました。財政の強化なしには維持できないというのは、財政の裏づけなしにはいろんな事業はできませんけれども、財政の強化なしというふうにさらに強調されますと、財政がなければ、さらなる財政の強化がなければ何もしないということにつながるのではないかと、こういう不安に私は今駆られております。

日本国憲法においては、主権は国民で、国民の福祉という言い方は憲法では言っていませんけれども、幸せを求めるということを高らかにうたっていると思うんですが、その国民つまり町民が今大多喜町ではどういう状況に置かれていて、どういうことを町政、政治に望んでいるか。行政が財政を強化することでしょうか。今、日本列島どこも似たり寄ったりだと思いますけれども、高齢者は年金はきっちり1パーセント、2月の支給分から減らされています。アベノミクス、アベノミクスと首相ははしゃぎ、マスコミもそれに追随しているように報道しておりますが、実際労働者の平均賃金はいまだもって減り続けています。企業がもうかれれば労働者にもおこぼれがあるよというトリクルダウンの考え方は、日本では全くのそらごとであることが国民の中にもようやく浸透してきています。でも、まだそれが大きな力にはなっておりません。そして、私たち国民、町民の暮らしですけれども、円安により利益を上げている大企業を片目に、私たちにとっての円安は食料品の自給率39パーセントというお国柄の中で、食料品や燃料を初め日用品は値上げされ続けております。そういう中で4月から消費税が引き上げられる。今のうちに買いだめしておこうという駆け込み需要で、一応今商売をやっている方は潤っているかもしれませんが、心の中では4月以降の経済の冷え込みに対して大変な不安を抱いていられます。そして税金も公共料金も来年度からは微増、急増、それから新たな増税、東日本復興税は新たに庶民の懐から引き出されるわけです。介護保険も国保も上がります。そして、その反面、サービスが切り捨てられている。こういう住民の不安を軽減するのが、地方自治体がいちの一番に取り組むべき福祉の増進、その福祉の増進に対して財政の強化がなければという発言は、非常に住民にとっては重たいものがあります。

町長の公約一つ一つについて質したいところですが、差し迫った福祉の問題、あるいは教育の問題について、町長はどのように考えられているのか。選挙公報を見ても、ビラを見ても、これから先こういうふうにやりますよという具体的な方策は出ておりません。きょうは具体的に26年度を中心にどのようなことを考えられているのか伺いたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問でございますけれども、福祉と教育ということで、1、2を一つで答えてよろしいということですか。

（「話をごちゃごちゃになりますけれども、それでもいいでしょうかね」の声あり）

○町長（飯島勝美君） 分けますか。

（「いえいえ、一緒でも構いません、話があちこちになることはお許しください」の声あり）

○議長（小高芳一君） 発言があれば議長の許可を得てから行ってください。

○町長（飯島勝美君） それでは、福祉と教育につきましての考えということでございますけれども、今、野中議員さんのお話にもありましたように、今経済のお話から出ましたんで、経済のお話から申し上げたいと思いますけれども、日本の経済そのものはもう既にご承知のように大変厳しいものがございます。これは私どもの一自治体でどうこうできるものではないんですね。ですから、先ほど26年度の予算の中でも話をしましたように、やはり地方自治体も合わせて1,000兆を超える借金という中であります。ですから、これからだんだん依存財源というものがこの地方の自治体にとっても厳しい局面が出てくることは間違いないわけでございます。そういう中で、本町にとりまして、財政を組み立てている中でやはり町の自主的な財源というものは今40パーセントを切っております。そういう中で依存財源が60パーセントを超えている中で、やはり国の財源に頼らざるを得ない、そういう状況に今の大多喜町の財政があるということです。

そして、今のお話にもありましたように、福祉、教育にいたしましても、やはりまずお金がなければできないものではないんです。ですから、財源の強化というのはやはり重要であり、依存財源に頼っている町にとって、やはりそういったことをしっかりやっていかなければ、これからなかなか国の今の1,000兆円を超える借金の中で、これからこういうものが減らされたときに、じゃ、町はどうするんだと。今言いましたように、基本であります住民の福祉の増進ということにやはり影響するわけでございます。そういった観点から私は申し上げております。

そして、まさにですね、先ほど箱物行政とおっしゃいましたけれども、私も決して箱物行政をやっているわけではございませんで、私が新たな箱物をそんなにつくっているわけでは

ございません。4年間の中でもそういうものはございません。必要なものしかつくっておらないわけでございまして、決してそういうことではございません。ですから、そういう経済だけということではなくて、やはり地域経済がしっかりしなければ税収がふえないということでございます。そういうことで、その観点から私も申し上げております。確かにアベノミクスで言われておりますのは、景気は上がっているというお話でございますが、これはやはり為替の差益の中で上がっているわけでありまして、国内需要をベースとする内需につきましては、全く先ほどのお話にもありましたように、大変厳しいものがございます。大変、国内の需要ではそういう状況にはないわけでございます。さらに、デフレがまだまだ脱却できない状況にある中でございます。そういうことでございますので、私どもも福祉の後退あるいは教育の後退のないように、そういったことで財源確保ということで行っている話でございます。

その中で、今お話にもありました福祉、教育につきましてやはり後退させないように努力しなければいけません。私どもの町全体は今同じような人口規模あるいは類似団体から比較しましても、大多喜町は非常に職員が多いと、だから減らせということを行われております。そういうことで町も定員管理も進めているところでございます。ですから、そういった観点からいきましても、町で福祉というものを町の財源で全てやるというのはなかなか厳しいわけでございます。

ですから、私が今進めておりますのでは、特に福祉につきましては、一口に福祉と言いましても大変幅広いわけでございます。今山田議員さんのご質問の中にも大変福祉の話が出ました。大変多岐にわたっています。一口で話せるものではないわけですね。ですから、福祉についても多岐にわたりますが、一つ一つ丁寧にやはり進めていかなければならないと思っています。

そういう中で、今民間の事業者、こういった方がこの地域に、この大多喜町に参入しやすいような形で側面的な支援を含めて進めていくというのが、やはり基本ではなかろうかと思えます。町が直接手を出すということはなかなか今の財政状況の中では難しいということで、私ども今民間事業者の力をかりながら、また協力をしながら、福祉政策を進めているということで行っているところでございます。

一つは、今現在進めているもの、また今計画をされているもの、また支援していくもの、いろんな形がございますが、具体的には幾つか挙げたいと思えますが、一つは認知症のグループ施設でございます風鈴花さん、2年前に開設していただきました。これは1ユニット9

名でございますが、もう既に定員がいっぱいですね。今既に増床といえますか、増設をしていただいております。また1ユニットということでございますが、これも今9名ということの中でもう既に5名が予約入っております、できればすぐもう5名が入るわけですね。そういうことで、こういった民間の施設に、また私ども国を含めて支援事業という中でまた進めさせていただいているところでございます。

また、今もう一つは、訪問看護ステーション、これは今計画されているところがございます。この事業者さんとも用地の問題、いろいろございまして、そういったところから協力関係をしながら、何とか訪問看護ステーションを開設していただきたいということで、今私どもも進めているところでございます。

また、もう一つはですね、子ども発達支援センターそらいろの誘致ということでございます。これにつきましては、今現在御宿のほうに拠点がありまして進めているわけですが、私ども本町にとりましてもですね、児童発達支援事業であったり、放課後の児童クラブ、あるいは保育所等の訪問等の支援事業ということで、そらいろさんの誘致ということは今進めております。特に、現在、下大多喜の地先にちょうどいい空き家があるということで、こういったことも仲介の中で現在この開設をしていただくということで、今進めておまして、何とかこれもできるのかなというふうに思っております。

またもう一つは、大多喜病院さんがいろいろ増設をしております、その中でレインボーの誘致ということであります。これもいすみ市に拠点があるんですが、これも大多喜病院さんも必要の中であるわけですが、相談支援事業あるいは日中の活動支援事業あるいは地域交流支援事業という中で、大多喜病院さんが何とかこの誘致をしていただくということで、病院内に開設をしていただくわけでございます。

またもう一方、グループホームしらゆりということで、これも既に今大多喜病院さんが今の病院の前につくっていただいております、こういった形で私どももできるだけ民間の事業者がやれることを側面からできるだけの支援の中で進めているところでございます。やはり民間の事業者の力なくしてこれができないわけでございますので、こういったことを我々はしっかりと、また支援を含めて、また協力をしてまいりたいと思います。

またもう一方で、町としてやはり一つはかかわる中で、先ほど山田議員さんからありましたように見守りサービスということ、こういったことを今もう既に始めているわけですが、これは各事業者、いろんな事業者がございまして。やはり郵便局であり、また新聞配達の問題であり、またいわゆる牛乳配達、あるいはさまざまな事業者と今いろいろ協定を結

ばせていただきまして、さらにまた多くの事業者と協定を結びまして、ご協力をいただきまして、見守りサービスをさらに強化してまいりたいと思っております。

またもう一つは、買い物弱者対策につきましては、先ほどもお話がございましたけれども、2月から既に、お名前を出していかどうかわかりませんが、一事業者、今開設をしていただきました。ようやく2月から進めていただきまして、今順次いろいろな地域に回っていただいております。そして2月から始めましてですね、住民の皆さんからぜひうちにも寄っていただきたいという要望もありまして、何カ所かもう既にそういうことで新たな場所も進めているところがございます、またこういう買い物弱者対策、一事業者今進みましたがけれども、これからまたさらにいろんな事業者もこういったことで参入していただければということで、私どもはある意味情報提供を含めていろいろと協力していただき、この弱者対策ということで進めていきたいと思っております。

また、今町も介護、障害者の計画等も今策定するわけですが、こういった計画につきましても、三育学院大学さん、看護学科がございますので、そういった大学さんと協力して、この計画策定も進めてまいりたいと思っております。

またもう一つは、先ほど山田議員さんのご質問にもありましたように、総合交通体系、これはやはり最終的には、プロジェクトでやっておりますが、これも今後しっかりと、いろいろ住民のニーズを聞きながら、また状況を把握しながら、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

また一方、子育てあるいは教育の環境ということで考えますと、やはり人材の育成というのは最大のものでございます。ですから、私は人材育成ということは最大の力点を置いているところがございますが、本町も保育につきましては、26年度予算では3歳から5歳までの2子を無料化ということで、この26年度予算を計上したところでございます。また、

(「すみません、何の無料化、3歳」の声あり)

○町長(飯島勝美君) 保育料、2子、3歳から5歳の間に2子がいた場合に、2子目から無料ということでございます。

またもう一つは、既にもう進めておりますが、保育園あるいは学校等の小学校全学年、英語の授業をやっているわけですが、これをさらに強化してまいりたいと思っております。これはですね、首都圏の私立の学校等を見ますと、もう既に小学校で英語の会話が十分できると。こういった内容充実をさらに三育大学さんとの協力の中でやはり地域に人材育成の中で進めてまいりたいと思っております。

またもう一点は、既に進めております学校統合、総元、大多喜、上瀑小学校の学校統合というものを順次計画どおりに進めてまいりたいというふうに思っています。

またもう一つは、子供の情操教育ということの中で、ことしは大多喜町は合併60周年でございますので、そういった中でできるだけ子供さんたちに本物を聞かせる、見せるということの中でいろいろな今私どもも昨年から探していたんですが、今年度、ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉、これをですね、今計画しております。何とかこれを進めたいと思っております。やはり本物を見せる、聞かせるということは、子供の教育にとって非常に重要でございますので、こういったことを進めたいと思っております。

またもう一点はですね、最先端の技術でございますロボットの技術、これは福島原発で千葉工業大学で原発の中に入っていましたロボット、これを私どものいろいろやっている中で、千葉工業大学の吉田先生にこのロボットの講演、これを学校のほうに今ご提案をしております、学校のほうもぜひということでございますので、こういった本当の技術というものを子供さんに教えるということで、これも今年度、学校さんのほうも特に希望しておりますので、進めてまいりたいと思っております。

またもう一つはですね、健康という面も考えますと、今申し込んでおったんですが、NHKの全国に放送されます体操、これも今年度大多喜で何とか8月に決まりましたので、これらも含めていろいろ進めてまいりたいと思っております。

そういうことで、福祉、教育につきましてはやはり町民と一体となった中で、町の財源だけで全てできるものではございませんが、決して私も後退させることなく進めてまいりたいと思っておりますので、そのようにこれからまたしっかりやりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 気になるところがあります。依存財源が大多喜町では60パーセントだ、自主財源は40パーセントしかない。人口がどんどん減って、これ国策だと思うんですけども、一次産業を軽視する国策の中で、どんどん地方が疲弊していく、そういうところでも全国レベルの行政サービスが施せるようにということで交付税が多いわけで、交付税制度があるわけで、依存財源が60パーセントであるというふうに何だかすごく卑下している、劣等感を持っているみたいな、そういう考えというのはおかしいのではないかと。依存財源が何であろうと、依存財源と自主財源の比率がどうであろうとも、住民によりよい行政サービスを保障するというのが行政の任務であって、できるだけ、自主財源が少ないのなら、あの手

この手で国からお金を引っ張り出してくる。町の事業が財源確保のために、自主財源を確保するためにお金を使っていくみたいなふうに受け取れるんですけども、そういう考えは私は改めてもよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問でございますが、財源を確保するために町の財源を投入しているという今お話もございましたけれども、私の4年間を見てもそれほど私はそういうものに投入していないと思います。それは実績を見ていただければおわかりだと思います。私が依存財源の60パーセントというものを、なぜその話をするかというのは、根本は、このお金というのは国から来るわけです。国がこの財源が処置できなくなったとき、これは市町村には来ないわけです。ですから、今の国の財政状況、1,000兆円を超えるこの借金の状況の中で、またこの26年度の予算も90兆を超える予算の中で、いわゆる税収が45兆円も満たない、あとはみんな借金で賄っている国の予算財源というものを考えたとき、借金がふえ続けていくわけですね。ですから、この先ずっと市町村に国がお金を出し続けるということは、誰が考えてもなかなか難しい。ですから、今から我々もやっぱり一つ一つそういうことを検証しながら、自分たちもしっかりそういう基盤づくりをしていかなければいけない。そういうことでありましてですね、決して卑下をしているわけではなくて、現状の分析というものをしっかりしていかなければいけない。その認識をしていくということが大事であるというふうに考えています。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

なお、矢代代表監査委員より、本日の午後の会議を欠席したいとの届け出がなされております。これを許可しておりますので、ご承知願います。

（午後 零時01分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

11番野中眞弓君の一般質問を行います。

○11番（野中眞弓君） 先ほど町長は国には1,000兆円の負債があるとおっしゃいましたけ

れども、その使い方なんですけれども、国民のために使つての国債ではなくて、大企業減税とか、あるいは不要不急の大型公共事業に大変なお金をつぎ込むとか、そういうことに使われたほうが多いと思うんですね。表面的には借金財政ですけれども、その中身を変えさせていくというためにもやっぱり国民のために税金を使わせる、それはどんどん自治体が要求していかなければならないと思うんです。国はこんなに借金があるから、身の丈に合ったというのは、私は町民の委託を受けた町政としては非常に残念だなと思います。

町長のほうから具体的に幾つか出てきました。私のほうも具体的にこれはどうなるんだということを挙げますので、ご答弁お願いします。

福祉、子育て、一緒にやっちゃいます。これで3度目です。来年度、再来年度から介護保険の要支援認定で1、2の方は介護サービスから対象外になると外されると。これをどういうふうには町は福祉のサービスを後退させないで町民に保障していくつもりなのか。

それと、70歳以上の医療費自己負担分が、順次70歳になる人から、今までだったら1割負担で済んだものを2割負担になってしまう。かつて、ご近所の方なんですけれども、70になってうれしいことがある、医者代が3分の1になった。随分違うんだよとおっしゃっていたことがあるのですが、やっぱり3分の1になるというのは年金生活者にとっては大変助かることです。医療費負担がふえるというのも、福祉の後退ではないかと思います。これをどうするのか。

もう一つは、子供の医療費の問題です。このあたりでは、毎回言っているんですけども、子供の医療費、中学3年生まで、要するに義務教育期間の子供たちの医療費を無料にしているところは大多喜町とお隣の勝浦市だけで、地方においては子供の医療費というのは中学3年生まで無料というのが今標準仕様だと思うんです。町長は、所信表明の中で、若い世代がこの土地に、町に残れる若者の定住こそ町の重要な鍵だと強調されました。そしてこれは町長の原点だともおっしゃいました。この原点である若者の定住のためにも、私は子供の医療費、世間並みに中学3年生まで実施すべきではないかと考えております。

その点で、この3点、目の前にぶら下がった介護保険の問題と医療費の問題と、それから子供の医療費中学3年生までの無料化、どのように考えていられるのか、具体化されるのか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま3点のご質問をいただいたわけですが、介護につきましてはですね、これは基本的には国の施策の中にあるわけです。私どもは国の施策の中に

自治体がそれに加わっての一体の事業でございまして、国が、じゃ、やらなくなった分を町がどうするかということは、なかなか町の財源でそれを賄うことは難しいわけですね。ですから、これはやはり国の動きというのをしっかりと見きわめた中でまた進めていかなければなりません、国が手を引いたから、じゃ、町がそれを引き受けるかということはなかなか難しいと思っています。

また、医療につきましては、特に国保につきましては、私ども町も医療費の皆さんの負担というものを軽減の中で法定外の繰り入れをしております、3,500万、そういうことで、これは人口に当たる1人当たりの金額でいきますとですと、今お話がありましたけれども、私どもの町が一番ある意味支援している部分なんですね。いすみ市も確かに金額は大きいですが、人口で割りますと私どもの町のほうがやっぱり支援しているところもあるんです。ですから、必ずしも、この部分だけが劣っているから大多喜町が悪いということではないと思いますが、ただ、野中議員の言われるように、できるだけ負担を軽くするというのは、それは気持ちは一緒でございまして。ですから、町の財源として許せる中ではできるだけ進めていきたいとは思いますが、やはり限りある財源でございまして、特にこういうものは恒久的に行うものでございまして、やはり先を見据えた中でやっていかなければいけないと思っています。

また、子供医療費の無料につきましては、またそれは近隣との状況も見ながら、今いろいろ野中議員も調べていただいて、そういうことで今お話もありましたんで、余りにも劣っているようであればですね、私どもも考えていかなければいけないと思っています。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 揚げ足のように聞こえるかもしれませんが、町長、先を見据えてとおっしゃいました。どのように見据えていらっしゃるのでしょうか。特に子供の医療費などについては、いつでも地方が国よりも先を走っていて、国が後からついて来るという状況だと思います。子供の医療費を無料化したのは本当に地方自治体、幾つかの地方自治体先陣を切ってくれて、住民の必要度からしていろんなところが始めて、今は大体が全国の標準仕様になってきている。だから、今国にやれということを主張していると思うんです。国と同時にやるというのはやっぱり最近、いつか、ずっと大多喜町って福祉の面では県のトップクラスにいたと思うんです。ここにきてがたがたとよその自治体のほうが取り組みがよくなっている。それは住民にとって幸せなことではないと思うんです。そういうふうにと考えると、私は国がやるのももう時間の問題ではないかというふうには思っているん

ですが、町長の見据えている先というのはどういうんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） もちろん、今いろいろ私どもも先を見据えてというお話をいたしましたけれども、やはりこういう支援というものはですね、一旦始めますと、まずとめることができないんですね。ですから、恒久的な財源が必要なんですね。ですから、やはり町の収入というものも含めながら、また近隣との状況も見据えながら、また国の状況というものを見据えながら慎重にやっぱり進めなければいけない。始めて途中でできませんでしたということではできません。ですから、恒久的なものについては特にやはり慎重に進めるべきだと思っています。ただ、先ほど言いましたようにですね、子供医療については劣っているということであれば、またそれは私どももきちっと考えてはまいります、ただ、一部分だけが劣っている、全体的に見たときにどうなんだということもありますので、そういったことを総合的に見て判断したいと思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 介護保険のほうなんですけれども、介護保険のほうでいいますと、始めたときには介護の社会化だということで始めました。今、どういうふうに言っているかという、今まで暮らしていたところで安らかにじゃないけれども、暮らしなれたところで介護をしてもらう、要するに在宅介護というのを国は言ってきています。しかも、それは在宅介護で、望む人はそれでもいいのですが、できないところもある。それから行政はできるだけ手を引く、ボランティアで対応、要支援1、2なんかの人なんかについてはボランティアで対応するというような、本当に国が責任を持たない、社会保障ではなくしようとしている。その一方で保険料はどんどん上げていくと。これ住民にとっては大変しんどいことだし、裏切りだし、許せないことなんですね。それをやるのは、介護保険はとりあえず国がどうあろうとも、町が直接住民に施してるわけです。だから、国が手を引いたからどうのこうのというのはやっぱり一番住民に接している自治体なわけですから、言えないと思うんですね。要支援者を介護保険から切り離すというのは再来年、27年度からだと言われてます。あと1年あるわけで、いろんな面で町は困るんだということを国にきちんと言っていたきたい。そしてもう一方、やはり介護する体制というか、そういうものを整える。これには町長やっぱりずっとこの間おっしゃいますけれども、人づくりだとおっしゃいますが、やっぱり人づくりというのは優秀な人がつくれば優秀な人材ができます。きちんとした人材育成、それは職員だけではありません。町民もそうです。そういう町民もきちんとした考えと技量を持つ

て臨めるような事業を組むには、役場にもやっぱり人材が必要です。そういうことも含めてしゃかりきにやっていただきたいと思います。

そして、確認ですけれども、子供の医療費の無料化について長くない時期に実施するというふうに受け取ってもよろしいのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それはまだ私は時期ということは明言はいたしません、野中議員さんがおっしゃいますように、やはり住民の福祉の増進というのは、野中議員さんに限らず我々も議員の皆さんも全部気持ちは一緒だと思うんです。ですから、それはもう皆気持ちは一緒なんです、やはりさっき言いましたように、恒久的なものについては慎重にやらなければならぬし、ただ一点だけでこれを進めるということじゃなくて、トータルで物を見ていかなければいけないということで、少なくともしっかりとしたものをこれからしっかりと考えてまたつくっていきますが、時期については明言申し上げられません。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 大多喜町は財源的には劣っている町ではありません。周辺がやっているのうちのほうができないという、そういう切迫したような町財政、飯島町長の4年間のご努力もありまして、財政調整基金は1億5,000万も積み増ししましたし、減債基金も6,300万も積み増しされています。周辺ができて大多喜町にできないということはない。そのことを強調したいと思うし、子供の医療費を、無料化を拡大したからといって、本当に町の財政が厳しくなるか、それは私はわかりませんが、それこそ無駄を省き、町の中の人材をきちんと育成することによってお金の使い方の流れが変わる、そういうまちづくりをすれば十分できるのではないかと私は考えます。よろしくお願いします。

その人づくりにかかわってですけれども、質問の2点目に移らせていただきます。

町でやっぱり頭を痛めるのは医療、介護関係の出費が毎年膨らむことだし、町民のほうも医者代がかかるというのは、お金の問題だけではなくて、自分の健康に対する不安というのは大変大きいものです、そここのところでは何とかならないか、徹底してみんなが健康で一生を終わるような、生活の質を高めるようなまちづくりができないかと思っております。そのための一つの提案をさせていただきます。

実は、保健協会の先生から歯科のことを伺いまして、後期高齢者の議会でも一般質問したんですけれども、私たちはどうも私も含めて歯については軽く考えている節があるのではないのでしょうか。ところが、実際今だんだん歯と健康のことが明らかにされています。この数

年の間に歯周病、歯槽膿漏ですね、歯周病とは一見無関係に思える病気も歯周病菌が関連していることが広く知られるようになってきています。歯周病菌が歯周ポケットから血液中に入り込み、全身に広がり、たどり着いた場所で病気を起こすということです。血管では動脈硬化の原因となって、脳梗塞、心筋梗塞、狭心症などを起こしたり、手足の動脈が詰まって悪化すると切断に至る場合もあるバージャー病とか関節リウマチも歯周病と関係があると言われていているそうです。歯周病はインスリンの働きを低下させ、糖尿病を引き起こし、歯周病を治療すると血糖値が改善されるなど、生活習慣病と言われている病気、医療費の療養給付費の中で高位ベストテンの中にはあっと入るような病気が、実はたどってみたら、歯周病に関係があったということが言われています。お年寄りなんかは歯がなくなってしまうと唾の飲み込みとかが悪くて、寝てる間に唾液が気管に入って肺炎になると、こういうのがものすごく多いんだそうです。そういう点でも歯を失わないってすごい大切なんだと。

ちょっと古い資料なんですけど、香川県の調査です、県の調査です。2月の歯科の国保のレセプトと同じ人の医科、要するに普通のお医者さんのレセプトで調査したところ、歯の残っている数、歯周病の程度と全身疾患の医療費、その治療に係る診療日数を検討した結果、歯周病が軽度かかかっていない人のほうが医科の診療費や診療日数が平均的に少ない傾向が示された。特に循環器と糖尿病で明らかだったと。これはとある県の正式な調査です。そのほか、よくかめば健康になるとかそういう問題もあります。ですから……まだもう少しレクチャーさせてください。食べ物を時間をかけてよくかむと血糖値が高まり、脳の満腹中枢で満腹感が得られ、メタボリック症候群を予防し、糖尿病、心臓病の発症を減少させる可能性がある。よくかむと脳の血流量がふえ、物忘れや認知症のリスクを軽減させるとも言われています。今私たちが抱えている問題を本当に一人一人が歯科のことについて身につけて、口腔ケアの技能を身につければ、今私たちが悩んでいる、行政として悩んでいる問題はかなり軽減される。医者代というのは、悪いものをゼロにするものですから、初めから悪いものをなくしてしまえば、そのお金がほかに使えるわけです。そういう意味ではちょっと時間がかかるかもしれないけれども、歯科に関する、歯科の健康を守る事業というのうんと力を入れるべきだと思うんです。特に子供に対して、幼児期から義務教育、親のところを離れるまでの間に徹底して知識と歯磨きの技術、それからチェックする習慣、そういうものをつけさせることによって、初めは行政がそれは面倒見なきゃいけないと思うのですが、その人たちが20年後、30年後親になったときには自分の子供をそういうふうに教育できると思うんです。息の長い話ですが、今こそこういう事業が必要なのではないかと思います。

伺いますが、本町の歯周病検診の実施状況及び国保における本町の10大疾病について簡単に教えてください。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 本町の歯周病検診の実施状況及び国保における本町の10大疾病についてのご質問にお答えしたいと思います。

歯周病疾患検診は、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防すること、また歯周病が心筋梗塞、糖尿病等を引き起こす要因になるということから、平成23年度から実施しております。検診は前年度40、50、60、70歳になられた方を対象に実施し、受診された方は平成23年度20名、24年度27名、今年度は現在15名の方が受診されております。

次に、10大疾病ということでございますが、平成24年度に実施いたしました平成24年5月の診療状況を調査いたしました国民健康保険病類別疾病統計表によりますと、診療件数の第1位は虫歯や歯肉炎等の歯及び歯の支持組織の障害、第2位は高血圧等の循環器系の疾患、第3位は脊椎障害等の筋骨系及び結合組織等の疾患、第4位は糖尿病等の内分泌栄養及び代謝疾患、第5位はぜんそく等の呼吸器疾患、第6位が統合失調症等の精神及び心の疾患、第7位は白内障等の目及び附属器の疾患、第8位は子宮がん等の新生物、第9位は2つございまして、胃潰瘍などの消化器系の疾患、骨折等の損傷、中毒及び内臓の疾患でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） すみません、時間がないので、この項はこれで、ありがとうございます。

その次なんですけれども、歯科の知識、技能をきめ細かく身につけさせるために、先ほど町長は大多喜町は職員の数が多過ぎると指摘されていると言いましたけれども、本当に専門職がきちんとした指導をしてほしいということで、歯科衛生士を職員として採用し、保健師さんや栄養士さんと連携して口腔ケア、食育を初めとしてきめ細かな健康指導体制をつくっていく、息の長い体制になると思いますけれども、そういう考えはありませんか。保健師さんも丁寧にやっていらっしゃる。実際、いすみ市では、歯科衛生士さんが職員として、これ囑託なんだそうです。正規の職員じゃないんだそうですが、普通の職員さんと同じように出向して、健診でも指導のときでも、保健師さんは口に指を入れてこれがこうでとできないけれども、衛生士さんだったらそれができる。いなければ、お医者さんに行きなさいと言

わなきゃいけないところを、衛生士さんがいるとその場で指導ができる。そういう点で、いたほうがはるかにいいですということをおっしゃっていました。衛生士さんがいることによって町民の負担も減っていくわけです。歯の磨き方なんかにしても一人一人くせがありますから、本当の専門家がその子に応じた指導をしていくということは必要だと思うんです。時間が少ないと思いますので、簡潔にご答弁お願いいたします。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 現在、大多喜町では歯科衛生士について職員の採用はしていませんが、母子保健事業の一環として毎月実施しております乳幼児相談では1名、隔月に実施している1歳半、3歳児健診では2名、保育園で年3回実施している歯磨き教室ではつぐみの森保育園で2名、みつば保育園で3名、年2回実施している入園前の乳幼児の虫歯予防教室では1名の歯科衛生士をそれぞれ依頼しております。また、介護保険事業では、からだいき塾で口腔機能トレーニングに年4回歯科衛生士を依頼しておりますが、現在の体制、事務量を勘案いたしますと、職員として歯科衛生士を採用することは考えておりません。臨時で対応できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 質問の途中ですが、11番野中眞弓君に申し上げます。申し合わせの持ち時間残り5分となりました。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今の体制ではいいんですよね。今ではなくて、もっと充実した体制が欲しいんです。職員平均して600万、歯科衛生士が何年か入っていく中で、年額600万よりももっと大変なお金が節約できる可能性があるわけです。そういう点で入れて健康なまちづくりという大きな柱を透明でもいいんですけれども、立てて、取り組んでいってほしいんですが、町長どうでしょうか。簡単をお願いします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 町でそういう専門職を採用するという考え方でございますけれども、大多喜町には今歯科医師さんが3カ所ありますかね。ですから、比較的歯科医師さんというのは、今、お医者の中でも多いんですよね。ですから、できるだけそういう方たちを活用するという方法も一つの手だと思います。確かに専門職を入れるということも一つはあるかと思いますが、大多喜町には歯科医師さんが3カ所、3医院ございますので、そういった方をもっと活用するという方法の中で進めるということで、今課長も答弁したとおりでござい

ます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 歯科を中心にして健康づくりの体制をつくっていくという、そういう方針はどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 歯科を中心というお話ですが、今現在やっている事業もいろいろございまして、歯科に特化するということは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 特化しなくてもいいです。歯科も、歯科も健康事業の大きな柱に立っているということではどうでしょうか。急いでください。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 歯科もと言いましても、なかなかそれも難しいと今考えております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 学問的にそういうことが言われるときに取り入れないというのは、これは住民に対する裏切りだと思います。本当に時間もお金も知恵もかかるとは思いますけれども、やるべき価値のある健康対策だと思います。

3つ目ですけれども、8020、80歳で20本自分の歯を持たせようと。今全国的には38パーセントぐらいなんだそうです。意外とたくさんの方が自分の歯で頑張っているらしい。やっぱり歯が多いほうが年をとってからも健康だということで、郡なり県なりでは表彰があるんですけども、そうではなくて表彰、よくここまで頑張りましたねという本人の人生をたたえる賞状みたいな、あるいは粗品みたいなものもして、その方がずっと歯を守ってきたということ表彰するような制度を、20本ある人は誰でも80歳になったらたたえてもらえるという、そういう制度をつくる考えはありませんか。お年寄りはずっと喜ぶと思うんです。人生今まで一度も賞状をもらったことがない方でも、もらえるということでもよろしく願います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 今、表彰のお話ですけれども、現在夷隅郡市歯科医師会のほうで表彰を行っております。それで、ですから、町で表彰しなくてもよろしいというふうに考えております。なぜかと申しますと、その80歳で20本以上自分の歯をお持ちの方、例えば

2月の広報にも出しましたが、全く反応がございません。こちらで把握する方法が、今老人クラブを通じて把握しているような状況ですので、入っていない方も多数いらっしゃいますので、把握する方法もちょっと見当たらないというところでやらない方向で考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 野中議員時間です。

○11番（野中眞弓君） 一言だけ、質問ではありません。掘り出すのが面倒くさいからという事は理由にならないと思います。どうやって町民の気持ちを掘り起こすか、それが人づくりだと思ふんです。面倒くさいことを一つずつ積み重ねていって、みんなが安心して暮らせるまちづくりをしていただきたいと思います。そのためには、一律に職員を減らすというようなことはいいことではありません。

以上をもちまして、少し延びましたけれども、町長のお情けによりまして延ばさせていただいてありがとうございます。

◇ 麻 生 勇 君

○議長（小高芳一君） 次に、4番麻生勇君の一般質問を行います。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 婚活イベント事業についての質問をさせていただきます。

大多喜町の人口は、合併時の1万8,000人を頂点としまして、毎年140人から160人の減少が見られます。今現在は1万300人ぐらいだと思いますけれども、1万人という状況で大きな行政課題になっております。

もちろん、町では人口減少に何とか歯どめをかけるべく、さまざまな施策により対策を講じてきておられることは承知しておりますが、若年層の減少と高齢化率の反比例の実体系となっております。頭を悩ませているのが現状であると思います。

人口減少の諸施策が追いついていないのが現実であります。また、町ではこれまで6回ほど若者の男女の出会いの場をつくり、定住化につなげようと担当職員を充てて婚活事業に取り組んでおりますが、効果がいま一つのようにあります。

先月の広報紙やチラシ等で「出会いの広場 in おおたき」がお知らせされておりましたが、この事業の効果が徐々に出てくることを期待する時期に来ていると思われまます。

いろいろな事情や諸条件があり、問題解決には大変厳しい、難しい政策であると思ひます

が、さまざまなアイデアを多方面からも積極的に取り入れて取り組んでいただきたいと思います。

一つのアイデアとして幾つかのテレビ番組でも企画されております婚活の例を参考にして、いすみ鉄道の車両を使った婚活の企画が考えられると思いますが、先日、いすみ鉄道の観光大使である渡辺正行さんがいすみ鉄道の社長役に扮して「菜の花ラインに乗りかえて」のテレビドラマがNHK総合テレビで放送されましたが、知人からも好評のご意見が寄せられました。

また、いすみ鉄道の鳥塚社長も次から次へとアイデアを出して、さまざまなアイデアでいすみ鉄道の魅力、またこの沿線の知名度を上げ、収益増にも大きな力を発揮しております。

そこで、観光大使である知名度のある渡辺正行さんやいすみ鉄道の社長のご協力をいただいて、いすみ鉄道を貸し切った婚活列車の企画など、積極的に計画することも非常に大きな効果があると期待できると考えられますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 婚活イベントの事業につきましてのご質問でございます。婚活イベントに対しまして積極的なご意見またご提言をいただき、ありがとうございます。

ご質問の中にもありましたが、町では社会福祉協議会、また夷隅ライオンズクラブ、大多喜町商工会のご協力をいただき、今月16日日曜日にも平成25年度最後の婚活イベントを計画しているところでございます。そして、議員ご質問のとおり、この事業に期待し、その成果を求められてくる時期であるとも考えております。そのような中、ご質問の中にもありましたとおり、NHK千葉放送局開局70周年の記念ドラマ「菜の花ラインに乗りかえて」が放映され、いすみ鉄道の知名度が上がり、興味を持ってくれた若者も少なくないと思います。議員ご提言のとおり、知名度の高い渡辺正行氏やアイデアがいっぱいあるいすみ鉄道の社長、鳥塚社長のご協力をいただいた婚活列車は非常に期待ができる企画であると考えますので、ぜひ実現したいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。ぜひ、そういう方向で進めていただきたいと思います。

また、企画する場合はですね、同じ行政課題を近隣の市町も多分持っていると思います。共同開催することも効果があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 町では平成26年度から大多喜町単独での開催ではなく、いすみ市と共同開催の婚活イベントを計画しております。今まで郡市内でも婚活イベントは行われておりますが、それぞれ市町単独での開催であり、主催母体が違う等の理由によりまして、共同開催の検討も進まずにいたところでございます。しかし、今回の開催でもご協力をいただいている夷隅ライオンズクラブが市町をまたいで活動しているキューピットクラブを編成し、婚活活動を支援していることから、改めて平成25年度の中で相談をさせていただきましたところ、いすみ市で婚活イベントを主催するいすみ市の商工会の青年部と接触ができて、今回の共同開催に向けての積極的な協議を進めるということになっております。共同開催する中では、経費等についてもいすみ市も予算化するよと、大多喜も予算化して共同開催をしていきたいと思いますよということで、一応相談をかけておりますので、平成26年度においては共同開催の方向性も視野に入れまして、検討を進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ぜひ、共同開催で実績を上げていただきたいと思います。

また、この出合いの企画ですね、企画の周知方法はどのようにやっておられるのかなと思います。質問いたします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 現在ですね、ほぼ町の予算の中では、予算のほうお願いしております内容はほとんど広報活動のほうに入っております。もちろん町のホームページ、町の広報紙はもとより、婚活のチラシですね、今回もつくりましたが、そういったチラシの配布、またいすみ、茂原市とかを中心とした企業の広報紙みたいなものが、イベントの広報紙みたいなものがあるんですけども、そういったものが無料で掲載してくれるということで、印刷会社さんのほうにお願いしたところ、無料で掲載してくれるということで、何回か載せていただいたり、また新聞等に取り上げていただく場合もございますので、そういったもので広く募集を行っております。また、職員をもって各企業連絡協議会、会社等を回ったり、また病院を回ったりとか、そういったことでお知らせをしております。また、知人を通してのお願いもしている中で、今回もですね、女性が現在のところ21名、男性が16名ということで、既に応募をしていただいております。可能であれば、もっと町内の男性が参加していただければと、私ども主催者側としては思うところがございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 個人的にいろいろな事情があると思いますけれども、私の今住んでいる近所でやっぱり独身者が多いんですよ。これの企画が若い人を中心ということですが、今残っているというか、独身でいる人はね、いろいろ今までも話がありまして、チャンス逃している人が多いと思うんですよ。そういうことで、独身者の棚卸しっておかしいんですけども、棚卸し、それから直接本人に、こんなことあるんだけど、参加してみないかという話を、そんなことの直接声をかけて、参加を促すということは考えられませんか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 参加というか、募集のほうの年齢のほうですけども、女性の方にも同じような傾向がありまして、若い方から40代までという話になりますと、40代の方は結構遠慮されてしまったりとか、一度結婚に失敗して子供がいますよと、そういうような人たちはなかなか出てきてくれない部分ってあると思います。また逆にですね、大多喜町の中で結婚をまだしていない方については、まさに40代、中には50代の方もいらっしゃいますし、そういう方も出たいと思っても、なかなか若い人と出られないというところもあるかと思いますが。企画の中では40代、50代を対象とした婚活も過去にはやったことがあるんですけども、なかなかそういう方すらも出てきてくれない部分もあります。直接声をかけるという方法は非常にいいと思いますし、また26年度については女性の方からもそういうお声をいただいておりますので、そういったものも企画の一つであると思います。町のほうでは年間2回程度しか計画をしていないんですが、係の中では、それを、回数をもっとふやして、あんまり経費をかけないで何回かやったほうがいいんじゃないかという、そんな案も出ているところがございますので、その中の案では、ある程度年齢のいった、40代、50代の方と、例えば結婚に失敗した方だけの婚活とかそういったのも案だと思いますし、皆さんが直接自分の区にいる独身の男性、女性の方に声をかけていただくのは非常にいい方法だと思いますので、今後ともお願いをしたいところです。よろしく申し上げます。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 私の知人でやっぱり結婚相談所をやっている人がいるんですけども、ある人をそこへ紹介したんですよ。そしたら、男なんだけれども、俺、よその人と一緒になるの嫌だと言うんですよ。やっぱり町内に、一番近いところの人と一緒にになりたいと、

そういう希望があって、じゃ、だめだよなとって断ったことあるんですけども、そういう事情もあるんですよね。だから、ぜひ幅広くやっていただけたらと思います。

次に、いいですか、議長、連続して。

○議長（小高芳一君） どうぞ。

○4番（麻生 勇君） 山ビル対策について質問したいと思います。

この件は、いろいろな議員、多数の議員が鳥獣あるいは山ビルということで質問されておりますけれども、なかなか解を見ないところがございますが、大多喜町の主要産業である農林業は、中山間地域の中で営まれています。特に、老川、西畑地区は森林面積も多くて、春から秋までの時期は鳥獣被害で悩まされて、それから特にこの時期は農地、竹林管理をする上で有害獣被害に加えて山ビルに悩まされております。そして、農林業や山仕事以外でも、生活圏まで山ビルが侵入して、数少ない若い夫婦や子供たち、孫たちは怖がって、今まで住んでいた家や地域を捨てて外に出て行ってしまったと、そういう事例を聞いております。

山ビル駆除の方法については、山や荒地をきれいに掃除すればある程度の効果はあると言われてはいますが、広大な林地や原野を個人個人がやることは、高齢化という現状から大変困難であります。また、いろいろな資料を見てもなかなか有効な手段がなく、防衛や防除方法のみで、そこに住む住民にとっては本当に迷惑な小さな怪物です。

このようなことから、これまでも、何人もの議員が一般質問や質疑を行い、地域住民の声を行政に訴え、対策を伺ったり、要望してきたところですが、なかなか解決できない大きな行政課題であります。

このままでは、若者はますます住まなくなり、人口が減少し、地域活動にも大きな障害を及ぼしています。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

山ビルの発生分布を町は把握しているのでしょうか。把握している場合、その状況はどのようなになっているのか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 山ビルの生息状況でございますけれども、これにつきましては、現在、老川、西畑地区と三又区、黒原区周辺まで拡大していると思われます。また、夷隅川の周辺にも生息しておりまして、大多喜高校の下の旧二の丸浄水場の取水口の下流及び外廻橋付近でも発見されております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 要は、老川、西畑の川を渡って来ているんじゃないかということですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） そのとおりで、ヒルが川の流れて乗って下流のほうまで流れてきているということになるかと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） じゃ、山ビルの発生状況はどのように調査されておられるのか伺います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） どのように調査しているかということでございますけれども、特に現在調査ということではしておりませんが、有害鳥獣駆除をしている猟友会の話とか住民の話を参考に申し上げます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 今後の調査方法ですね、どのように行うというか、どうやって行うかの見直しをお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 今後の調査につきましては、毎年実施しております有害鳥獣のアンケートに山ビルの項目をつけ加えて調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 山ビルの発生拡大を防ぐための方策や効果的な退治にはどのような方法があるのかお伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 発生拡大を防ぐための方策や効果的な退治の方法ですが、まず防ぐには太陽光線を直接差し込ませ、地表面を乾燥させます。また、地面を乾燥させるため、草をできるだけ短く刈り取りまして、刈り取った草は焼却し、焼却した灰は散布すると効果的だそうです。また、退治についてですが、食塩水、木酢液、酢酸溶液、アンモニア水、

また消石灰などを使用し、退治することもできます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 発生状況を防ぐ、拡大を防ぐのに下草を刈って地面を乾燥させるという事ですけれども、うちの庭ぐら이었다ら、多分簡単にできると思いますけれども、乾燥させる場所が主に山にヒルがいるわけですよ、山ビルが。町の80パーセントの山林を、そこを、きれいにするというのは、先ほども高齢化という話がありましたけれども、高齢化ですね、高齢化している地域では地元のすぐ周りの山でも掃除できないのが現実なんですけれども、そこでもっと退治方法の見通しがいいのかなというので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 退治するに決定的なこれぞという策は、現在のところ発表されておられません。先ほど、麻生議員さんのご質問の中にもありますように、これぞというのがなくて大変恐縮なんですけれども、確かに山林とか、そこまで下草を刈るということは非常に難しいということはおもっています。ですから、そういうときにはもうあらかじめ作業員ができるだけヒルに近寄られないような策を講じて、食塩水を含ませた布を足に巻いて、長靴の周りに巻いていたりとか、虫よけスプレーをかけたりですとか、そういう方法でとりあえず対処をしていただくことしか、現在回答できませんけれども、そういうことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） これから共有とかの林道の清掃があるんですけれども、もう少したつと梅雨というか、お湿りが多くなりますよね。そうするとね、長靴履いてかっぱを着てもつかれるんですよ、つかれるというのは虫にね、ヒルにつかれるんですけれども、結局ね、ニコチンがいいとか、要するに防除だけなんですよね。雪を溶かす、あれは何というんですか。

（「塩カル」の声あり）

○4番（麻生 勇君） あれでもいいよという話を聞いているんですけれども、それを山にまくわけがないし、結局、やられるままなんですよね。きれいにしないと、また後で困るんですきれいにしますけれども、今本当に困っています。

山ビルを退治していくには、やはりその住人が協力してやらないと効果が上げられないと思います。そこでですが、住民への周知方法や、また説明会の開催予定があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 年1回ですね、西畑地区のコミュニティーセンターのほうで山ビルに対する対策と称しまして講習会を実施しております。これにできるだけご参加いただきまして、ヒルの生息状況、そういうものを頭に入れていただきまして、自分なりにまた考えていただければと思いますけれども、薬のまき方ですね、どの辺にまいたらいいのかとか、どういうふうに掃除したらいいのかとか、そういう方法でとりあえず対処していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） その周知方法なんですけれども、広報とか防災無線でできるんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） それは広報であらかじめ周知したいと思います。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。大変難しい問題なんですけれども、ぜひいい手がありましたら、ぜひみんなに周知していただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時02分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時13分）

◇ 根本年生君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、1番根本年生君の一般質問を行います。

○1番（根本年生君） 根本です。質問させていただきます。

まず初めに、私は地域コミュニティーの件について質問させていただきます。

災害の防止・軽減、地域福祉の充実、防犯意識の向上を図るためには互助、共助というべき地域コミュニティーが担う重要な役割があることは広く認識されています。しかしながら、少子高齢化、人口減少、地域経済の衰退により地域の連帯感の希薄化が進み、地域に関心を持つ人、地域の活動に参加する人が少なくなってきました。このような状況の中で、町では地域コミュニティーの活性化のため、相当の危機感を持って積極的に支援すべきと考えていると思われませんが、さまざまな施策を行っていると思われませんが、その内容について伺いたい。

コミュニティー活動の活性化について。平成13年から平成27年までの新総合計画の中で、コミュニティー活動の活性化が行政の重要なテーマであると記載されているが、その重要性は年々増していると思うがいかがか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 新総合計画に記載のとおり、地域コミュニティーの活性化が行政の重要なテーマであり、またその重要性も年々増していると思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 行政も同じ認識であるということが確認でき、大変うれしく思います。

では、なぜ地域コミュニティーの活性化が行政の重要なテーマであるのか、またそれが年々その重要度が、なぜ増していると考えているのか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員のご質問の中にもございました互助、共助というべき地域コミュニティーが非常に重要な役割を行政の中では担っておりますよということ、要するにその文言について新総合計画の中では言葉を変えておりますが、やはり地域と人づくりを進めることが重要であって、地域からのまちづくりを進めるためには、自治意識の高揚とか地域連帯の強化を図ることが非常に町にとっては必要でありますよと、また、地域がやっぱり自主的、主体的な活動ができる環境をつくるのが、町としても重要であると、そのようにうたっておりますので、重要性、そういったものが町にとっても必要ですし、その重要性は年々増しているというのは同じ認識であります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 年々その重要性が増しているにもかかわらず、少子高齢化等により地域のコミュニティーはますます弱体していくのではないかと考えております。このまま放っておいていいのでしょうか。中には子供のいない集落もありますし、一番若くて50歳、その50歳の方も独身で結婚していない、あと10年や5年でも集落を維持できない地区が出てくるんじゃないのでしょうか。今までどおりの施策でこれを食いとめることはできるのでしょうか。新たな施策に取り組み、地域のコミュニティーの活性化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員のご指摘のとおりだと思います。そのようなことから、新総合計画のほうに記載をさせていただき、やはり行政と地域コミュニティーが協働してまちづくりを進めていく必要がありますよということであわせていただいております。議員のおっしゃるとおりです。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 以下の質問もありますけれども、目指しているのは地域コミュニティーの活性化についてどのようにしたらいいかという議論をしていけたらと思います。

まず、防災について。地域コミュニティーが災害時の被害の軽減能力や防災能力に密接な関係があるということはわかっていると思います。しかし、そのためにはしっかりした地域コミュニティーが存在する必要があります。その件についてお聞きしたい。

安心・安全なまちづくりを進めるには、あらゆる災害に対して強いまちづくりを行う必要があります。現在は過度に消防団に依存していると思われれます。現在の消防団及び町の防災体制の問題点を伺いたい。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 安心・安全なまちづくりを進めることに対して、消防団への過度の依存をしているつもりはございません。火災や水害の対策となるとやはり地元消防団にお願いせざるを得ない状況ではございます。現状の消防団についてはですね、消防団への関心度等から団員確保の問題があります。その辺が困難に直面しているところでございます。また、防災体制でございますけれども、独居の高齢者等の災害時の支援体制等を確立するのが急務ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私、今、災害が、仮に何かあった場合、消防団に任せている、一般の住民はなかなかそれについて手伝いとか何かする体制になっているのかという意味で、消防団だけにしわ寄せがいつているんじゃないかならうかと。地域は地域で守るという認識が薄れているんじゃないかということで申し上げた次第でございます。

続きまして、消防団の充実、これも充実も図っていかなくちゃいけません。あと自主防災組織の推進、それと地域コミュニティーの活性化の関係についてはどのような見解を持っているのか伺いたい。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 消防団の充実と自主防災組織の推進、あるいは地域コミュニティーの活性化の関係でございますけれども、消防団については地域住民の生命、財産を守るための活動を行っております。それに対しまして、自主防災組織につきましては、地域の住民の防災意識を高めて、みずからを守るための防災訓練や防火活動等を行う組織でございます。この自主防災組織と地域コミュニティーは密接なつながりを持って組織運営が図られなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 自主防災組織の推進を図ると基本計画にも書かれていると思います。25年度、この自主防災組織の推進と充実を図るためにどのような施策を行ったか教えてください。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 毎年度各地区で防災訓練を実施しております。その地区で行われるたびに、自主防災組織の設立を各区にお願いをしております。今現在は老川地区全地区で自主防災組織ができています。そして上瀑地区の田代区で今年度自主防災組織をつくっていただきまして、資機材を提供したところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今のお話の中で、各区にお願いしているということですが、どのような形で、私地元の区長さんとかにも聞いたんだけど、具体的に何か会合をやるとか、文書でもってとか、具体的に何か強力で推進されたことはない、その区長さんが間違っているかどうかわかりませんが、どのような形で推進を図ったのか、その具体的内容を聞

かせてください。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 今申し上げたとおり、各地区で防災訓練を毎年順番で行っています。たまたま今年度は老川地区で防災訓練をやりましたので、老川地区につきましては自主防災組織がございますので、改めてそういう話はしませんでした。また、ほかの地区につきましても、防災訓練を地区別に回ったときにその話をしておりますので、根本議員さんがいらっしゃる大多喜地区については、今から3年前に恐らくそういう話をしました。私がちょうど来たときでございますので、3年前の区長さんにはそういう自主防災組織をつくってくださいというふうなお話はしております。ですから、毎年お願いしているわけではございません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 毎年って、5地区ということは地区によっては5年に1回そういった要請をするということですよ。先ほど言いましたように、5年たったら、要は地区のコミュニティーがどうなっているか、大変厳しい状況だと思うんです。今のうち、少しでも体力のあるうちにこういったことはどんどん進めるべきじゃないでしょうか。

次に、自主防災組織設置助成要綱、これはあるんですけれども、設置推進要綱などか規則とかこれがないんですね。本来であれば、自主防災組織をつくってくださいと、そういった規則みたいのがあって、それでできたものに対して助成するというのが順番なんじゃないんでしょうか。先に助成の要綱だけあって、それを推進する計画とかつくってもらうための規則等がないというのは逆なんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） そういう話でございますけれども、あくまでも自主防災組織でございますので、自分たちでつくっていくのが、自分たちが、みずからがつくるのが自主防災組織でございますので、町から推進をすとか、そういうことで要綱あるいは規則をつくるということではございませんので、自分たちでそういうことをつくっていただくということをお願いするような形でございますので、改めて規則、要綱は作りません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、このままで自主防災組織が各地でできるとお考えですか。行政

が積極的にかかわっていかなければできないんじゃないんですか、いかがですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） そのために、先ほど申し上げたとおり、各地区の防災訓練等をする要請をするときにですね、こういう組織をつくってくださいというふうなお話をしているわけでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ちょっと納得いきませんが、次へいきます。また後でまとめて。

すみません、あと、やっぱり地域コミュニティの活性化と地域福祉も非常に密接な関係があると思っております。地域福祉を向上させ、増進させるためには、住民一人一人がお互いに助け合いながら、福祉を必要とする人たちをできるだけ地域の中で地域とのつながりを保ちながら行うことが大事だと思います。そのためには地域に根ざした地域コミュニティが存在していることが重要です。その件について伺いたい。

福祉を必要とする高齢者、児童が増加していると思われるが、現在の大多喜町の福祉サービスの現状をどう考えていますか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 本町の福祉サービスの現状をどう考えるかということでございますが、高齢者につきましては外出支援サービス、軽度生活支援事業などの高齢者の方々への各種サービスの実施、地域包括支援センターにおいては介護関係について各種事業の実施や相談事業を行っております。また、今年度より地域、企業など社会全体で行う高齢者見守りネットワーク事業がスタートしております。母子保健事業の中で核家族化等の進行による子育て家族の孤立化、子育てに関する心理的負担感、不安感の増加等の母子保健対策上の諸課題に的確に対応するため、住民の自主的な地域活動を育成し、育児不安等に対応するための情報交換等を促進するため、健診時に親同志の交流会などを行っております。これらの事業は全てではございませんが、地域の方々の協力をいただきながら実施しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、地域福祉を充実させるには地域のコミュニティの活性化が必要であるという認識でいいですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 議員のおっしゃるとおり、地域の方々に協力していただいて、事業が実施されれば、それが一番いいことだと考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それで、すみません、一つ戻りますけれども、消防団の充実と自主防災組織の推進を図るには、やはり地域コミュニティの活性化が絶対条件だという認識でいいですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 絶対条件と今おっしゃられましたけれども、絶対条件とは言えないと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、どういうあれですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ちょっとここで論点を、争点を整理したいんですが、何を求めてそういう質問をされているのか、ちょっと私にはわかりかねるんですが。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 要は、今消防団も非常に厳しい状況にあると、若年層が減っていて、団員も集まりにくい状況、では、消防団だけではなかなかいざ災害のときに対応できないんじゃないかなろうかと。その補完というんですかね、協働にやるということでもいいでしょうけれども、それには自主防災組織の設立がぜひとも大切だと、しかし、自主防災組織の設立が思うように進んでいないという認識でいます。それをじゃ、するにはまず、何が必要なのかと、地域コミュニティの、さっき言ったように子供がいない、いても50歳以上で若くて独身で、集落としての維持機能が果たせない、そういった状況になった集落に自主防災組織とか消防団の充実とかを図ろうといっても無理なんではないんですかと。やはり一番最初に地域コミュニティの活性化を図ることが重要なんではないんですかという意味で申し上げます。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 議員さんのおっしゃることは重々わかるんですが、逆に、そこにいらっしゃる、よく少子高齢化と言いますけれども、そういう対策をしなければ下の人たちが、若い人が産まれてこなければやはり難しいんで、コミュニティばかりが最重要課題だ

というふうなことはなかなか言い切れないのかなど、確かにその地域の中の話し合い、地域コミュニティというのはそういうことだと思うんですけども、そういう話し合いだけではなかなか難しいと。そうであれば、少子高齢化対策のようなものをそこをやっていかないと、なかなかその地域の人たちの下の組織といいますかね、そういうものを生んでいくというのは難しいのではないかなというふうに考えます。そういう面で絶対条件ということではないというふうに申し上げました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） やはりちょっと納得いきませんが、また後で話ししますけれども、要は、だから、少子化も含めてです。少子化対策も含めて、地域コミュニティの活性化についてさまざまな施策を行うべきではないかということで申し上げます。

じゃ、次へいきます。交通安全と防犯体制について。交通安全と治安面も地域コミュニティと深い関係があると思います。地域コミュニティがしっかりしているところは防犯意識が高く、ごみも少なく、道路や里山の草刈り等も定期的に行われ、犯罪の抑圧、交通安全にも効果があると思われれます。その件について伺いたい。

交通安全・防犯体制の充実と地域コミュニティの活性化は綿密な関係があると思うが、その見解を伺いたい。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） なかなか難しいご質問でございますので、一応、私どもはですね、交通安全とか防犯体制の充実、地域コミュニティの活性化が必要、関係があるということは承知はしております。確かに大きく考えれば、そういうつながりがなければそういう体制が組めないのかなというふうなところがございます。それが密接というべきかどうかちょっとわかりませんが、つながりはあるというふうに考えています。防犯体制についてもですね、地域の見守りとかが重要な要素ではないかなというふうに思います。交通安全対策については、やはり一つの住民のモラルというか、そういうものがかなり重要視されるのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ちょっと認識が違うというか、もうちょっと地域コミュニティの活性化が大多喜町の発展に寄与するところは大きいんだよということを言いたいんですけど

も、それはあんまり関係がないんだというような、そんな答弁のように聞こえてなりません。

次へいきます。次、区長と行政の連絡員のことについて。コミュニティー活動の活性化のためには、地域のことに詳しい区長さんたちの協力が必要です。その件について伺いたい。

区長さんたちが行っている地域活動に対してどのような認識を持っていますか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 区長さんたちが行っている地域活動に対しましての認識でございますけれども、地区の住民の皆さんの意見をまとめまして、その行政区の運営を図るとともに、地区の要望等を、町政への意見の取りまとめ等をお願いして、町のほうに上げていただくというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 大多喜町行政連絡員設置規則の中で、行政連絡員は非常勤特別職とすると規定があります。これはなぜ非常勤特別職なんですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 町長がですね、行政連絡員として一つの行政員としてお願いをしているので、非常勤特別職でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、職務をしている間は公務員という扱いでよろしいですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 非常勤特別職の公務員でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 次に、第1条に民主的にして円滑な運営と書かれています。この民主的にして円滑な運営の民主的とはどのような意味を指しますか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 住民の皆様の意見を吸い上げて、一方的じゃなくて、住民の皆さんの意見をまとめるというふうな意味でございます。それが民主的であるというふうに考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 次にいきます。じゃ、1号ですね、町政にかかわる通達事項の周知徹底を図るとあるが、具体的にどのような方法で行っているのか。その方法で周知徹底が十分なされていると考えていますか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 町政にかかわる通達事項の周知方法ということでございますけれども、通常の場合、月に1回町の広報を配布しております。それ以外に回覧方式等によりまして町の連絡事項を周知しております。十分と言い切れるかどうかまではいっていないような気もしますが、一応町としてはそういう方向で今進めております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） これを見ると、町政にかかわる通達事項ということは、町政のやることを伝えて、町政のやる意味、周知を住民に徹底させなさいと、先ほど言った、町民の意見を聞いてその件について吸い上げるということは書かれていません。それで、これがだから上意下達、上からの指令を町民に守らせようとしているというふうにしかな見えませんが、いかがですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） たしか、その後に要望事項を取り次ぐというふうなことがあると思います。その辺がやはり上位下達じゃないんで、そういう要望がありましたら受けますよというふうな意味で受け取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） また、順次いきます。

まず、続いて、調査の協力に関することとあるが、過去にどのような協力を要請しましたか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 今までの協力要請でございますけれども、総合計画やその他のアンケート調査、それが調査ですね、それと災害の発生があった場合、職員に各地区の担当がいるんですが、その職員が状況を把握できない場合、あるいは自分が把握して、もっと必要がある場合には、そういう区長さんに被災状況等の確認もお願いをしているのが調査要請で

ございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、すみません、次にいきます。

要望の取り次ぎに関するのとあるが、要望に関する事項の受付方法、要望書の書式、保管方法、回答の方法等確立していますか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 要望の取り次ぎ方法でございます、基本的に区長さんから文書にていただくことになっております。様式は任意でございます。窓口は、関係課が複数の場合には企画財政課のほうで総合窓口として受け付けをしております。一課で、一つの課だけの要望であれば、その担当課で受け付けをしております。その際、企画財政課と私のほう、総務課のほうに合議制というふうなことで町長まで決裁をいただいております。また、書類の保管方法でございますけれども、各関係課で文書規程がございますので、その文書規程によりまして保管をしております。回答につきましては、複数課にまたがる場合には一括して企画財政課のほうから回答書、文書でいただいたものについてはそれに対しての一項目ごとに回答文書を差し上げております。また、回答期限でございますけれども、多少期限、時間を要するものもございますけれども、できれば1カ月以内ぐらいには、回答できるものについては回答するようにさせていただいております。あと予算の対応等が必要な場合には、そういう予算対応をした後に回答する場合もございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 区長さんも行政に詳しい人だけではありません。行政に余り詳しくない人も多々いると思います。じゃ、この問題についてどこに行ったらいいのか。じゃ、建設課に行け、水道課に行け、企画財政に行け、総務に行け、それじゃなかなか難しいんじゃないですか。これは一元化して、どこか総務課でも企画財政でもいいです。最初にそこに行つて、書式も統一する、保管方法も一定の部署が全部取りまとめると、これ要望したんだけど、建設課にあるのか、水道課にあるのかわからないという方も多数いると思います。あと回答の方法も各課ばらばらとかじゃなくて、一元してその係のところに対応すると、そういったことをすることが住民サービス、区長さんに対して丁寧な取り扱いではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 確かに議員のおっしゃるとおりでございます。今後ですね、今までもある程度は企画財政課のほうで取りまとめて、窓口にもなってやっていたんですが、一課、仮に町道のどこを整備してくれという直接区長さんがいらっしゃる場合がございますので、その場合は建設課のほうへ行っていただいたりということもございますので、それ以外については企画が、わからないことについては企画財政課のほうでとりまとめというふうなことで、庁舎内ではそういう話はできています。回答文書もそのようにするようしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） よろしく申し上げます。

続きまして、町政の発展のために必要なこととあるが、どのようなことを想定しているのか。また、過去に行った事柄があれば伺いたい。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） このその他事項のところでございますけれども、一応町の主催するいろいろな事業、諸行事等の協力要請等をお願いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 次に、連絡等の会議は必要に応じて町長が招集するとあるが、会議はどのような会議がどのくらい開催されていたのか、そしてそれは町の正式な会議として取り扱われ、議事録等も残り、ちゃんとどのような内容が話し合われたというのが保管されるような状況になっているのか、それを伺いたい。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 会議でございますけれども、行政連絡員全体での会議、全部で63区でございますけれども、全体での会議はございません。各地区に行政連絡員の代表者、俗に言う区長会長さんがいらっしゃいますけれども、その5人の方を集めて年に1回代表者の会議を開いております。そのときに町の年間の行事あるいは大きな会議等をそのところでお示しをして、連絡調整をしております。その後、行政視察等の実施についても協議をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） まず、年1回、これで、先ほど第3条の1にあるような周知徹底を図る、ただ文書を置いてきていただけですね、会議も説明もしない、ただ置いてくるだけ、これで周知徹底は図れるのでしょうか。それと、年1回開催される、これは正式な町の会議と認識していいんですか、議事録とかそういったのは、残っているというふうに考えていいですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 後者を先に答えます。議事録というか会議の議事録、出席者と、それとどういう会議をやって、会議内容等は記録はしております。毎回記録してあります。その場で、町の代表の区長会長さん、俗に言う区長会長さん等を選出しますので、議事録としては残っています。

最初の質問のほうですけれども、文書だけで周知されて、理解されているかということ、なかなかその辺は難しいと思うんですけれども、各地区で区長会長さんの会議を各地区、老川、西畑、総元、各地区で区長会長さんの会議を開いておりますので、その席に必要があれば、担当課の課長ないし係長が行って説明をし、行事が、必要があれば、説明もしていますし、その年1回は少なくとも町長が呼ばれているいろんなお話も、町政についてのお話もしておし、そこでいろんな意見も伺ってきておる、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 次に、最初とダブるかもわかりませんが、区長さんたちの地域コミュニティーの活性化に果たす役割については、もう一度どのような認識を持っているか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 地域コミュニティーの活性化に果たす役割と申しますか、その辺につきましてですね、地域内、その地区内と申しますかね、その辺の諸行事の主催、お祭りがあろうかと思えます。お祭りとかいろんな地区で奉仕活動等、ボランティア事業等もあると思えます。そういう諸行事の主催、あるいは地域間、よその地区と、交流等の参加の依頼があれば、そういう役割となってくるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それと、この区長さんの件について、最後にちょっとまとめて幾つか質問したいと思います。

まず、行政連絡員という名称で行っている業務は、多少対価を払っていると思いますけれども、それは委託業務という認識なのか、依頼あるいは協力費という認識なのか。

それと現在支払っている費用は行政連絡員として支払っているのか。各区の区長さんの職務に対して支払っているのか。

それと区長の役割と行政連絡員の役割は明確に違うと考えています。区長の役割と行政連絡員の役割についてどのようなお考えを持っているのか。

それと、たくさんあって申しわけないですけども、最近いろんなところで行政連絡員という名称がふさわしくないんじゃないかと。あくまでも、さっき言ったように、いや、町政のことを下の住民に伝えて周知させるということで、逆に返ってくることを想定していないんじゃないかということで、見直しが行われています。それで最近多いのはですね、連絡員という名称じゃなくて、協力員、行政協力員というような名称に改めたところが多々あると思われま。その辺のことですが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） もし、答弁が足らなかったらまたおっしゃってください。まず、区長さんの、区長さんという行政連絡員の手当でございます。これにつきましては、町からいろんなお願いというか、そういう配りものお願い、あるいは行事の周知等をお願いする場合の報酬として、委託ではなくて報酬として払っています。委員ですから。あくまでも行政連絡員は委員ですので、皆さん、議員さんなんかと同じ報酬で払っています。それが均等割と世帯割で払っています。金額が必要ならまた後ほどお答えします。

それと、区長さんと行政連絡員の違いといいますか、その辺が議員さんは違うんだというふうな考えでございますけれども、我々はあくまでも行政連絡員としてお願いをしています。区長さんとして、町としてはですね、区長さんとしてお願いしているわけではございません。行政連絡員として町長の委嘱状を交付して、行政連絡員をお願いするというふうな形でお願いをしていますので、その辺の認識は違うんじゃないかなというふうに思います。

名称でございますけれども、行政連絡員がふさわしくないのではないかなというふうな意見でございますけれども、その辺についても必要があれば、違う形で変える分にはやぶさかではございません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 先ほど、区長さんと行政連絡員、別に分けていないというようなお答

えでよろしかったと思うんですけども、そうすると、仕事をしている間、勤務している間は公務員ということですよ、非常勤ですから。そうすると、地元に戻って各区の仕事をしていることも、町とは関係なくですね、区長さんとして、要は区の問題解決とか自治会の親睦を図るためとか、活性化を図るために区長の立場として行っている仕事と連絡員として、さっき言った地域と行政のパイプ役としていろんな配りものをする、いろんな相談にも乗る、要望書も出す、これは違うんじゃないかと思うんですけども、先ほどの話だと、区長をやっているときも公務員の立場なんだよというふうにとられるのかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ちょっと私の答弁が悪かったかもしれませんが、区の中でまとめ役をしているときにつきましては、それは公務員という立場ではないと思います。ですんで、別にもし何かあった場合は困りますんで、傷害保険を別にかけています、町としてはですね。行政連絡員としての場合、何か配りものをしている間に事故を起こすとか、あるいは町に要望活動に来たときにたまたまですね、事故を起こしてしまったとか、そういう場合があった場合には非常勤特別職の公務災害というふうな扱いで補償もするように、一応区分けはしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） また、区長さんの関係なんですけれども、区長会さんが年間どのくらい業務に出ているのか、区長会長さんと話して資料をもらってきました。町の行事として、区長会長として出るのが50回の会議に出席、あと地元、これは要は区長会というと中学校の入学式だ、卒業式だ、町のあれですよ、要は区の純然たる区の立場じゃないという、区長会の立場とすると50回、地元の行事にもそれ近い日数出ています。そうすると、区長さんの仕事はさっき言ったように、区の地区のコミュニティーを活性化させるためにいろんな問題解決、いろんな仕事あると思うんですよ。ですから、一律に、これは各区が区長さんと連絡員と同じでいいよといえ、それは何ら変わらないんですけども、今一律的に区長さんと連絡員、一緒だという考えなんですか、それとも別個にしてもいいという考えなんですか、申し込むときに。行政連絡員としてお願いするときに、一律にもう区長さんだからお願いしますということで委嘱しているのか、各区の要望を聞いて、我々の区ではこういったほうが区長さんより行政のパイプ役としては行政のことにも詳しいし、いろんな面で知っているか

らふさわしいんじゃないかという人も各区によってはいると思うんですよ。余りにも区長さんの仕事量が多過ぎるんじゃないだろうかと。だから、各区が別に同じでいいと言え、それは何ら問題ないと思いますけれども、その辺は各区の自主性に任せるとかそういったことは可能なんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず、行政連絡員を委嘱する場合、元に戻りますけれども、委嘱する場合は区の代表、その区、トップは大多喜区ですよね、大多喜区の代表として出てきていただきますんで、その人を行政連絡員というふうな形、それがイコール、恐らく区長さんになってしまうと思うんですけれども、そういう形で区の代表だから行政連絡員としてお願いしますよというような形で委嘱はしています。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 設置規則上はですね、今総務課長もお話ししましたけれども、行政連絡員と区長さん、今現在はもうほとんど、100パーセント区長さんをお願いしているような状況です、行政連絡員は。行政連絡員の設置規則からいいますとですね、やはりこれは地元の、地元から推薦のあった者を町長が委嘱するというふうになっておりますので、仮に区長というのは要するに区で決める長ですよね、うちのほうは行政連絡員ということでお願いしているんですけれども、それはあくまでも地元から町に、この人を行政連絡員にお願いしますという推薦を受けたときに町長が委嘱するというものですから、考え方によってはそれは区長さんと行政連絡員は推薦が違えば別になる可能性はあります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ほかにちょっと区長と行政連絡員のことをいろいろ聞きたいんですけれども、ですから、改めてここで言いたいのは、区長さんの役割、行政連絡員の役割、区長さんは地元でどのような活動をしてほしいのか、地域コミュニティーの発展のために、その辺を地元の意見も聞きながら再度見直す必要があるんじゃないかなろうかと、会議の進め方についても。もう長い間ずっとこうきていますよね。そのままでいいというならいいんですけども、改めて町の活性化を図るためには区長さんの果たす役割は非常に重要だと思います。再認識させるという意味でもいいかと思えますけれども、再度区長さんと町のあり方について検討してもらいたいと思えますけれども、いかがですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、区長さんについてのるるお話がありました。確かに長年の慣行と
いいですかね、これは一つのルールだったと思うんですけれども、そういう中でずっと今日
まで来ていることはもう確かでございます。そういうことで、規定から見ますと、代表とい
う考え方、それがイコール区長さんということで来ているわけですね。ですから、それは
これから地域の皆さんがいろいろ考え方の中で、区長の仕事と行政連絡員、町へ送る代表は
また別だよという考え方がそこに起こってくれば、それはまたそれで考え方としてはあると
思います。ただ、なかなか皆さん役をやるというのを、現実の問題としてはあんまり喜んで
受けていない。ようやく、役が回ってきたから1年何とか辛抱しようとか、そういう状況の
中にありますんで、果たしてそういう形になるかどうかはわかりませんが、積極的な形でそ
ういうことが起こり得るとすれば、それはそれとして考えられることだと思います。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、これも要は地域のコミュニティーの活性化を図るために
区長さんの役割をいま一度見直したほうがいいんじゃないかという意図で質問させてい
ただいています。

次に、いきます。地域コミュニティーの活性化と行政の役割について。地域コミュニテ
ーの活性化を図ることは、町の全ての施策の根幹になると思っています。先ほどもいろん
な方が質問しました。福祉の問題、教育の問題、いろんな問題、これは地域のコミュニ
ティー、地域の集落が活性化しなければ何もできないと思っています。

そこで、もっと町がですね、今のままでは地域のコミュニティーがだんだん弱体して
いくことは明らかなんですから、もっと積極的に支援を行うと、あり方について見直す
ということが必要だと思います。地域コミュニティーの活性化を支援する行政の役割
について見解を伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 地域コミュニティーの活性化を支援する行政の役割
でございますが、新総合計画の中、157ページに記載しておりますが、コミュニ
ティーの意義や活動の役割についてのPR活動、また広報啓発活動等を積極的に推進し、
コミュニティー意識の高揚を図ることだと考えております。具体的には、文書や
広報紙、会議等を通して情報を提供し、コミュニティーの活動を支援して、その
意識の高揚を図ることだと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ、積極的に、このままの現状を続ける限りどんどん衰退していくことは明らかだと思いますので、ぜひもっと積極的な支援をお願いしたいと思います。

続きまして、地域のコミュニティーの活性化を図るには、相談窓口の設置、各地区・団体等が行っている取り組みについて、情報をもっと細かく提供する必要があると思います。また、地域の枠を越えた取り組み、先ほど言いました区長会さんの会議が年1回、もう少し会議をやって地区の状況等を把握する必要があるんじゃないんですかね。災害においても、その地区だけで対応できることはなかなか今後難しいと思います。地区を越えた連携、これがぜひとも必要だと思いますので、もう少し地区を越えた関係の意見交換会とかそういったのが必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 相談窓口の設置、また情報交換を行う場の設置についてのご質問でございます。現在、地域コミュニティーとして集落ごとに自治会が組織され、区長会長や区長が中心となり、自主的なコミュニティー組織が展開されております。また、それ以外にも目的を同じくしたさまざまな共同体があると思います。そのような中、代表的な情報交換、意見交換の場として地区ごとの会議が開催され、その代表が集まる区長会議が開催されております。町からも区長会が開催する情報交換の場としての定例会議、研修等に活動経費も支出されております。その会議の中でさまざまな各区の取り組みや問題点を話し合うことが可能であると考えております。会議では、町議会議員の方、また町長、副町長、教育長と議論することも可能であり、またテーマを挙げて、先ほど総務課長もお話ししましたが、各課長、担当を呼んでの研修や議論も可能だと考えます。さらに、町全体の区長会の視察研修に参加することによりまして、各地区の代表たる区長が他の団体の情報を得ること、またその情報を地元を持ち帰り提供することも可能であると考えます。加えて、地区のさまざまな相談には、内容にもよりますが、役場の各担当課がそれぞれ対応いたしますので、改めて相談窓口の設置は考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私が言っている相談窓口というのは、ちょっと文章で足らなかった面もあるかと思いますが、仮に区長さんなり、住民の方が行ったときに、建設課、水道課さん、どこかの課、いろんな課、行政の立場として対応しているんじゃないかなと思うんですよ。住民、区長の立場に立って、要はやる部署、行政とは一線を画して、行政の立場

でなくて区長、住民の立場に立った、そういった窓口が必要ではないんですかと。行けば、区長さんが何か言っても、いや、行政のこうだからということじゃなくて、要は区長さんなり住民さんなんかをよく聞いてですね、区長さん、住民さん側に立った窓口、これが必要なのではないですかということでは言っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いろいろコミュニティーという話の中で、窓口一本化というお話でございます。確かにいろいろなれない人にとりますと、役場に行きますとどこへ行っていいかわからないというのも確かにおっしゃるとおりかもしれません。今、私ども26年度は、今私ども考えておりますのは、退職者、この再任用という形のをこれから有効活用していきたいと思っています。昨年も実は再任用ということもありましたが、なかなか皆さんにはそうにはいかなかったところございます。今年度は何とか再任用という枠で皆さん協力していただけるようなところがございますので、そういうところで、一つはですね、町長の政策室のような、窓口を一本化するような形のは今検討しているところがございます。そういうことで、再任用という方々にとりますと、非常に経験、知識というのは豊富でございますので、何とかそういう形の中で窓口はどこかまとめながら、そこを各課はまとめていくということで、窓口を一本化という方向は今これから検討してまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） よろしくお願ひします。

続きまして、地域コミュニティーの活性化会議等の設置について質問します。

住民は今まで税と引きかえに行政からサービスを受けて福祉や教育等の事柄を行ってまいりましたが、厳しい町の財政状況、職員の削減、町だけで十分な行政サービスを行うことは不可能です。先ほどもありましたように、買い物弱者対策にしてもやはり事業者の応援がなければできません。せんだっての大雪についても、いろんな苦情が住民から来たと思いますけれども、実質上、町の対応は、あれだけの雪が降ったら無理だと思います。そのためにはですね、行政にできること、行政と住民が協力してやってもらうこと、住民にぜひやってもらいたいことをざっくばらんに話し合える、そういった会議の場が必要なんじゃないんでしょうか。それはですね、ところどころつくっているところもあります。その組長はですね、諮問に応じて、町長が設置して、その町長の諮問に応じて調査及び審議して、当該事項については町長に対して意見を述べると、そして地域コミュニティーの活性化を図るというような意味合いで、今まで懇親会の前に町長が来てちょっと挨拶する、課長さんが来て挨拶

する、ただその懇親会というのは正式な会議の場ではないと思うんですね。正式な場を設けて、議事録もとり、そこで合意したことについては、行政ができるだけ実行に移す。そしてその内容はホームページ等にも、こういったことがあったんだよということを公開するとか、正式な会議を持つべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 地域コミュニティの活性化会議というなお話でございます。今現在、地域住民と行政が話し合う場といたしましては町政懇談会やNPO大多喜みらい塾が行っている農業の活性化策とかさまざまな交流会、懇談会等々がございます。また、町長においては各種団体の会議、福祉、民生、企業との各種協議会、実行委員会等に積極的に参加し、参加者の皆さんと意見交換、また懇談をするようにしております。さらに、行政の監視役であります町議会は住民と町議会の懇談会を開催し、情報提供することにあわせて地域コミュニティとの活発な意見交換を行っているかと推察をいたします。また、先ほどから申し上げておりますとおり、それぞれ町の職員を呼んでいただいて行う会議等々も計画をできると考えております。

またですね、先ほどから町とかコミュニティ活動の重要性等々についてご意見をいただいておりますが、この計画書の中で地域コミュニティの重要性を説くとともに、行政等に余り依存し過ぎるのはよくないよという問題提起をしていると読んでいただきたいと思います。この中でやはり近年核家族化や災害等々、今回の大雪もそうですけれども、行政に頼り過ぎることなく地域は活性化をしていく、自分たちで物を考えて自主的に行動しないと行政だけではだめですよと私は書いていますと読んでおります。今回の大雪でも、行政が行き切れないところで孤立化してしまったところ等があると思います。それこそ、地域の区長さんが考えて自分たちで独居老人の方に安否確認に行く、また食料を提供する、自分たちで雪をかいてそのうちを訪問してみる、そういった活動が必要なのではないか。全てを行政に頼るんじゃなくて、地域はそういうことを自分たちで考えて自分たちで行動するのが必要なんだよということやうたっていると解釈をしていただきたいと思います。改めて行政からこうしてください、こうしなきゃだめですよといううたい方だけではないということをご認識いただければと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君に申し上げます。申し合わせの残り時間4分となりました。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ですから、私が言っているのは、そういったことが町民に伝わっていますかと、そういったことをざくばらんに話し合う、町民の意見を聞いたら、苦情とかそういったことばかりで話し合いになんないとか、そういったことではなくて、町の立場を率直に町民に話したらいいじゃないですか。そういった場を設けて同じ町の活性化、町民も町を活性化したいと思っているんです。議員も思っている。町の職員、町長初めみんな思っているんです。思いは一つなんです。そういったことをざくばらんに話す機会をつくって話したらどうですかということを行っています。これは答弁はいいです。時間がないものから。そういった意味で言っています。

続いて、ホームページの月間スケジュールについて。これもホームページの月間スケジュール載っています。しかし、これに全部網羅されていません。私、広報の12月から3月まで、それとホームページ、それとあとホームページに載っている大多喜町の各種行事、それと新聞、新聞に大多喜町の行事が載っています。これがホームページに重要なことがほとんど載っていないんですね。例えば12月は消防団の模擬火災演習とかですね、あと出会いの広場とか、夷隅郡市一周駅伝、あと大多喜町町長杯の柔道大会とか、あと行事でいうとですね、さくらまつりとかも、これも決まっていますよね、レンゲ祭りも日にち決まっている。そういったのも載っていません。3月8日、オリブでやる交通安全イベント、こういったのも載っていません。特に情報の提供をしていただかないと議員も勉強できないんですよ。全て情報の、議員に勉強しなくていいよ、行政に任せておけばいいよといえど情報の伝達しなくてもいいですけども、我々も勉強したいんです。町の情報を得たいんです。町に協力したいんですよ、発展に。情報をできるだけ細かく詳細に、それでその情報を生かしてですね、あとみんながどう考えて行動するかは各自の判断だと思うけれども、情報が無いことには勉強のしようがない、何もできない。ぜひ、情報の載せてもらいたい。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ご指摘のとおりでございます。今後は情報提供できるような掲載をしてまいりたいと考えております。

その中で、町のホームページでございますので、社会福祉協議会ですとか観光協会、それぞれ法人化されておりますので、そちらの予定につきましては、ちょっと今掲載する考えはございません。その辺はホームページの中でリンクを張ってそちらのホームページへ移行できるようにしますので、そちらをご利用いただければなというふうに思います。

また、現在ホームページをリニューアルしております。今年度中には新しくなる予定で、新年度からですね、新しいホームページに移行します。そういう中で、今根本議員さんがおっしゃったとおり、情報がないというのは大変申しわけなく思っているんですが、一応、私のほうで、総務課で管理をしているんですが、各課から一応スケジュール表の中に入れなさいよというふうな指導はしているんですが、なかなか指導どおり進んでいないところをおわびをして、今後情報提供はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、すみません、最後、ちょっと時間がなくなっちゃったんで、防災と行政無線の件、まず、防災無線と行政無線は2種類に分かれているけれども、その役割は違うと考えております。防災無線はそれなりにきちんとした対応が必要だと思います。ただ、行政無線については、いろんなことを放送してもらいたい、先ほど言ったように、情報の提供の場としてですね、これは非常に有効な手段だと思っております。先ほど言ったように地域コミュニティの活性化のためにも、できるだけ情報を行政無線で伝えてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず、防災無線、行政無線、2種類に分かれているというふうな考え方でございますけれども、法律上は一つの種類の無線で防災行政及び一般行政業務の通信手段というふうな考え方でおります。そういう中で、役割としては通常の放送で行政の普及及び周知連絡、あるいは国・県等の行政機関からの周知連絡、あるいは町民の福祉に関することなどの放送を通常放送としております。また、緊急放送でございますけれども、地震とか災害、台風などの非常事態に関することや、生命救助、人命救助等の必要なことを放送することになっております。なんでもというふうなのはなかなか電波法の中で管理をされておりますので、そういう法律のもとで運営しなけりゃならないんで、何もかも放送ということはできませんけれども、できるだけ範囲で通常放送のできる行政の普及あるいは周知という連絡の中でできることはしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君に申し上げます。持ち時間が経過しましたので速やかに質問を終わりますようお願いいたします。

○1番（根本年生君） 放送できる内容とかできない内容、これを規則等で明らかにしてもら

いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 時間です。

○1番（根本年生君） それ、回答で終わりにします。

○議長（小高芳一君） 簡潔にお願いします。総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 現在の運用規則の中で定められておりますので、それに従います。
以上です。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午後 3時16分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時27分)

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、9番吉野僖一君の一般質問を行います。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 議長さんの許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

当町議会は、平成23年度から大多喜町議会基本条例の策定検討協議を終了して、24年4月から施行しております。前文の中に、二元代表制は町議会と町長がともに町民の負託を受け、対等な関係のもとに相互の牽制と抑制を図りながら、一定の均衡を保ち、町民の福祉の増進と町の発展に努める制度であり、この実現のために町議会が担う役割、果たすべき使命はますます重要となっているとあります。

そこで、質問します。当町も昭和29年10月6日に1町4村が合併しまして、現在の大多喜町があります。それで、ある町民の方向人かに、今年が町制60周年ということで、現在の表彰規程の見直しが必要と思うということで意見がありました。そのことに関しまして調べましたところ、確かに今の現況ですと、総規の中の第3章表彰という項目がありまして、大多喜町職員の表彰規程と、これは39年7月27日ですね、そして大多喜町名誉町民に関する条例、昭和62年1月29日、それと大多喜町名誉町民に関する規則、昭和62年8月8日、それと4つ目が、大多喜町体育功労者表彰規程、平成4年9月14日とありますが、ほかの各市町村の表彰規程とかを一応検索で出してみましたけれども、やはりちょっと町民の言われるとおり、

もう少しこの際、60周年という記念すべき年でありますので、その辺に關しまして町長さん初め町執行部の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 私のほうからご質問させていただきますが、よろしいでしょうか。今おっしゃられました、その三つ、規程、規則等があります。それを見直せというふうなお考えなのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 一般町民から言われたことはね、町民に対しての各分野の表彰のための規程が必要じゃないかということで町民から言われたので、それで、ここで一般質問することなんなんです、各ほかの夷隅郡市町、ほかのやつを見ても細かくいろんな表彰規程が出ていますので、できればこの際、60周年という記念の年でありますので、大多喜町もですね、その辺の見直しが必要じゃないかということでございます。それをだから、町長さん初め執行部はどのように思っておるかお伺いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 見直しというふうなお話ですと、今あるものを直すのが見直しというんですが、私どもが考えているのは、新たに60周年の記念の表彰規程、前回ですと合併50周年記念表彰者選考要領というのをつくったんですが、それに基づいて、来年度が60周年に当たりますので、合併60周年の記念表彰選考要領みたいなものをつくる予定で考えています。現行の制度の見直しは考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） じゃ、そういうことで、ほかの議員さんもどう思うかかわかりませんが、一応、町民からはもう少し表彰規程の見直しというか、新たにつくり直したほうがいいということでありますので、その辺またよろしく皆さんと今後の対応ですか、総務課長の今の答えですとそういうことでありますので、できましたら、そういう町民の声が強いうことで、60周年という節目で何とかこれを、他町と足並みがそろそろような表彰規程、内容にしていだければと思います。その辺もう一度検討願います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ですから、先ほど申し上げたとおり、60周年の記念表彰者の選考要領を定めて、それ前回のときもその年度が終わればもうその年度一回でございますので、

それは時限立法ですので、そういう形で60周年用の表彰要領をつかって、時限立法で終わらせる予定で考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） その辺を50周年と、50周年というその時一遍こっきりのことじゃなくて、継続的に、何かそういう表彰規程の見直しをということで、一般町民からの声でありましたんで、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） こういう記念のときじゃなくて、日ごろからそういう何か功労があった人を表彰できるような、一般町民を表彰できるような表彰規程をついたらどうかというふうなご意見だと思ひますが、今のところ、そこまではちょっと考えていませんで、とりあえず60周年に向けてですね、60周年の表彰規程をつくる予定で考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、総務課長の答えですけれども、町長さんはその辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 考え方は今総務課長が答えたとおりでございます。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） じゃ、一応そういうことで承りました。

次に、救急自動車進入不能道路状況についてお伺ひします。

救急車や消防車両の大型化に伴い、道路幅員以外においても、道路上に繁茂した雑木、垣根の張り出し等により、進入困難な箇所が多い場所がありますので、今後の対応についてお伺ひします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） ただいま吉野議員さんからご質問のありました救急自動車進入不能道路状況についてであります。道路上まで繁茂した雑木、垣根の張り出し等につきましては、基本的には所有者の方にお願ひをして伐採をしていただいているところでございます。所有者が労力的等の問題で伐採ができない場合は、所有者の了解を得た上で、町道の維持管理上必要範囲内で町が伐採をしているところでございます。今後も基本的には所有者の方に

お願いをしていきたいと考えております。

また、道路の狭さに起因しているところにつきましては、用地等の協力を得ることができれば、計画的に道路改良を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 建設課長らしい回答でございまして、たまたまですね、私、防火安全協会ということで夷隅郡市の、昔は危険物安全協会ということでやっぱり女房役をやっておりまして、うちのおやじも消防関係ということで、なかなか救急、自分もですね、過去何回か救急車のお世話になって何とか命拾いでここに立っておるわけですが、なかなか救急車両が入らないというのが、やはり先ほどから皆さんまちづくりのことで一般質問をいろいろやっております。婚活の問題とかいろいろ、そういう問題をやっておりますけれども、やはり環境整備ということで、これは音頭取りをとらなくちゃいけないんで、町の計画というか、そういうことで、どこでも救急車両が入るように町の方策、対策というか、政策でですね、各区、各町民にその辺のことをしないと、なかなか道路の土地の提供とかいろいろありまして、なかなかできないと思うんですよね。それで、一応消防署本部からですね、いろいろ資料をいただきまして、進入困難場所が大多喜町で19カ所、貯水槽に横づけできないようなところが30カ所、消火栓がなかなかやっぱり大きい車両があつてつけられないところが7カ所とか、その資料をいただきまして、議員さんには先ほど配りました。消防係さんにもちょっとその辺は届けてありますので、そういった箇所がやはり多いということで、そういう皆さんの一般質問の今までのまちづくりの、嫁婿の話とかいろいろありますけれども、これから本当に独居老人、ひとり暮らしが多くなって、いざというときに救急車が横づけになんないと、助かる命も助からないということで、これは緊急にですね、町でそういう政策、対策をですね、町民ともども協力していかないと、なかなか解決できないと思いますので、その辺の町の旗振りといいますか、町民説明といいますか、先ほど区長さんの仕事のことも一般質問ありましたけれども、やはり地域ともども、まちづくりに協力しなきゃいけないと思いますので、その辺のお考えをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 先ほども申し上げましたけれども、道路上まで繁茂した雑木、垣根等につきましては、所有者の方がおりますので、どうしてもその協力を得ないといけないと思いますので、協力をして、お願いをですね、していきたいと思います。

また、狭いところにつきましては、また、先ほどお話ししましたけれども、用地等ですね、提供をどうしてもしていただかないと、これは解決できませんので、その辺もですね、協力していただけるようであればですね、これは計画的にそれは解消していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 先程の根本さんも言ったように、消防団員の確保も難しい時代になってきましたんで、その辺、やはり高規格の消防自動車が入れるような、そういう町の基本的な計画を立てないとやはり非常時、皆さん日ごろから勤めておって、消防団員でも実際日の中は外に出て、いないというのも現況でありまして、やはり消防本部のそういう消防力が第一番だと思いますので、その辺、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、各小学校の統合後の空き校舎の今後の対応、対策についてですね。

来年の4月から総元小、上瀑小が大多喜小に合併するというところで話が進んでおります。そして、老川小に関しては町のホームページで公募して対応しておりますが、2月20日から3月20日までですか、一応公募しておるということで、現況で何か問い合わせとかいろいろあったみたいですが、その辺、今何件ぐらい来ておるか、中途経過報告を教えてくださいたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ご質問の総元小学校と上瀑小学校の活用の見通しと計画についてでございますが、教育課のほうの管轄でございますが、来年ですね、統合するというところで、この2校が空き校舎ということになってしまいます。また、現在ですね、ご質問の中にありました旧老川小学校の跡地活用につきまして、公募を3月20日までしているところでございます。一応、施設見学会につきましては2社の応募がございまして、見学をしております。現在、質問等につきましては1社から来ておりますが、現在その活用の提案自体はございません。私どもで先に公募をする前に一度施設を見学された学校法人からも来ておまして、質問等もそこから出ておって、現在その回答案については検討している最中でございます。また、今後、老川小学校と同様に総元小、上瀑小学校につきましても、地域の方々の意見を踏まえて公募することが妥当であると考えております。また、その判断基準は現在公募しております旧老川小学校と同様に、町や地域にとって有益であるか、公益性があるかというのが一番の判断基準であると考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 企画課長の回答なかなかでありまして、ありがとうございます。

先ほどの根本さんからの地域コミュニティということで、そういう総元小、今後ですね、上瀑小、そういう空き校舎、その対策についてですね、全部三育学院が、町長の言うとおりの大多喜ダムの跡地ということで、全寮制ですか、来るということで、それも29年4月オープンということで公言しておりますので、その辺が総元小とか上瀑小とリンクしておるかどうか、ちょっと町長さんにお伺いします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私、確かに三育学院のことにつきましてはお話もしてまいりました。

ようやく三育さんのほうが決断をしていただきましたので、これからいろいろ難問が待ち受けております。この難問を一つ一つ解決しなければ、最終的な実現にはなりません。ただ、両者とも29年4月目標ということで、今ダム跡地で進めて、今業者と協議をしているところでございます。そして一つ一つ解決していきたいと思っておりますが、ただ、総元小学校、それから大多喜小学校、上瀑小学校についてはまだ統合の今計画を進めているところでございまして、このことについて、今ここで答えることについてはまだ学校がありますので、これは答えられませんので、この辺につきましてはお答えは勘弁していただきたいと思っております。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今後とも、来年4月合併ということで、その後の施設利用に関してはですね、やはり協働のまちづくりということで町長出ましたので、よく皆さんと協議してですね、いい方法、高齢化社会に対応した施設の活用とかそういうことをお願いして、一般質問を終わります。

◇ 野 村 賢 一 君

○議長（小高芳一君） 次に、5番野村賢一君の一般質問を行います。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） まず、一般質問をする前に、このたびの災害で大変な目に遭いました、被害を受けました方々に心からお見舞い申し上げる次第でございます。

この災害の状況、2月7日からの災害で、まず日が浅いもので、確かな情報と資料が余りそろっておりません。しかしながら、現状のことを考えると、議会人として一般質問をせね

ばならないということで質問させていただきますので、的を射ない質問があるかも知れませんが、ひとつご了承願いたいと思います。

まず、今回、災害、雪害でございますけれども、いろいろな状況と対応と対策についていろいろな面から、角度から質問したいと思います。

2月7、8日、その後、14、15日ですかね、2週間の間に大雪が2回、雪が3回降って、もう私もこの人生長くやっていますけれども、なかなかこれ経験が、覚えがありません。非常に町でもこういう温暖の地で雪害対策にはなかなかふだんから対応していない面があったと思いますんで、大変だったと思います。町長、経験でありますか、こんな雪の目は。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、野村議員のおっしゃったとおりですね。私も記憶にないと思います。それで、今お話しにもありましたように、そういうことでございますから、町にもですね、雪害の災害ということが想定に入っていないんですね。地震と水害についてはあるんですが、雪害にはありませんでした。そういうことで、私どもも緊急対応ということで、課長会議の中で、今後この災害の中に、地震、水害のほかに雪害も災害の対策の中に入れる必要があるだろうということで、課長の緊急会議の中で、今いろいろ各課の意見をまとめているところでございます。そういうことで、大変この雪害については私どもびっくりしているところでございます。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） まず、農家の施設、農作物の被害状況からお聞きしたいと思いますけれども、二度にわたって想定外の大雪に見舞われ、東日本に大きな被害をもたらしたと。山間地の生活道路の寸断、建築物の損壊、農業施設、農作物への多大な被害をもたらし、当町でも被害があったという話を聞いております。また、2月9日には千葉市では観測史上最大の33センチメートルの積雪を記録し、県内では、2月20日まとめでございますけれども、8日、9日、14、15日で死者1名、負傷者465人、孤立世帯が8軒の被害状況があったとこのことを聞いております。

そこで、産業振興課長、今、うなずいてくれましたから、早速質問にしたいと思いますんで、ビニールハウス等の農業施設と農作物への被害状況をまず伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまご質問のありました農業施設及び農産物の被害状況ということでございますけれども、これは3月3日現在でございますけれども、鉄骨ハウス

が6棟、面積にして1,955平方メートルでございます。被害金額は約2,095万円でございます。ビニールハウスが42件、69棟で、面積にして1万5,278平方メートルとなっており、被害金額が約3,514万円ほどです。

続きまして、農産物に。

○議長（小高芳一君） 産業課長、もう少しゆっくりお願いします。

○産業振興課長（末吉昭男君） はい。農産物についてでございますが、トマトが396平方メートル、ハクサイが330平方メートル、ホウレンソウが66平方メートル、レタスが160平方メートルの被害を受けており、額にいたしますと110万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） ざっとよろしいですから、課長さん、金額はどのくらいの被害を受けたということでございますか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 合わせますと約5,609万円ほどになるかと思えます。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） どうもありがとうございました。

また、国のほうでも安倍総理大臣が国会で、当初農業施設の被害には約3割の補助金を出すと、また今週になって週初めの参議院の予算委員会でしたですかね、今度は30パーセントから50パーセントを出すと、いろいろ変わってきております。また、撤去費用に関しては全額出すと、そんなようなことを私耳にしたんですけれども、その補助金の負担金内容は国が90パーセント、市町村が10パーセント、そんなような話も聞いております。また、県議会でも28日の一般質問の中で知事がですね、最大800万まで無利子でこの被害に遭った方々に出しますよという、そんなような、一般質問で答弁しております。

そんなことで、また、参考意見として、農業ばかりじゃなくて、夜、消防署の出動状態も聞いてまいりました。大多喜消防もそれこそ、先ほど町長が言ったように経験のない雪で、それこそ、開署以来初めての大雪で、経験がないということで非常に右往左往したと。その中で前回の震災に関しては、震災にかかわった市町村との情報共有していろいろ動けたんです。今回は、それこそ対応できなかったと。その中で、救急搬送も3件ばかりあったそうです。それで、道路が積雪で車が動けなくなり、どうしようもなく、消防署のあいている部屋に3人ばかり泊まってもらって、次の日帰ったと、そんなような話もあります。ここで、

消防署のほうからですね、今回の雪害で大変な教訓を受けたと、それで今後の課題として、やはり構成市町村との情報共有、これが一番大事にしたいな、そんな中で大多喜町の建設課ですかね、道路の通行止めの情報をお互いに共有したと、これは非常に役立ったということと言っておりました。こういうことも非常に大事なことで、情報の共有も災害に関しては大事なことだと思います。これは答弁してもらおうと思って言ったんじゃないんで、次の質問に移らせてもらいますが、次に道路の回復状況について質問したいと思います。

8日、9日、14、15日の大雪で、道路の通行止め状況は町の町道ではどうであったでしょうかお聞きします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） ただいまの野村議員さんからのご質問ありました大雪に対して道路の回復状況についてでございますけれども、2月8日に降った雪では、倒木等により3路線通行止めをいたしました。既に全路線が復旧しております。2月14日に降った雪では、やはり倒木等によりまして12路線通行止めをいたしました。11路線復旧しており、現在1路線が通行止めになっております。この1路線につきましては、迂回できる道路があり、特に日常生活に支障がないものと思っておりますが、早急に復旧をしたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 実は、この道路の寸断ですね、通行止めで、多分町民からかなりの抗議の電話が来ていると思います。対応はどうしたでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 一応総務課のほうで電話の取り次ぎもしておりましたので、回答させていただきますが、横山の伊藤地区ですね、あるいは老川の横瀬、小倉野、星井畑、あの辺が、かなり孤立をしまして、長い間孤立をしまして、皆さん理解をしてくださって、苦情まではおっしゃらなかったんですが、水が出ない、電気が来ないというふうな話がありました。電気につきましては我々にはどうしようもない、東京電力さんにお問い合わせをできないんで、東京電力さんにできるだけうちのほうで雪を排除しますので通電をお願いしますというふうなことで、最後はですね、横瀬地区なんかは東京電力さんが発電機を持っていってくれました。たしか3日、4日、停電だったと、5日か、5日停電だったと思います。そういうふうな対応もしていただきました。また、水のほうもですね、うちのほうの環境水道課のほうでそういう地区、車が出てこれないような地区につきましては、うちのほうの備

蓄の水を持って行って、伊藤地区とか横瀬地区には持って行って配布させていただきました。そんなことで、あとは路上に、県道、国道を含めてですけれども、路上に車があつて通れないというふうな、確かに苦情はありました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 現在では完全に回復しているということで認識してよろしいですね。横瀬地区、今話を聞きましたけれども、これ孤立ではなかったということですか、道路のほうは大丈夫だったですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 伊藤と横瀬につきましては全く孤立状態でした。車が行けませんでした。横瀬のほうが先に開通しました。伊藤のほうが最後たしか木曜日だったと思います。水曜日から木曜日ごろ開通した、そのくらいの期間がかかっています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 私のところに入っている情報ですと、西老地区だと思うんですけども、地域住民が、大多喜町自体もそうですけれども、もう建設会社に頼んでももう機械がないと、いろいろな面に対応し切れないと。地域住民でそのような機械を持っている方々がいろんな形で応援してくれたと、そんなような話を聞いておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 今度の雪は大変な大雪で、災害があつたわけですね。この件に関しましてはですね、町も対応いたしましたけれども、地域の方にも大変ご協力、議員さんの方々にも、ご協力いただきまして、皆さんにご協力いただいたと認識しております。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） いずれにしても、本当に想定外の雪で、町民、やはり議員もそうですけれども、役場の職員の方は町長を初め執行部の方々も大変だったと思います。

次に、当時、停電がありましたね。野中さんのところなんか4日間かそのくらい停電で早く寝たということですから。停電に関しては東京電力が停電した原因か何かわかりませんが、東電の下請けかどうかわかりませんが、線に絡んだ竹とか木を伐採して、そのまま道路縁にいまだかつて放つてあります。放りっぱなしです。私どもなんか畑にも放りっぱなしです。こういう停電の場合、雪が重くなって緊急でやっつろうと思うんですけど

も、このもとというのはどこの会社だったかわかりますかね。多分電気会社だと思いますけれども、もしわかれば、今そろそろ雪害のことも、雪が溶けてそろそろ動いてもいいと思って、その後片づけをしてもらわないと、いろいろな面で道路の脇に木も竹もありますし、畑にも放りっぱなしにしてありますし、そこら辺は町で何か対応してくればよろしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 非常に難しいあれなんですけれども、電気ということで、夏場の節電とかということで環境水道課のほうでお答えしたこともありましたんで、多分野村議員さんが言われるように倒木ですね、杉だとか竹、そういったものが線に絡まったものについては、例えば建設課のほうで除雪をやるにしても、結局線に絡まったものについては手が出せません。そういうことで、建設課のほうではそれは避けて先に行うと思います。そういう場合に、じゃ、東電さんがある程度除雪が済んだときにその状況を確認して絡んだものについては切ったり、高所作業車を使って切ったりしているんですけれども、その分は多分脇に置いている可能性は高いと思います。東電さんからすれば、ちょっと私もわかりませんが、とにかく送電を先にしないとどうにもならないという、迷惑をお客さんにかけてということもありますし、そういうことでいち早くそういう手をとってその残った材木、竹等は処理がしてくれているんだと思うんですが、じゃ、そこが果たして、東電さんがやるのかどうかというのは、もとを正せば多分民地から倒れてきた木だと思うんですね。建設課のほうでも先ほどまた話があったと思うんですが、民地から来たものは基本的に民地の方にやってもらわなきゃいけないんですけれども、ただ、どうしても通行に支障があるとかがということになれば、お断りして切らせてもらっているということですので、東電さんのほうにしてみれば、そこにかかったものについては、とりあえず送電を優先にして処理したんだと思います。じゃ、これからその分をどうするんかということになるんですけれども、それはまた私のほうからも、東京電力のほうに確認をして、切ったものは最終的にどうなるんだというようなことをちょっと確認したいというふうに思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5 分野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

この雪で、本当にいろいろな方面で被害を受けております。特に大多喜にはゴルフ場がたくさんございます。7日、8日から、早いところで18日にオープンしたゴルフ場もござい

けれども、大体、22日、23日ごろまでクローズしていたと。ゴルフ場のほうにクローズの日だけは聞いたんですが、損失内容は聞かなかったんですけれども、ゴルフ場をひっくるめて、先ほど産業振興課長が農作物とかいろんなものの被害状況の金額を言ってくれましたけれども、経済的な影響はどうだったでしょうか。経済的な金額でもよろしいですけれども。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまゴルフ場のお話が出ましたけれども、当方もたまたまゴルフ場のほうへご連絡申し上げまして、休業日数等をお聞きしましたところ、最低で9日、最高で18日間休業されたと。その間のキャンセルの人数が約1万1,000人いらっしゃったそうです。その経済的なということで、損失額についてでございますけれども、これにつきましてはやはりゴルフ場さんのほうで教えていただけないということもありまして、実際にどのくらいということとはちょっと申し上げられませんが、人数が約1万1,000人ということでお考えいただければというふうに考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 短期間で調べてくれてありがとうございます。

税務課長ですかね、ゴルフ利用税入ってくるころは、多分これは自主財源のほうに組み込まれると思うんですけれども、影響があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。去年の2月あたりと比べていかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 多分影響があると思います。非常に大きくてがっかりしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 明瞭な回答ですね、がっかりしているって。多分圏央道がオープンして、すごいゴルフ人口が、来場者が多くて、本当に地元のメンバーでも予約がとれない状況で忙しいという中で、この雪の害というのは大変だったんじゃないかと思えます。そこで、今教育長と目が合ったんですけれども、この雪の日ですね、学校のほうの生徒の通学とか、あと連絡事項、どう対応されたかお聞きしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 雪につきましては、日ごろから、大多喜町も6校ありますけれども、

上瀑小学校の雪の多さと、それから西小、西中学校の雪の多さというのはそれぞれまちまちでございますので、もう従来から雪の場合はその学校の裁量で子供たちを安全に帰してくださいとか登校させてくださいとかということが決まっております。ということで、今回も非常に早く対応したところは、西中学校が小湊バスを使って子供を帰しましたので、1時に一番早く帰しております。そのほかにも学校によっていろいろありますけれども、最終的には大多喜小学校が3時集団下校ということで帰しております、帰りに、下校については全く問題がありませんでした。後で、どういう方法でそれぞれ子供たちが帰ったかというのを調査しましたところ、約6小・中学校で630名の子供さんをお預かりしているわけですが、完全に保護者に引き渡したというのがやっぱり106人くらいです。これは総元小学校と上瀑小学校はほとんど保護者に渡しましたということ。それから、通常どおり集団下校とか、通常どおりの歩いて帰したとか、そういうのが155名、それから保護者の迎え等で帰しましたというのが342名、あとバスが15名、相乗りで帰ったというのが12名です。ということで、何人かの方が保護者が迎えに来るのが遅くなったということがありましたけれども、今回のこの14日の大雪については全く下校時は問題ありませんでした。あとそれぞれの学校で一斉メールを全ての保護者に、加入している保護者ですけれども、一斉メールの配信はしております。また、2月8日に降った雪でしたけれども、このときは西小、中学校では2月10日の月曜日の登校時間を2時間繰り下げて10時登校ということで対応しました。ということで、雪につきましては学校ごとに対応するということになっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） そうしますと、児童にけがとかそういう事故とかなかったということで認識してよろしいですね。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） この大雪に関しては一件のけが、事故ありませんでした。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） この想定外の、本当に災害というのは、私も12月の一般質問で、台風の災害について一般質問しました。そのときに、民地の自然林で非常に大きな大木があって、よそに、他人の地に倒木して、トラブルもあったところもありますけれども、それなりに大変苦慮したと、そういうこともありまして、今後どう対応するんだというような内容の一般質問をしました。しかしながら、今回また、それ以上にひどくこの雪害で、我々の特に周り

は3月から田んぼが始まるのに、これから田をつくるのに、水も、堰から水が来るところまでトンネルが塞がっちゃって、30町歩近くの田んぼが耕作おくれるんじゃないかと懸念していたところではありますが、産業振興課長さんをお願いしたところ、早く対応してくれて、もう今週土曜日あたりから工事をやってくれて、何とかなるんじゃないかと安心しているところでございます。

そこで、自然林が、大きな大木が、はっきり言いまして、山の掃除というのを今やっているとところはほとんどないですね。それがもう伸びに伸びちゃって、本当にこの前も言ったんですけれども、大木はもうほかの土地に倒れてきちゃって、もう本当に災害を起こしている。要するに今私が土地改良の用水の話もしましたけれども、ひどいところでは多分隣の地までもいったところもあるという話も聞いています。これは千葉県かどうかわかりませんが、そうなってくると、お互いの損害とか賠償とかそういう問題もなかなかやりにくい面もあるようでございます。この自然林に対するこれからのまだまだ災害が起きる中で、起き得る中で、町としてはどうしたらよろしいかという考えをお持ちでしょうか。もし、考えを持っていたらお聞きしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 山林の管理ということでございますけれども、麻生議員さんのほうからも山ヒルの関係で、山林の管理の話を今回ご質問いただきましたけれども、なかなか高齢者になってきました。山の木につきましても炭焼き等で利用されることも少なくなってきました。以前と比べると木材に対する需要も減っております。そういう中で非常に山林を管理するというのも非常に難しいものかなと思いますけれども、山の管理についてですね、できるだけ所有者の方に管理していただけるよう広報等で促してみたり、あるいは山林に、そういう整備に関する補助金等もありますので、そういうものもあわせて皆様にご案内していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 最後に、多分農家の方は、ビニールハウスとか農作物で大変な被害を受けていろんな意味で相談に来ていると思っております。親切丁寧に対応してくればありがたいと思っております。

また、広域消防も経験がなかったと、先ほど町長も発言ございましたけれども、これから雪害に対してもいろいろ対応する、会議も開いて、いろいろ対応したいと、そんなような発

言がございました。ぜひ、この雪害というのは本当に、私も想定外だと思っておりますが、想定外が最近はやたらに起きているので、そこら辺を執行部の方々にはお願い申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 以上で通告のあった6名の議員の一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

(午後 4時14分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時25分)

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第5、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案つづり5ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、本文に入ります前に、提案理由のご説明を申し上げます。

この改正は、本条例第2条関係の別表の字句の削除と職名の追加をするものでございます。字句の削除は、職名の欄に「大多喜町」とあるものを削除するもので、追加につきましては、先ほど一般質問にもございましたけれども、平成26年度において本町町制施行60周年を迎えますので、それに当たりまして名誉町民の推挙を審議していただく委員の報酬額を追加するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表職名の欄中「大多喜町情報公開・個人情報保護審査会委員」を「情報公開・個人情報

保護審査会委員」に改める。

別表中「町有林管理委員会委員 半日額 3,500円」の次に、「名誉町民審議会委員」同じく「3,500円」を加え、改めるものでございます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で本案の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第6、議案第2号 大多喜町環境基金設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、議案第2号 大多喜町環境基金設置条例の制定について、7ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例制定は、面白峡発電所小水力発電による売電収入を本町の環境保全の管理及び整

備に要する資金として積み立てるための条例制定でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町環境基金設置条例。

(設置の目的)

第1条 本町の良好な環境保全に関する施策を推進するため、大多喜町環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とし、面白峡発電所における小水力発電による売電収入をもって充てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的のために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

8ページをお願いいたします。

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で大多喜町環境基金設置条例の制定についての提案を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） この第1条の良好な環境の保全に関する施策とは、具体的にどのような

なことを考えているのか。

それと、7条の、この条例の施行に関し必要な事項、これは具体的に、今こういった事項等が考えられるとかということがあれば教えてください。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 第1条の本町の良好な環境保全に関する施策を推進するということ、これ何を指すかというご質問でございますが、これにつきましては、例えば環境に関する関係、環境衛生ですね、環境衛生に関すること、それから環境整備に関すること、環境整備というのはごみゼロの関係だとか、幹線道路のごみの収集関係、それと不法投棄防止、そういったもの、それからあと環境センターの管理関係も環境保全の一つの大きなものですから、そういった管理の運営部分、それとその他環境全般というような意味合いで捉えております。

それと、第7条の部分でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるということですので、このほかにもですね、必要性のあるものについては随時その辺は決裁をとって協議して進めたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） すみません、提案理由をちょっと聞き逃してしまいました。もう一度説明してください。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 提案理由でございますが、この条例制定は、面白峡発電所小水力発電による売電収入を本町の環境保全の管理及び整備に要する資金として積み立てるための条例制定でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 基金なんですけれども、この面白峡水力発電所が10年たちますと、もし万が一故障とか、修理が必要になった場合にはリースでの補償ができなくなってくるの

ではないかと思うんですが、その際にもし故障や、修繕が必要になった場合の経費というのは、この基金から活用するというようなことはできるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 20年間の収支計画の中では積み立てはもちろん計画に入れているわけですが、そのほかに途中で修繕が発生するだろうということで1,000万ほど、その計画の中には入れてございます。ただし、それでも不足するという場合がもしあったとすれば、そういった基金から切り崩すということも考えられると思います。

以上です。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は基金の新設について、反対の立場から簡単に討論させていただきます。

基金というのは使用目的が限られてしまいます。今、大多喜町にとって必要なのは、町長もずっと言っているように、自主財源というのはやっぱりいろんな事業に柔軟に使える、だから、自主財源が欲しいというふうにとるのですが、このように目的の明確な基金に入れてしまうとそれがなかなか融通がきかなくなるわけです。そういう意味では、特別な基金ではなくて、どうせ積んでおくんだったら、財政調整基金の中に積んで、より自由なお金になる、あるいは直接財源に使ってもいいと思うんですけれども、基金ばかりふえるということに対して反対します。

それからもう一つ、基金を越えて、例えば環境整備にしる、もし必要な場合、基金がないからということで事業が取り組めないことも危惧されます。そういう意味でもあんまり基金

でお金をキープしておくことについてはいいことだとは考えられません。

よって、この基金の創設については反対します。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 賛成討論をさせていただきます。

たしか、この水力発電、最初見に行つて説明を受けたとき、この水力発電の水量を確保するには老川地区の周りの自然の豊かな、要は雨が降ったときに周辺に水をためておくとか、豊かな自然があるから、この水力発電が成り立つんだよという説明を受けた記憶があります。やはりそのとおりで、豊かな自然を守ることが、この水力発電の設備を生かすことになるかと判断します。よって、これに、環境保全の基金に積み立てることには賛成いたします。

以上。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 2 号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第 7、議案第 3 号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいま議題となりました議案第 3 号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入ります前に、提案理由の説明を申し上げます。

9 ページをお開きいただきたいと存じます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人町民税におけます寄附金税額控除の改正、公的年金特別徴収制度の見直し及び金融所得課税の一体化に係る改正についての所要の規定の整備を行うため、大多喜町税条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、大きく分けると3つに区分することができます。

1点目といたしましては、特定非営利活動法人NPO法人を支援するための寄附金税額控除の対象の拡大、2点目といたしましては、公的年金からの特別徴収制度の見直し、3点目といたしまして、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に関する取り扱いの変更等がございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

改正条文の読み上げではわかりづらいと思われるので、条文の改正内容につきましてご説明をさせていただきますので、お許しいただきたいと思っております。

大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

9ページの中段から10ページの中段にわたりますけれども、第34条の7第1項の規定でございます。これにつきましては、寄附金税額控除の対象寄附金について指定したのですが、仮認定NPO法人につきましても、町条例に加え、認定NPO法人と同様に寄附金税額控除の対象とするものです。また、それにあわせまして、地方税法を引用することにより条文を簡素化するものです。

続きまして、10ページの中段でございます。第34条の7第2項でございますけれども、これにつきましては、地方税法を引用することにより条文を簡素化するということでございます。

続きまして、同じく10ページの第47の2につきましては、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収について定めたものです。現行では、特別徴収の対象となっている年金所得者が転出した場合は、公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収に切りかえる仕組みとなっております。転出後も特別徴収を継続できるとされたため、特別徴収の対象となっている年金所得者の除外規定を見直すものです。

次に、47の5につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額等について定めたものですが、年間の特別徴収税額を平準化するため、4月、6月、8月の年金支給の際に徴収される仮特別徴収税額を前年度の年税額の2分の1相当額とするものです。何らかの原因により税額が変動した場合、仮徴収と10月、12月、翌年2月の本徴収の税額に大きな差が出ることを解消するものです。

続きまして、11ページの1行目でございます。

附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特例控除の特例について定めたものでございます。今回の改正で、附則第19条の2 上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定が新設されるため、引用条項を追加するものです。

続きまして、11ページの中段から12ページ中段までにわたります。

附則第16条の3でございます。上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について定めたものですが、分離課税の上場株式等に係る配当所得に特定公社債の利子を追加するものでございます。

続きまして、12ページの中段以降、13ページの上段までにわたりますけれども、附則の第16条の4、附則第17条及び附則第18条につきましては、第34条の7の改正に伴う引用条項等の改正を行うものでございます。

続きまして、13ページの上段、4行目でございますけれども、附則第19条につきましては、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたものでございますが、分離課税の株式等に係る譲渡所得が、一般株式等に係る譲渡所得と上場株式等に係る譲渡所得に区分されたことに伴い、改正を行うものでございます。

同ページの下段、下から9行目から14ページの中段までにわたりますけれども、附則の第19条の2につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたものでございます。分離課税の株式等に係る譲渡所得が、先ほど申しましたが、一般株式等に係る譲渡所得と上場株式等に係る譲渡所得に区分されたことに伴い、新たに規定をするものでございます。

続きまして、14ページ中段、下から12行目ほどでございます。

附則第19条の3から附則第20条につきましては、単に課税標準の計算の細目等を定める規定であることから、今回規定を削除するものでございます。

次に、附則第20条の2につきましては、前条の削除に伴い、附則第20条に繰り上げの改正を行うものでございます。

15ページ上段1行目でございますけれども、附則第20条の3につきましては、地方税法を引用するため、規定の削除をするものでございます。

続きまして、附則第20条の4につきましては、附則第20条の2に繰り上げ、引用条項の条ずれの改正と分離課税の条約適用配当に特定公社債の利子を追加するものでございます。

同ページの下段、下から4行目でございますけれども、附則第20条の5につきましては、

規定の削除をするものでございます。

同じく、同ページ下段、下から3行目から17ページまでにわたりますけれども、附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。ただし、NPO法人を支援するための寄附金税額控除の改正規定につきましては、平成26年度以降の個人の町民税から適用とし、公的年金からの特別徴収制度の改正規定につきましては、平成28年10月1日から施行すること。また、特定公社債の利子あるいは譲渡所得の改正規定につきましては、平成29年1月1日から施行することを附則において定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 配当所得に特定公社債の利子が追加、これは一体どういう意義があるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 特定公社債の利子につきましては、現在非課税であると思えますけれども、29年から課税となるというふうなことで、その一つの枠組み、そちらのほうに適用するための追加というふうなことです。ただ、それに加えたことによって、損益通算、株等で赤字が出た場合には何らかの利子配当等があれば、そちらのほうで穴埋めできるというふうなこともできる規定も、一緒に加わっておるということです。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 公的年金の特徴が平準化されることだったり、NPOに対する寄附金控除が認められることだったり、そういう点での前進面というのもあるんですけども、やはり私が気にするのは株式関係、今回は特定公社債の、今まで非課税だった利子が、追加はされるんですけども、もっと多くの損失が出たときには相殺されて優遇されると。やはりさりげなくむちを与えるように見えながらもっと大きなあめを与えるという、お金持ち優遇というのが払拭し切れない税制改正だと思います。

よって、私は反対いたします。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第8、議案第4号 大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） それでは、19ページでございます。

議案説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

総元小学校、大多喜小学校及び上瀑小学校に関しましては、児童数が減少していることから、平成24年に策定した小・中学校の適正配置計画に基づき統合を進めてまいりました。統合に当たっては各地区で説明会を開催し、また保育園と小学校の保護者の皆様を対象とした説明会も一部で開催させていただきました。この説明会では、さまざまなご意見をいただきましたが、これらの意見を踏まえた上で、教育委員会としては平成27年4月に3校を統合することといたしました。

統合後の学校の位置と学校名につきましては、関係者で組織した学校統合検討委員会の意見も参考とさせていただき、統合後は大多喜小学校の校舎を使用し、名称も大多喜小学校とするということで現在手続を進めております。

学校の設置に関しましては、必要な事項を条例で定めているため、今回の学校統合に当たり、この条例中、学校の名称及び位置を定めた規定を改正するため、本議案を提出するものでございます。

本文でございますが、大多喜町立小学校及び中学校設置条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大多喜町立総元小学校の項及び大多喜町立上瀑小学校の項を削る。

この改正は学校の名称及び位置を定めた第2条の表から総元小学校及び上瀑小学校を削るものでございます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 多分に感情論なんですけれども、人間はあるものについて知れば知るほど愛着が湧くものです。自分の生まれた大地に愛着を持った人間がやはりその大地に残ると思うんです。子供が少ないということで統廃合されていく中で、学校に通うにも多分遠くなりますから道草もしないで、できないで、車やスクールバスでの送迎になってしまう。学校は人工的な遊びとか競争的な勉強とかをすることではなくて、特に小学校の間は豊かな自然と、それから競争ではない、たくさんの遊びを経験することによって、人間的な土台が

培われるものだと思います。やや高度な知識を得るときには、それなりの専門性も必要ですが、小学校中学年ぐらいまではやはり伸び伸びと過ごさせたい。自分の生まれた大地を知り尽くした人間をつくり上げる必要ってあるんじゃないか、そう心から思います。ちょっと脱線ですけども、つい二、三週間前のテレビの番組で、東大生に子供のころよく遊んだか勉強したかと言ったら、東大生の多くは本当によく遊んだと、そういうふうな答えがありましたというような報道がありましたけれども、子供のうちは自由になる時間で、自由に遊ばせる、そういうことを考えると、学校が全部潰れてしまうということについては大変な危惧の念を禁じ得ません。

よって、私は反対といたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） この件につきましては、各地域のPTAの皆さんと何回となく協議をして今まで進めてきた経緯があります。そういう中で、子供さんたちを大きく成長させるためにいろんなことを経験し、また大きく知識を養うためにですね、私は統合は妥当だという判断をいたしております。

これで賛成の討論とします。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○議長（小高芳一君） 会議の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によって、あらかじめこれを延長します。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第9、議案第5号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 議案第5号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案つづり21ページでございます。

初めに、提案理由でございますけれども、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正があり、このことから本条例を改正するものであります。

それでは、本文でございます。

大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3校第1号オ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第10、議案第6号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） それでは、議案つづり23ページをお願いいたします。

議案第6号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入ります前に、提案理由の説明を申し上げます。

軽度生活援助事業及び生活管理指導員派遣事業に係る事業費の単価及び時間区分の変更に伴い、別表中の利用者負担金の金額及び時間区分を改めようとするものでございます。

これらの事業はひとり暮らしの高齢者の生活を援助するものであり、利用額の10分の1を負担していただいております。現在2名の方が軽度生活援助を利用されております。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中、1回当たりの利用時間、30分未満80円を20分未満50円に、30分以上1時間未満220円を20分以上45分未満190円に、1時間以上1時間30分未満290円を45分以上1時間10分未満230円に、1時間30分以上290円に、30分ごとに80円を加算した額を1時間10分以上230円に、30分ごとに80円を加算した額に改め、これは軽度生活援助の改正でございます。生活援助中心の場合の改正は軽度生活援助と同額でございます。身体介護中心の場合、1回当たりの派遣時間30分未満250円を、20分未満170円に20分以上30分未満250円を加え改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 生活援助中心の場合なんです、1回当たりの派遣時間20分未満というのはどういう内容を想定しての決定でしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 20分未満といいますのは、簡単な家庭内での清掃とかそういうものを想定しております。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今質問しましたけれども、20分未満でできることって一体何だろう、清掃って言いましたけれども、清掃、なかなか20分では終わらないもので、それこそ家事労働を軽視しています。軽度の方というのはこれからできるだけ自分で自立して生活していくために必要なということ。それから、独居なので、話し相手が欲しいこと、それでヘルパーさんが来てくれることによって、癒されて、また頑張ろうという気になるという、ただ、実務的なことではなくて、そういう精神的なものもサポートしているのがこの事業だと思うんです。20分でできることって本当にあり得ない気がするんです。私もヘルパー2級の講習を受けて取ったんですけれども、ヘルパーはもうこれだと本当に忙しい忙しい忙しいで、この中で、20分の中で記録までとってやらなきゃいけないといったら、本当に仕事ができない。介護料、これ介護保険と連動していると思うんですけれども、経費の節約をただひたすら経費の節約ではないかというような気がします。それから、20分以上45分未満、今まで1時間でやっていたことが45分未満、15分もカットされる。実際、事業所で聞いてみました。現実、今1時間未満でやっているのは50分程度で終わることもあるし、だけれども、仕事だけで1

時間を越え65分とか、記録を残す、それも入れるとやっぱり70分、それはもう今の段階では事業所のサービスという形で行われている。介護保険の場合、事業所でヘルパーさんがいなければどうしようもないわけです。ちょんちょこちょんちょこ時間に追われてヘルパーさんが体を壊し、いなくなったといったら、この制度そのものもなくなっていくわけで、事業所、ヘルパーを大事にするという立場が1点。45分で終わらなければどうなるかという、わずか10円ですけれども、利用者にとっても引き上げになります。ヘルパーをぼろぼろになるまで使うか、あるいは利用者に負担増をかぶせるか、こういう改定については、そういうことで反対といたします。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第11、議案第7号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、25ページをお開きいただきたいと存じます。

ただいま議題となりました議案第7号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法並びに先ほど議案第3号にて可決いただきました大多喜町税条例の一部改正に準じ、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

改正条文の読み上げではわかりづらいと思われるので、条文の改正内容につきましてご

説明させていただきますので、お許しをいただきたいと思います。

大多喜町国民健康保険税条例（昭和30年条例第59号）の一部を次のよう改正する。

25ページ中段になりますけれども、附則第3項につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したのですが、分離課税の上場株式等に係る配当所得に特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、見出しの一部改正を含め、条文の整備をするものであります。

25ページ下段、下から4行目になりますけれども、そこから26ページの中段までわたります。

附則第6項につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したのですが、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に分けたことに伴い、見出しの一部改正を含め、条文の整備をするものでございます。

26ページ中段でございます。

附則の第7項につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定の整備をするものでございます。

同ページの下段下から7行目から4行間の改正でございますけれども、まず、附則第8項及び第9項につきましては、このたびの改正により条文を削除するものでございます。

附則第10項につきましては、附則第8項及び附則第9項を削除することにより、2項を繰り上げ、新たに附則第8項とするものでございます。

附則第11項につきましては、このたびの改正により削除するものでございます。

附則の第12項及び13項につきましては、それぞれ3項繰り上げの改正でございます。

附則の第14項につきましては、条約適用配当に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、規定の整備を行い、3項を繰り上げるものでございます。

附則第15項につきましては、このたびの改正により削除するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日や適用区分の規定となります。第1条でございますけれども、施行期日につきましては、平成29年1月1日からするものでございます。第2条でございますけれども、適用区分、改正後の規定は平成29年度以降の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(小高芳一君) 賛成多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第12、議案第8号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(野口 彰君) 議案書29ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、議案第8号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年7月3日に公布されました。

改正の概要といたしましては、法律の対象がこれまで配偶者からの暴力及びその被害者であったものが、生活の根拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者にまで拡大されたことと、それに伴い法律の題名が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改められたものでございます。

この改正により、本町の町営住宅設置及び管理に関する条例においても、入居者の資格要

件の条文において、当該法律を引用していることから改正を行うものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」を加え、同号ア中「第3条第3項第3号」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を、「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり決定されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第13、議案第9号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案つづり31ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第9号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

まず、本文に入ります前に、提案理由でございますが、議員皆様既にご承知のとおり、少子高齢化等によりまして、消防団員の確保が大変厳しい状況になってきているのが現状でございます。先ほどの根本議員さんの一般質問にもございましたけれども、そういう現状を鑑みながら、消防団員の使命としましては、住民の生命、財産を守る重要な任務でございます。団員確保の面からも少しでも団員の処遇改善を図る必要があるのではないかと考察をしまして、班長以下の団員の報酬を引き上げることについて、町の消防委員会あるいは消防団の役員会で協議をいただき、ご賛同をいただいたところでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成2年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条中 3万1,200円を 3万3,000円に、3万円を 3万2,000円に改める。これは班長分が 3万3,000円で、団員分が 3万2,000円に改めるものでございます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

長時間ご苦労さまでした。

なお、あした3月7日の会議は提案されている事件が多いことから、会議の開始時刻を午前9時に繰り上げて開くこととしたいと思いますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

これにて本日の会議を閉じ、散会といたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 5時21分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 2 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成26年3月7日(金)

午前 9時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員(1名)

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	花崎喜好君
企画財政課長	小野田光利君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	関晴夫君	子育て支援課長	石井政一君
建設課長	野口彰君	産業振興課長	末吉昭男君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	加曾利英男君
生涯学習課長	渡辺八寿雄君	代表監査委員	矢代健雄君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 大竹義弘

議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第 10号 大多喜町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 2 議案第 11号 大多喜町辺地集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の制定について
- 日程第 3 議案第 12号 指定管理者の指定について
- 日程第 4 選挙第 1号 夷隅環境衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 5 議案第 13号 平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 6 議案第 14号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第 7 議案第 15号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第 8 議案第 16号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第 9 議案第 17号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 18号 平成25年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 19号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算
（第4号）
- 日程第12 議案第 20号 平成26年度大多喜町一般会計予算（提案説明）
- 日程第13 議案第 21号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提
案説明）
- 日程第14 議案第 22号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第15 議案第 23号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説
明）
- 日程第16 議案第 24号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第17 議案第 25号 平成26年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明）
- 日程第18 議案第 26号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（提案
説明）
- 追加日程第1 議案第 27号 暗渠排水工事請負契約の変更について

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

議員各位を初め、町執行部の皆さんには昨日の本会議に続きまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11人です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日、2番正木武君は入院加療のため欠席する旨の通告がありましたので、報告をいたします。

日程に入ります。

（午前 8時59分）

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第1、議案第10号 大多喜町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺八寿雄君） 議案第10号 大多喜町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

なお、本文の説明に入ります前に、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が昨年（平成24年）の第183回国会において成立いたし、平成25年6月14日に公布されました。また、この法律の制定により、社会教育法の一部が改正されました。その内容は、これまで法律で定められておりました社会教育委員の委嘱基準が削除されるとともに、当該委嘱の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して、市町村の条例で定めることとなりました。

また、この参酌すべき基準を規定しております省令、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部が改正され、この改正の中で社会教育委員の委嘱基準が示されました。

この省令の公布月日は、平成25年9月10日であります。

この省令で規定された委嘱の区分とは、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、この4区分であり、この委嘱区分の中から委嘱することとすると規定がなされたために、現行条例の中にこの委嘱区分を明記するものでございます。任命権者は教育委員会です。

社会教育法の一部改正、また省令の一部改正の施行期日が平成26年4月1日からでありますので、条例改正につきましても4月1日から施行したいとします。

また、この条文追加による改正のほか、現行条例で規定しております定数を現在実際に委嘱している人数に合わせて削減したいこと、それに法に基づく条文の整理が条例改正の内容であります。

それでは、本文のご説明を申し上げます。

大多喜町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町社会教育委員の定数等に関する条例（昭和29年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中、本町社会教育委員の次に、以下委員を加え、15人を8人に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中、任命権者を教育委員会に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に、次の1条を加える。

（委嘱）

第2条、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

第1号、学校教育の関係者。

第2号、社会教育の関係者。

第3号、家庭教育の向上に資する活動を行う者。

第4号、学識経験のある者。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、ちょっと確認なんですけれども、15人を8人にするということは、これは前の今の条例だと15人以内とするということを8人以内に直すという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺八寿雄君） そのとおりでございます。

（「わかりました」の声あり）

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今、国政は安倍首相を中心にして戦争をする国づくりを進めようとしています。その中でも教育分野に対しての攻撃はすさまじいものがあります。教育委員会も行政のもとに置こうとしています。

この社会教育委員の人数を減らすということは、実態はどうであろうとも民意を吸い上げる、そして反対に権力の考え方を押しつけていく、そういう一環に思えてなりません。

あくまでも私たちの日本国憲法は、民主主義、国民の意見を尊重し、国民のための政治をするということであります。そういう点で、これは憲法にも違反するような、そういう改定だと考えます。よって、反対といたします。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今、共産党の議員さんから安倍総理に対する意見が出ましたけれども、安倍さんは丁寧に説明するというところでございます。憲法に違反するとか、主権は、憲法は国民であります。そういう意味でも、この法律が決まった以上は、これに従って行うのが普通じゃないでしょうか。

また、戦争論議とか、そういうのはもう二度とあってはいけませんから、そういう意味でも、ぜひ社会教育委員のしっかりした考えの方を任命してくればありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、議案第11号 大多喜町辺地集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案つづり35ページをお開きください。

議案第11号 大多喜町辺地集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

小倉野集会所は、地元筒森区からの要望により、平成15年度の辺地計画に基づき、地元主体として辺地債を財源に建設いたしました。この施設は、公の施設としてその管理を指定管理者制度に基づき筒森区を管理者として指定し、辺地債の償還期限の10年間が終了した後は、地元へ無償譲渡することとしておりました。

平成25年度をもって償還が終了し、本施設を譲渡することにあわせ、辺地集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町辺地集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

大多喜町辺地集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第19号）は、廃止する。
附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、議案第12号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案説明の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） それでは、議案つづり37ページとなります。

議案第12号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

まず、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町都市交流センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日で期間満了となることから、指定管理者の指定をするものであります。

この指定管理者の選定に当たりましては、町長の諮問機関である大多喜町農林業振興協議会でご協議をいただきまして、引き続いて、有限会社たけゆらの里に指定管理者の指定をす

ることにより、大多喜町都市交流センターの効率的な施設管理、運営が図られるものと考えております。

それでは、本文に入ります。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1といたしまして、管理を行わせる施設、大多喜町都市交流センター。

2といたしまして、指定管理者、夷隅郡大多喜町石神855番地、有限会社たけゆらの里、取締役社長、飯島勝美。

3といたしまして、指定の期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号

○議長（小高芳一君） 日程第4、選挙第1号 夷隅環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

なお、この選挙前に経緯を申し上げたいと思います。

夷隅環境衛生組合議会議員については、規約第5条に基づき、町長及び議会の議長が就任することになっていますが、このうち首長が管理者または副管理者となった場合は、もう一

人、議会議員から選挙されたものを充てることになっております。このため、昨年2月1日に開催の議会臨時会におきまして、選挙により渡邊泰宣君が当選され就任されておりましたが、本年1月19日執行の大多喜町町長選挙によって、同月29日から飯島町長が組合議員となったことで、渡邊泰宣君が退職される形となっております。

しかし、2月24日開催された夷隅環境衛生組合議会定例会におきまして、再び飯島町長が副管理者に選任されたことで、組合議員1人が欠員となり、同日付で本町から組合議員1名を選任することについて依頼がありました。

これを受けまして、夷隅環境衛生組合議員1人の選挙を行うものであります。

お諮りします。

本件は、昨年2月開催の議会において、選挙により渡邊泰宣君が選出され、任期は当該議員の任期である4年となっているものであり、議会運営委員会で協議の結果、指名推選によることが妥当であるというご意見をいただいております。

よって、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

夷隅環境衛生組合議会議員に渡邊泰宣君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました渡邊泰宣君を当選人と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました渡邊泰宣君が夷隅環境衛生組合議会議員に当選されま

した。

ただいま夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました渡邊泰宣君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

夷隅環境衛生組合議会議員に当選された渡邊泰宣君より当選承諾のご挨拶をお願いします。
渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ただいまの議長の推薦によりまして、夷隅環境衛生組合の議員に推薦されましたこと、ありがたくお受けいたします。よろしくをお願いします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第5、議案第13号 平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第13号 平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）のご説明をいたしますので、議案つづり39ページをお開きください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長、座って説明をしてください。

○企画財政課長（小野田光利君） ありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、座って説明させていただきます。

平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,226万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,894万7,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

次に、繰越明許費の補正であります。

第2条、繰越明許費の追加は「第2表繰越明許費補正」によるということで、44ページに第2表がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正、繰越明許費事業として1事業でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、農業基盤整備促進事業5,509万円は、暗渠排水工事や揚水機場の改修工事等で、国の経済対策補正予算により、急遽事業化した国庫補助金、交付金

事業であり、年度内の事業完了が見込めないことから繰り越すものであります。

以上が繰越明許費の補正で、繰越明許事業費総額 1 億3,900万9,000円を平成26年度に繰り越すものであります。

合計額につきましては、平成25年議会定例会12月会議において繰り越しのご承認をいただいております5事業、8,391万9,000円を加えた額となっておりますので、ご承知ください。

39ページにお戻りいただき、債務負担行為の補正であります。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」によるということで、先ほどの44ページに第3表がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

第3表、債務負担行為負担補正、1、追加については、一般廃棄物収集運搬業務委託であります。平成26年11月末日で終了する債務負担行為を平成26年12月から平成29年11月末日まで4年間追加しようとするものであります。年割額は、平成26年度1,158万7,000円、平成27年度3,508万1,000円、平成28年度3,540万3,000円、平成29年度2,360万2,000円、限度額 1 億567万3,000円であります。

2、変更については、面白峡発電所施設導入費であります。

平成25年議会定例会9月会議でご承認いただいた表の補正前の期間、年割額、限度額を右側の補正後の表に変更しようとするものであります。

変更後の期間は、平成27年度から平成36年度の10年間、年割額は平成27年度から平成36年度の10年間同額で、1,832万5,000円でございます。限度額は1億8,325万円でございます。

再度39ページにお戻りいただき、地方債の補正であります。

第4条、地方債の変更は、「第4表地方債補正」によるということで、再度45ページに、第4表、地方債補正の内容をお示ししてございますので、ごらんください。

過疎地域自立促進特別事業債は、住宅リフォーム奨励金や空き家改修事業補助金の減額、介護保険事業計画策定業務委託料の減額、有害鳥獣駆除対策事業の減額と住宅取得奨励金の増額を相殺した結果の100万円の減額で、上水道事業債は南房総広域水道企業団が実施する雨水管渠耐震補強工事に要する経費の加入団体としての出資債であり、実績により出資債の減額に伴う10万円の減額であります。

次の観光施設整備事業債は、面白峡遊歩道用地測量業務委託に係る起債を予定しておりましたが、国庫補助金の地域経済活性化雇用創出臨時交付金を充当したことにより、皆減いたしました。次の道路整備事業債は、辺地対策事業として実施する宇野辺当月川線の測量設計業務及び過疎対策事業の町道改良事業としての増田小土呂線歩道整備工事、中野大多喜大

多喜高校線道路改良工事、橋梁維持事業としての部田塩淵橋の補修工事、その他4橋の補修設計業務委託料に充当する予定の起債でありましたが、やはり国庫補助金の地域経済活性化雇用創出臨時交付金の充当や入札差金当により1,230万円減額し、5,950万円といたしました。

次の臨時財政対策債は、普通交付税の交付額や税等の歳入見直し、歳出の削減等により、4,000万円を減額し2億円といたしました。

それでは、次に事項別明細書により歳入歳出補正予算の内容をご説明いたしますので、48、49ページをお開きください。

初めに歳入ですが、款1町税、項1町民税、目1個人町民税500万円の増額及び目2法人町民税500万円の増額については、現年分徴収見込みによるものであります。

次の項2固定資産税、目1固定資産税260万円の増額は、徴収見込みにより現年課税分の償却資産の増額と滞納繰越分の減額を相殺した結果の増額であります。

項4たばこ税500万円の増額、項5鉱産税30万円の増額、項7入湯税50万円の増額についても、同じく実績見込みによる増額であります。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税360万円の減額、項2自動車重量譲与税420万円の減額、次の款3利子割交付金20万円の減額、款4配当割交付金110万円の増額及び次の欄の款5株式等譲渡所得割交付金450万円の増額、50、51ページをお開きください。さらに款6地方消費税交付金50万円の増額、款7ゴルフ場利用税交付金320万円の減額、款8自動車取得税交付金290万円の増額並びに款9地方特例交付金5万1,000円の増額は、実績見込みによる補正であります。

款10地方交付税1億7,125万8,000円の増額は、交付実績に基づくものであります。

款11交通安全対策特別交付金20万円の減額についても実績見込みによる補正であります。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金15万3,000円の減額は、高齢者住宅生活支援事業、外出支援サービス負担金の増と学童保育児童の減が主な内容であります。

目2衛生費負担金3万6,000円の増額は、療育医療給付費負担金の増額であります。

目3農林水産業費負担金55万6,000円の減額は、農業基盤整備促進事業負担金、過年度分でございますが、の減額が主な内容であります。

目4教育費負担金5,000円の減額は、日本スポーツ振興センター負担金の減額であります。

次の目5給食費負担金244万1,000円の減額は、臨時的な休校に伴う保護者負担金及びいすみ市負担金分の減額であります。

52、53ページをお開きください。

款13使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 衛生使用料100万5,000円の減額は、火葬場使用料の減額であります。

目 2 農林水産業使用料16万7,000円の減額補正は、各施設の使用料の減であります。

目 4 観光使用料30万円の増額は、駐車場使用料の増額と観光センター使用料の減額の相殺であります。

目 6 教育使用料27万9,000円の減額補正は、海洋センターの使用料の減額に伴うものが主であります。

項 2 手数料、目 1 総務手数料10万円の減額は、督促手数料の減額であります。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金880万3,000円の減額は、自立支援給付費等負担金の減額と児童手当交付金の減額、過年度分の児童手当交付金の増額が主な内容で、増減の相殺の結果の減額であります。

目 2 衛生費国庫負担金18万円の減額は、養育医療給付費負担金の減額であります。

項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金187万4,000円の減額は、それぞれ交付決定に伴う実績見込みによる減であります。

目 2 衛生費国庫補助金38万3,000円の減額は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金で、実績見込みによる減額であります。

目 3 土木費国庫補助金172万5,000円の増額は、国の経済対策補正予算の社会資本整備総合交付金を活用した町道増田小土呂線歩道設置工事、部田堀之内線橋梁修繕事業の事業費及び補助率の増に伴う増額と、同じく社会資本整備総合交付金を活用した地域住宅支援事業町営住宅新丁団地の改修工事の減額が主で、相殺した結果の減額であります。

目 4 教育費国庫補助金18万3,000円の増額補正は、特別支援教育就学奨励費補助金、54、55ページをお開きください。及び学校教育整備費等補助金の減と、僻地児童生徒援助費等補助金の増額の相殺であります。

目 5 農林水産業費国庫補助金4,373万円の増額補正は、暗渠排水工事や揚水機場改修工事等で、国の経済対策補正予算により急遽事業化した事業に係る国庫補助金であります。

目 6 総務費国庫補助金2,289万4,000円の増額は、遊歩道整備事業や町道の改良事業、橋梁の維持事業等に充当した地域経済活性化雇用創出臨時交付金が主であります。

項 3 国庫委託金、目 1 総務費委託金1,000円の減額は、中長期在留者住宅届け出等事務委託金の減額補正であります。

目 2 民生費委託金3,000円の減額は、特別児童扶養手当事務委託金の減額であります。

款15県支出金、項1 県負担金、補正総額526万4,000円の減額は、各節欄記載のとおり交付決定に伴う実績見込みによる増減であります。中でも、障害者自立支援給付費等負担金、国土調査費県負担金が大きな減額となっております。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金357万9,000円の減額は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の減であります。

目2 民生費県補助金53万5,000円の減額補正は、次のページにわたりますが、各節欄記載のとおり交付決定に伴う実績見込みによるものであります。

56、57ページをお開きください。

次の目3 衛生費県補助金47万円の減額補正についても交付決定に伴う実績見込みによる合併処理浄化槽設置促進事業補助金の減額であります。

目4 農林水産業費県補助金3,912万円の減額補正についても、それぞれ交付決定に伴う実績見込みによる減であります。中でも鳥獣被害防止対策事業補助金の実績減、山地整備支援事業補助金の取り下げによる皆減、震災対策農業水利施設整備事業補助金の実績減が大きなものとなっております。

目5 商工費県補助金7万8,000円の減額及び次の目6 土木費県補助金25万5,000円の減額は、実績に伴うものであります。

項3 県委託金、目1 総務費委託金8万3,000円の減額は、統計調査費委託金が主で、それぞれ実績に伴うものであります。

目2 民生費委託金3,000円の増額は、子供を守る地域ネットワーク事務委託金で、実績に伴う増であります。

目4 土木費委託金29万9,000円の減額は、国県道維持委託金であり、これも実績による減額であります。

款16財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入71万3,000円の増額は、次のページにわたりますが、町有地の貸付期間を年度末に調整したことによる減額と、光ファイバーケーブルの貸し付け収入の増額の相殺であります。

58、59ページになります。

項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入936万4,000円の減額は、当初分譲売り払いを見込んでいた城見ヶ丘団地の減額と、見込んでいなかった大戸分譲地の売り払いの増額の相殺であります。

款17寄附金、項1 寄附金、目1 一般寄附金15万9,000円の増額及び目2 指定寄附金65万

2,000円の増額は、実績に伴う増額であります。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金8,176万5,000円の減額補正は、当初予算において財源措置したものでありますが、財政資金に余裕が生じたことから減額補正するものであります。

目2交通災害共済基金繰入金、目3ふるさと創生基金繰入金及び目4東日本大震災復興基金繰入金、目5福祉基金繰入金、目15庁舎管理基金繰入金は、それぞれ充当先の実績に伴う繰り入れ金額の増減であります。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金8,794万円の増額補正は、前年度繰越金の残り分であります。

款20諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金22万円の減額補正は、延滞金の実績見込みによる減額であります。

項3雑入、目2滞納処分費20万3,000円の減額補正は、インターネット公売等での差し押さえ物品の売り払いを見込んでいたものの実績としての皆減であります。

目3雑入367万6,000円の増額は、次のページにわたりますが、説明欄記載のとおり、それぞれ実績見込みに伴う増減であります。

60、61ページをお開きください。

款21町債、項1町債は45ページ、第4表の地方債の変更でご説明いたしました内容と同じでございますので、省略をさせていただきます。

以上、歳入補正予算の説明とさせていただきます。

次に、歳出予算のご説明をいたしますので、62、63ページをお開きください。

歳出予算におきましても、事業等の実績見込みによる精算に基づく補正が多くなっております。一部割愛した中での説明とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

初めに、款1議会費、項1議会費、目1議会費230万9,000円の減額は、議員期末手当の精査による減、議員共済費の率の変更に伴う減、会議録作成委託料の不足に伴う増が主な内容であります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費23万6,000円の増額は、総務管理費の実績に伴う補正のほか、管財管理費の備品購入が主な内容であります。

目3財政管理費9,000円の減額は実績見込みでございます。

目5財産管理費1億1,000万円の増額補正であります。財政調整基金としての積み立てであります。

目6 企画費の補正額は149万9,000円の減額であります。主なものは、定住化対策事業の借地料の減額、地域情報通信基盤維持管理事業の実績増、64、65ページをお開きください。いすみ鉄道基盤維持費補助金の実績に伴う減額、大多喜高校支援事業の実績減であります。

目7 電子計算費138万1,000円の減額は電子計算機借り上げ料の減額が主な内容であります。

目8 諸費85万3,000円の増額は、福祉事業還付費の障害福祉関係国庫負担金返還金の増と、コミュニティ育成事業の実績減が主な内容であります。

項2 徴税費は補正総額167万8,000円の減額であります。弁護士費用の減額のほか、各種委託料等の実績見込みによる減額補正であります。

66、67ページをお開きください。

項3 戸籍住民基本台帳費97万6,000円の減額補正は、各種委託料、パソコン借り上げ料の実績に伴う減額であります。

項4 選挙費、目2 大多喜町長選挙費178万円の減額は、報酬や職員手当の見直しに伴う減額のほか、委託料等、実績に伴う減額であります。

項5 統計調査費、補正総額9万3,000円の減額は、報償費等、実績に伴う減額であります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は1,521万3,000円の増額であります。その主な内容は、障害者福祉事業の扶助費の減、次のページになりますが、国保基盤安定負担金の増、福祉基金積立金2,100万円の増が主なるものであります。

68、69ページをお開きください。

目3 老人福祉費57万2,000円の増額補正は、外出支援サービス委託料の増額及び敬老祝い報償金の減額、老人日常生活用具給付事業、報償金の減額が主な内容であります。

次の目5 介護保険事業費524万5,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金の減額が主な内容であり、その他実績に伴う補正であります。

目6 後期高齢者医療費227万7,000円の減額は、後期高齢者広域連合負担金の減額及び特別会計への繰出金の減額であります。

項2 児童福祉費は、次のページにわたりますが、補正総額817万7,000円の減額であります。内容といたしましては、目2 児童措置費の減額が主で、児童手当支給事業に係る扶助費の補正であります。その他実績見込みによる増減を計上いたしました。

70、71ページの中段になります。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費462万7,000円は、予防接種委託料の減額が主な内容であり、その他実績見込みによる補正であります。

目3 環境衛生費634万6,000円の減額は、次のページにわたりますが、小水力発電所管理運営事業のリース料の減額に伴うものが主で、その他、合併処理浄化槽設置整備事業の減額等、実績見込みによる減額であります。

72、73ページをお開きください。

目4 母子保健事業費、目5 火葬場費、目6 地域し尿処理施設管理費は、それぞれ実績に伴う委託料、工事請負費の補正であります。

次に、項2 衛生費、目2 塵芥処理費386万2,000円の減額補正は、粗大ごみ処理委託料の実績に伴う減額が主であります。

項3 上水道費、目1 上水道運営費64万7,000円の減額補正は、南房総広域水道企業団出資金の減が主な内容であります。

款5 農林水産業費、項1 農業費、補正総額2,281万円の増額補正は、次のページにわたりますが、繰越明許費補正でご説明いたしました目5 農地費、農業基盤整備促進事業の暗渠排水工事や揚水機場の改修工事の増額と、震災対策農業水利施設整備事業で計上した基幹農道の橋梁点検委託料の減額、目3 農業振興費、取り下げとなった山地整備支援事業補助金の減額が主な内容であります。

74、75ページ、中段であります。

項2 林業費は、補正総額700万円の減額であり、目1 林業総務費の有害鳥獣駆除対策事業の報償費補助金の減額が主で、その他それぞれ実績見込みによる増減の補正であります。

款6 商工費、項1 商工費は、次のページの中段にまでわたりますが、補正総額37万2,000円の減額であります。葛藤観光トイレの改修工事の増と実績に伴う遊歩道用地測量委託料の減が主な内容であります。その他、各目各事業とも実績及び支出見込みによる増であります。

76、77ページになります。

款7 土木費、項1 土木管理費は、補正総額917万2,000円の減額であります。これは、目1 土木総務費の道路台帳電子化業務委託料の減額及び目3 国土調査費の減額が主な内容であります。その他、執行残及び実績見込みによる増減の補正であります。

項2 道路橋梁費は、次のページにわたりますが、補正総額394万5,000円の増額であります。中でも大きなものは、目1 道路維持費の備品修繕料の増、78、79ページの目3 道路維持費橋梁補修工事の増であり、その他それぞれ実績見込みによる増額の補正であります。

78、79ページであります。

項4 住宅費の補正総額は1,106万4,000円の減額であります。

目1住宅管理費の減額は、中野団地物置工事及び新丁町営住宅改修工事の執行残に伴う減額と、住宅建築物安全ストック形成事業で要望が少なかった戸建て住宅耐震診断費用補助金の減額が主な内容であります。

また、目2宅地造成費の減額は、見込んでいた2件の売却が1件になったことによる城見ヶ丘団地定住化補助金の減額であります。

款8消防費、項1消防費は、補正総額215万5,000円の減額であります。広域常備消防負担金の減額のほか、それぞれ実績見込みによるものであります。

款9教育費、項1教育総務費は、次のページにわたりますが、補正総額4,430万2,000円の増額であります。中でも大きなものは、80、81ページの小中学校施設整備基金積立金の4,500万円であり、その他実績見込みによる増減の相殺であります。

80、81ページをお開きください。

項2小学校費は、次の82、83ページまでにわたりますが、おのおの実績見込みによるもので、総額343万6,000円の減額であります。

82、83ページをお開きください。

項3中学校費についても、それぞれ実績見込みによる増減の相殺で、総額161万2,000円の減額であります。

項4社会教育費については、84、85ページにまたがりませんが、補正総額は69万円の増額であります。主なものは、84、85ページ、目3図書館費の消耗品、備品の購入であり、その他実績見込みによる増減であります。

84、85ページをお開きください。

項5保健体育費は、次の86、87ページにまたがりませんが、補正総額15万2,000円の減額であり、実績見込みによる増減を相殺したものであります。大きなものは、目2学校給食費、給食センター臨時職員賃金の減額、目3体育施設費、海洋センター野球場の看板修繕料、動力噴霧器等、管理用備品等の購入費の増額であります。

以降、88ページから97ページまで、給与費明細書は、人件費の補正に伴う特別職及び一般職員に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上、平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） できるだけ前のほうから順序よくやりたいと思います。

55ページ、総務費、国庫補助金で説明されたんですけれども、そのときははっと思っていて忘れてました。地域経済活性化雇用創出臨時交付金は、使用目的は何でしたっけ。それから、その下の地域活性化効果実感臨時交付金77万4,000円の事業内容を教えてください。

○議長（小高芳一君） 財政企画課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 地域経済活性化雇用創出臨時交付金でございます。面白峡遊歩道整備事業に1,155万円の充当をしております。次に、道路改良事業の充当でございますが、605万5,000円充当しております。次に、橋梁の維持事業に451万5,000円充当いたしまして、合計2,212万円でございます。

次に、がんばる地域交付金でございます。77万4,000円でございますが、アベノミクスの効果の全国への波及が求められる中で、景気の回復が普及していない財政力の弱い市町村に交付されるものでございまして、地域の元気臨時交付金の補助残の90パーセント程度を支給されるということでございまして、今回、平塚の揚水機場ポンプの修繕の補助残のほうに充当させていただくものでございます。

以上です。

（「説明終わりました」の声あり）

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ありがとうございます。

65ページ、地域情報通信基盤整備補修委託料1,000円とありますが、これは光ファイバーの補修関係ですよね。この委託契約の内容を教えてくださいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 63ページの一番下ですね。地域情報通信基盤維持管理事業、次のページにわたりますが、委託料の100万円でございます。これは、以前にも何度か光ファイバーの関係はちよっどご説明をさせていただきましたが、当初1,350件、光ファイバーケーブルの加入をしていただければ差し引きゼロになりますと。電柱を移転したり、いろいろな維持管理経費がかかりますが、その分と加入していただいた方たちの加入料等を相殺できるように、プラマイゼロになるようにということで当初契約したものでございます。1戸

当たり18円、その365日に消費税を掛けたものということで、当初契約をしておるものでございます。

今回、100万円と出たものは、今回の雪害によって移転等が発生をしております。それは仮設等も含みましての経費でございます。そして、これにつきましては、歳入でも59ページに100万円というものがございます。これにつきましては、大多喜のほうは非常に加入率がよくて、現在123パーセント、1.23倍の方たち、1,350件が目標でございましたが、現在1,656件の申し込みをいただいております、プラスになっております。その分を100万円計上させていただいております。

ただし、この雪害による100万円の支出につきましては、保険の対応になりますので、平成26年度にその分、保険料分として100万円そっくりかどうかはわかりませんが、さらにいただけるようになっております。よろしいでしょうか。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私の記憶の中では、その千何件を超えればツープイだ。この当初予算とこの補正予算の数字を比較してみると、収入と支出がほとんど連動しているように思えて、収入は全部そのまま、またもとに戻るのか、何だ、NTTの施設、イニシャルコストが全然かからないで視聴者から取るし、行政からも維持管理料という名前で取っているんじゃないかという、そういう印象を受けたんです。

もう一度なんですが、来年以降の関係はどうなるんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 昨年も多分同じご質問をいただいております。

実際に歳入となるものよりも歳出のほうが多いだろうと、電柱移転等に係る経費が非常に多いなというようなご質問でございました。その際にお答えさせていただきましたが、国のほう、総務省のほうから、東京電力の電柱、またNTTの電柱等が震災やその他、ちょっと未曾有の豪雨とか、いろんな災害において大分倒壊とか途中で折れたりとか、そういうことがあるよということで、東電とかNTTに対して、老朽化した電柱を取りかえろというような指令が出ております。ここ二、三年で交換するということで、平成26年度ないしは27年度まで入ってしまうかもわかりませんが、もう既に二、三年やっておって、赤字が出ているところですが、この四、五年の間に新しいものに取りかえるということで、今ちょっと非常に経費が高くなってしまって、歳出がふえているような状況になっております。

27年度ぐらいになれば、差し引き逆に歳入のほうが多くなる、プラスになると私のほうは

考えておりますが、今鋭意努力しているということで、私どもも東電、またN T Tのほうからはそのような回答をいただいているところでございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 同じページですが、大多喜高校支援推進事業、当初予算100万に対して、今回56万の減額補正がありました。実質44万ということですが、どういう援助、支援をしたのですか。その事業内容について説明してください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 大多喜高校の支援事業ということで100万円ご承認いただきまして、事業を進めさせていただきました。大多喜高校としては、町のほうというか、大多喜高校の生徒をふやしたいということで始めた事業でございます。大多喜高校は県立高校でございますので、直接大多喜高校に支援をすることができないということで、後援会のほうに支援する形になっております。

当初、私どもも100万円予算化できましたよということで学校のほうとも打ち合わせをさせていただきましたが、例年お願いしております進学ゼミのほうに支援をしようと、大多喜高校は進学に対してこういうような支援をしているよということをお願いしていただくことによって、生徒をふやしていただけたらどうかということでお話をしたところでございますが、例年来ていただいておりますその進学ゼミのほうの講師の都合がつかず、今年度は進学ゼミのほうが中止になってしまうということでございました。

その中で、今回の44万円の歳出でございますが、車椅子のバスケットボールの日本代表の方が演題として「夢、出会い、感謝」ということで、道徳的な価値とか判断能力を養うという目的におきまして、心の教育特別講演会を実施していただきました。そのための経費として44万円歳出をしているので、それを補助金としていただきたいということで、100万円のうち44万円、56万円の減額という形になっております。

また、26年度においては、進学の夏期講座とか起業家の方の講演会とか、きのう町長がちょっとお話ししましたが、千葉工大のほうの原発ロボットの例えば開発に係る講演とか、いろんな講演を予定して100万円で頑張って生徒を募集しますということで、学校のほうとは26年度に入ったら、早々に協議をして計画を立てていく予定でございます。よろしくお願います。

以上です。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（小高芳一君） 野中さん、今の質問。

○11番（野中眞弓君） いっぱいあるの。

○議長（小高芳一君） 審議の途中ですけれども、ここで10分間休憩したいと思います。

（午前10時01分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時12分）

○議長（小高芳一君） 会議を続けます。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 73ページですが、塵芥処理のところでは。

粗大ごみの処理委託料が400万の減額になっています。これは当初予算1,240万2,000円で、減額率が32パーセントぐらいだったような気がするんですね。これ、かなりの減額なんですけれども、どういうことでしょうか。実績、どうして、すみません、お願いします。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 73ページの部分ですけれども、塵芥処理費ですね。委託実績による減ということになるわけですけれども、当初予算では1トン当たり単価が9万7,650円です。それによりまして、見積もりの結果が1トン当たり6万8,250円。

（「すみません、トン当たり」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） 6万8,250円、予算では9万7,650円、1トン当たりですね。

この部分が、見積もりによりまして、トン当たり6万8,250円となりました。そういうことで、全体量としては予定では130トン年間予定しているわけですけれども、その部分の最初の段階で大きく単価を落とせたということで、減額補正となりました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 前年度の要するに24年度の単価はどうだったんですか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 前年度のときは1トン当たり7万6,000円だと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 実質7万6,000円で前年度はやっているのに、何で25年度積算のときに9万7,000何ぼという見積もりをしたんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎照恭君） 24年度が7万6,000円ということで回答したわけですが、それに消費税がかかりますので7万9,800円になります。ただし、今言われましたように当初予算で9万幾らを計上したわけですから、大分開きがあるんじゃないかというお話なんですけれども、参考見積もりを予算を組む前にいただきまして、そのときにいろんな経費が上がっていると。もちろん燃料もそうなんですけれども、人件費もそうだとということで、25年度の当初予算は9万7,650円ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 77ページの道路台帳電子化事業、これは家を建てる場合とか定住化のときには、これがあると非常に役に立つものだと思います。214万円減になっています。これは、当初の目的が達成されて完了されたということによろしいんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 議員さんおっしゃるとおり、実績による減額でございます。

以上です。

（「わかりました」の声あり）

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 73ページでしょうか、山地整備支援事業というのが1,424万9,000円計上されています。これはどんな事業なんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） これは、山地支援事業ということで、ハウス等を設置しまして野菜づくり等を行うための山地整備支援事業ということで計上されたんですが、生産者の取り下げということで減額させていただきました。

（「わかりました」の声あり）

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 75ページでございますが、真ん中の有害鳥獣駆除対策事業費が大分減額になっておりますけれども、この要因というのは何だと思われませんか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 有害鳥獣駆除対策事業の減額でございますが、主なものは柵が、物理柵のメートル数が4,100から1,370メートル、また電気柵が3,000メートルから5,568メートルへと変更になりまして、この単価が物理柵のほうがメートル当たり2,250円、電気柵のほうがメートル当たり650円ということで、その辺の単価の違いと柵の変更によるものでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 関連ですけれども、単価が違ったということは、実質、この敷設された柵の量でしょうか、それはどうなんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ほぼ一緒でございます。同メートル数を実施しているということでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 79ページ、町営住宅管理事業500万円で、当初予算2,300万に対して大幅な減額になっております。理由を教えてください。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 工事請負費の減額でございますけれども、町営住宅の新丁団地の改修工事、中野団地の物置の設置工事になりますけれども、これは当初の概算で見えておりましたので、それによりまして大幅な減額になったものでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、先ほどの関連ですけれども、道路台帳電子化事業、完了したということで、今後この運用基準というか、どのような形でこれを運用していくのか、その基準等はできていますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 今、ご質問がございました基準でございますけれども、今のところはありますので、今後ちょっと検討したいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） これが最後になると思うですけれども、じゃ、運用基準は検討しているけれども、まだできていない、これからつくるといふことでよろしいんですか。

じゃ、それはいつごろできるかという見通しとか、その辺は。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 運用基準といいますか、これは内部的な資料になってくると思いますので、そういうことでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 83ページ、中学校費のところ、下のほうでしょうか、副読本作成事業143万8,000円が減額になっております。多分これは補正予算で予算化されたと思うんです、当初予算書にありませんから。減額理由を教えてください。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 副読本の作成事業でございますけれども、これは6月会議で補正予算に計上させていただきました。国の緊急雇用創出事業を使いましたので、当初予算編成時にはそれが確定できませんでしたので、確定しました6月に計上させていただきました。

減額の内容ですが、当初賃金を1日8,000円で4人の執筆者を雇用して90日かかるというふうに見込んでおりましたが、実績としまして、単価をほかの臨時職員との整合も図りまして、若干減らさせていただきました7,000円、あと執筆者のほうが、募集をしましたが4人に対して、特殊な業務ということで3人でございました。あと、それにかかる日数ですが、当初90日が69日でできるというような実績となりました。

なお、その不足する業務でございますけれども、教科書の副読本ということですので、現職の校長先生3名と中学校の社会科担当の教師を2名お願いいたしまして、その不足分を補いました。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「まだあります」の声あり）

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 81ページ、83ページの小中学校費の中で扶助費があります。この扶助費は、学校管理事務事業と教育振興事業の2事業にそれぞれ組まれているんですが、事業による扶助費の違いと、もう一点は、やっぱりこれも減額率が高いんですね。小学校の管理事業における扶助費は減額率、要するに実施率で言ったほうがいいんでしょうか。実施率が73パーセント、振興費によるのは、これは少し高くて89パーセント、約9割方実施されております。これは正常値の範囲かなとは思うんですね。中学校の場合は、管理事業における実施率は67パーセント、3分の2、振興費のほうの実施率は64パーセント、中学校は両方とも実施率3分の2なわけです。

それぞれの扶助費の性格と、実施率が及んでいないその理由について伺います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） まず、事業による扶助費の違いですが、学校管理事業につきましては、日本スポーツ振興センターからの災害の給付金ということで、これは学校管理下、例えば授業中のけが、そういうものに対しまして日本スポーツ振興センターの規定に基づきまして、医療費の3割相当、それプラスアルファとなりますが、それを給付されるものでございます。

あと、教育振興事業ですが、これはそっちのほうの扶助費ですが、これは経済的な理由で就学がなかなか難しいという子供さん、またその保護者に対しましてそれを援助するものということで、それがそれぞれの違いになっております。

なお、執行が低いということですが、まず日本スポーツ振興センターからの災害給付ですが、これはまた幸いにもけがが少なかったというようなことで低くなっております。

あと、要保護、準要保護の就学のための奨励費でございますけれども、これにつきましては、当初見込んだよりも実績が少なかった、申請される方が少なかったというようなことでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 振興費のほうの扶助ですけれども、特に学校が使うのって準要保護だと思んですが、今年度は何度くらい子供に宣伝しましたでしょうか、子供というか保護者に。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 要保護、準要保護の就学の奨励費の制度のお知らせということ
でよろしいでしょうか。

これにつきましては、年度当初に、4月に入ってすぐに保護者全員に文書でお知らせして
おります。あと、申請につきましては随時受け付けている、また問い合わせ等に対しても随
時受け付けをして対応しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 受け付けは随時ということですが、ばらつきというか、申請状況は
わかりますか。何月に何件ぐらい、何月に何件ぐらい。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 月ごとのばらつきでいいますと、それはただいま資料がござい
ませんのでお答えできませんけれども、年度当初は多いというふうに感じております。今年
度につきましては、もう既に年度当初にやるというようなことで準備を進めております。

ちなみに申請の状況ですけれども、中学校費で申し上げますと、特別支援の関係ですが、
当初通学費を2名見込んでおりましたけれども、この方が自分で通われるということで、26
万ほど減額しております。要保護、準要保護の生徒の補助金ですが、これにつきましては当
初15名を見込んでおりましたけれども実績は10名というようなことで、減額をしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 77ページ、国土調査事業623万減額でありまして、それと地籍調査の
進捗率がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） ただいまのご質問でございますけれども、これは、横山地区、小
田代地区の検証測量、座標変換等の業務を行っておりますけれども、その実績の減によるも
のでございます。

進捗率につきましては、現在ちょっと資料がございませんので、後ほど回答させていただ
きたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 積立金のことについてお伺いいたします。

今回積立金が、財調、土地開発から福祉基金、ふるさと基金、奨学金、それから小中学校施設建設準備の基金と、合計しますと1億7,636万1,000円補正で計上されました。きのう私は、飯島町政になってから幾ら積み立てたのか、さっと見たんですけれども、3年間で1億4,000万円ぐらいだったかな、主なものが財調と減債基金で、1年間で1億7,600万というのは大変な額だと思うんです。これは、どうしてこんなお金が積めるようになったのか説明してください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 先ほど補正予算の中でもご質問いただきました。やはりアベノミクス等の効果で雇用対策、また経済対策の交付金等が交付されて、そういったものを今まで一般財源で入れるつもりであったものに対して充当させていただきましましたので、その分がふえてきていることが主であります。

その他、税収等につきましても、先ほどご説明させていただきましたが、個人町民税とか法人等につきましても、皆さん頑張らせていただいて増額になっておりますので、そういったものの分を、かなり厳しい状況だと思われていたものが、意外に税収等もありましたので、そういったものを積みかせていただいております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 概算でいいんですけれども、今の段階では、もう歳入と歳出と実質わかんと思うんです。どのくらいの差、行政用語で何と言いましたっけ、収支何とか、残高はどのくらいになるんですか。来年度にどのくらい持ち越せるんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） まだ3月中旬でございまして、4月、5月出納閉鎖まで少し出入りがあろうかと思っておりますので、詳細にはちょっとつかんでおりません。申しわけありません。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ほぼ例年並みですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 例年並みよりちょっといいかなと思っています。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 48ページの歳入の入湯税、これは目的税ということで、使い道が特定されていると思います。多分観光面と、あと環境衛生とか、この450万円はどこに何の目的で使われたか教えてください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 以前にもご質問いただいております、一般財源の中に溶け込んでいるために、これとこれということはちょっと申し上げられませんが、観光の分野に充当させていただいて、一般財源化で使わせていただいております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） いろんところで入湯税を収入としているところを調べさせていただきました。これは、何らかの形で、当然これ、事業者の方が徴収して、それを利用される方が納めているわけで、そういった目的に使うという目的税ですから、これがどこに使われたかというのは公表して、納めている方、徴収する方に説明するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 入湯税だけでは、とてもその観光のほうの予算としては足りません。その分の例えば養老溪谷の看板ですよとか、この駐車場の経費として使っていますよだけではやはり不足であるというか、全然金も足りないところがございますので、あえてそういったものについては、今のところ表示をしたりとかする予定はございません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） それはそれでいいのかもわかりませんが、せんだって水力発電、環境面の基金にするということで目的をはっきりさせました。

これも、観光事業者とか観光施設のまだまだ不十分なトイレとか、いろんな意味で不十分な面もあると思いますので、できれば納めて、多分老川地区が大部分じゃなかろうかと思うんですけども、老川地区の方々と観光面において、この使途について協議をして、何らかの形で地元還元するような形で使うことができないだろうか提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 入湯税の目的ということで、できるだけ観光にというお話でございますが、確かに金額的にそれほどの事業体になるような金額ではないんですね。しかし、現実的に観光に投資している金額というのは、もうとてもその数字でおさまるものではないわけでございます。

そういうことで、その金額で目的が達成できればよろしいんですが、なかなかその金額で目的達成できるような金額ではございませんので、今現在は一般財源の中に溶け込ませながら、また補助事業をうまく活用した中で予算を膨らませているところでございますので、もっとももっとそういう金額がふえてきたときにはまた考えていかなければいけません、現在のところではその金額でどうこうできるような金額ではございませんので、維持費程度でございますので、できれば一般財源の中で観光に投資する金額というのは、もう少し金額は大きいものですから、その中で活用してまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（発言の声なし）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「討論あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、この補正予算に反対の立場から討論させていただきます。

いつも財政が厳しいということを言われます。財政が厳しいので恒常的な事業はできない、恨みに思っているわけではないんですけれども、やはり医療費の無料化を願っている若いお母さん方、あるいは病弱なお子さんを抱えていて中学生になったら医療費をどうやって捻出していいかわからないとおっしゃっていらっしゃるお母さんなどのことを考えますと、私はいつも、子供の医療費を何とかしてあげたいという思いがありまして、ずっと払われておりましたので、非常に財政のことについては、財政がなければ何もできないので町長の言うことももっともだと思いながら、この補正予算で1億7,000万を超えるお金を貯金しても、な

お例年よりも残高が出るという答弁がありました。

その理由は何かという、アベノミクスでお金が国から来たかたからだと言うんですが、国庫支出金が当初予算よりもふえているのは5,300万にすぎません。これを全部積んだとしても積立金の額には及びません。地方交付税がどうか、それもふやされた段階でも、多分例年並みではないでしょうか。それぞれの交付金があります。交付金、ふえたものを合わせても1,000万くらいではないでしょうか。

そうすると、予算の組み方、先ほど、真面目に組まれたと思うんですけども、概算だったからというか、見積もりが高かったからという理由ですけれども、例えばごみの問題ですが、前年度がトン当たり7万6,000円、消費税を入れても7万9,000円、それを急に9万7,000円を出されて、はいそうですかと、それをそのまま予算化する、予算を水増しすることによって、それはきつい言い方をしますけれども、町営住宅の建設の管理事業でもそうです。それから、ほかにも何か気になったところがあったんですけども、今ちょっと思い出せません。

少ない予算の中で厳密にやって予算を住民に戻してあげる予算をとろうという姿勢が、私はないような気がします。そういう住民の福祉ということを余り重視していないような、こういう25年度予算、それが明らかになったこの補正予算、残念ながら早く承認することはできません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 当初予算よりかなり減額になっているところが多い。昔から予算は、使い切らなければいけないということで、年度末等になると無駄な予算を支出するケースが多々あります。それを経費の削減に努めて、予算を余らすということが非常に大事な時期に来ていると思っております。

よって、この減額の理由は、行政側の努力によるものだとということで判断いたしまして、私は賛成いたします。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第6、議案第14号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第14号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）のご説明をいたしますので、議案つづり99ページをお開きください。

平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正、第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ203万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,317万円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、次に事項別明細書により歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、102、103ページをお開きください。

初めに、歳入ですが、款5繰入金、項1繰入金、目1繰入金203万7,000円の減額補正は、いすみ鉄道車両購入費の確定に伴う基金の繰入金の減額であります。

続いて、歳出についてご説明いたします。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目2助成費203万7,000円の減額補正は、いすみ鉄道車両購入額の確定に伴う交付金の減額であります。

以上、平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第7、議案第15号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案つづり105ページをお開きいただきたいと存じます。

ただいま議題となりました議案第15号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本文に入ります前に、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、まず歳入におきましては、療養費の実績見込みに伴います国庫負担金の増額及び国民健康保険税並びに国からの財政調整交付金の減額等が主な補正でございます。

歳出につきましては、療養費の実績増に伴います療養給付費及び高額療養費等の補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,323万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,996万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、110ページ、111ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額3,732万7,000円の減額でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額187万6,000円の減額でございます。減額の理由といたしましては、当初予算におきまして歳入不足が見込まれることによりまして、保険税率の引き上げ等を予定しておりましたが、前年度繰越金が発生したため、保険税率は据え置きとし、歳入不足分を前年度繰越金から充当いたしましたので、その充当相当を今回減額するものでございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正額3,314万5,000円の増額、療養給付費の増によるものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額59万9,000円の減額、これにつきましては80万円以上の高額療養費の実績の減によるものでございます。

2項国庫補助金、2目財政調整交付金、補正額1,301万9,000円の減額でございます。交付実績等によるものでございます。

5項高齢者医療制度円滑運営事業補助金、補正額3万7,000円の増額、高齢受給者証交付事務への補助金でございます。

7款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正額59万9,000円の減額、国庫負担金と同様に高額療養費の共同事業の実績に伴う減でございます。

8款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金、補正額119万8,000円の増額、これにつきましては、高額医療費の共同事業の実績増に伴うものでございます。内訳といたしまして、111ページでございますけれども、1節の高額医療共同事業交付金につきましては80万円を

超える医療費、2節保険財政共同安定化事業交付金につきましては30万から80万円未満までの医療費が対象となります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額510万5,000円の増額であります。保険税の軽減等に伴う基盤安定繰入金の増額及び職員給与費等繰入金の減額によるものでございます。

112ページ、113ページをお開きいただきたいと思います。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額6,699万2,000円の増額で、前年度繰越金でございます。

11款諸収入、2項雑入、6目雑入でございますが、補正額17万8,000円の増額、国庫及び県費の前年度特定健康診査負担金精算金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について移らせていただきます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額23万3,000円の減額でございます。115ページ、説明欄記載の職員人件費118万9,000円の減額及び13節委託料がパソコンシステムの改修費95万6,000円の増額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額4,924万2,000円、3目一般被保険者療養費、補正額102万円の増額でございます。療養給付費等の実績見込み増によるものでございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額604万円の増額、2目退職被保険者等高額療養費、補正額321万円の減額でございます。高額療養費の実績見込みによる補正でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業拠出金及び2目保険財政共同安定化事業拠出金とも補正額がございませんが、財源内訳の変更によるものでございます。

8款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費につきましても補正額がございませんが、財源内訳の変更によるものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額37万6,000円の増額でございますが、前年度療養給付費等負担金の確定に伴い返還が生じたものによることでございます。

以上で平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 111ページ、一般会計繰入金の中で、その1、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、これは低所得者の保険税の軽減分ですけれども、この1割ふえているのというのはどういう理由からでしょうか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 基盤安定繰入金の増額の理由というふうなことでございますけれども、25年度予算編成時には当然金額がまだわかりません。というのは、所得が確定した段階で軽減世帯がどのくらいになるのか、そういうものが確定された段階で25年度のこの交付金、繰入金が決まるというふうに思っています。

ですから、実績による増額というふうな形でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 軽減世帯が前年度に比べてふえているんですか、減っているんですか。感じでいいです。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 正確な数字は持ち合わせておりませんが、例年世帯数で4割程度が軽減世帯であると、ほとんど同じような推移ではないかというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（発言の声なし）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午前11時02分)

○議長(小高芳一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時13分)

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第8、議案第16号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) それでは、議案つづり125ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま議案となりました議案第16号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、まず歳入におきましては、実績見込みに伴います保険料の増額及び一般会計からの保険基盤安定繰入金金の減額が主な補正でございます。

歳出につきましては、保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金及び保険料還付金の不足が見込まれることによる補正となります。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億839万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。

128、129ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額138万円、2目普通徴収保険料、補正額198万2,000円の増額でございます。普通徴収、特別徴収保険料とも実績増による増額でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目基盤安定繰入金、補正額122万7,000円の減額、繰入金額の確定に伴うものでございます。

5款諸収入、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額18万8,000円の増額、被保険者へ還付した保険料と同額が後期高齢者広域連合から交付されるものでございます。

以上が歳入でございます。

引き続きまして歳出についてご説明申し上げますので、同ページ中段をお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額213万5,000円の増額でございます。保険料及び保険基盤安定繰入金を納付するもので、歳入でご説明いたしました保険料及び保険基盤安定繰入金の補正額と同額を計上するものでございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額18万8,000円の増額でございますが、被保険者の転出あるいは保険料の変更等による還付金の不足によるものでございます。

以上で平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第9、議案第17号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） それでは、議案つづり131ページをお願いいたします。

議案第17号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、本文に入ります前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算ですが、歳入につきましては、所得段階別人口の変動等による保険料の増額、介護サービス利用実績減に伴う国県負担金、支払基金交付金及び繰入金等の減額、介護予防事業の事業量減による諸収入の減額でございます。

歳出につきましては、介護サービス利用実績によります居宅介護給付費の増額、地域密着型介護給付費及び施設介護給付費の減額等でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,554万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、136、137ページをお願いいたします。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額221万5,000円ござい

ますが、保険料算定の段階別人口の変動に伴う増減及び滞納繰越分の増額でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目事務手数料は、情報公開手数料で1 万円の増額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額547万1,000円の減額でございますが、これは国の交付決定の減額による補正でございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額531万6,000円の減額でございます。

3 目地域支援事業補助金、補正額36万6,000円の増額でございます。

5 目介護保険事業費補助金、補正額6 万3,000円の増加額でございます。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費県負担金、補正額1,193万6,000円の減額でございますが、交付決定に伴う減額でございます。

2 項県補助金、2 目地域支援事業補助金20万円の増額でございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額1,389万9,000 円の減額でございますが、これも交付決定に伴う減額でございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額442万5,000円の減額でございますが、施設介護サービス利用実績の減による減額でございます。

138、139ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、補正額545万円の減額でございますが、施設介護サービス利用実績による減額でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金3,734万円の増額で、前年度繰越金の精算分の増額でございます。

8 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、補正額9 万5,000円の減額でございますが、介護予防ケアマネジメント数の減による減額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出でございますが、140、141ページをお願いいたします。

まことに恐縮ではございますが、財源内訳の変更につきましては省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額10万円の減額でございます。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費13万5,000円の増額ですが、システム改修によるものでございます。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定調査事業、8 万7,000円の増額でございます。2 目

介護認定審査会共同設置負担金10万7,000円の減額でございます。

4項運営協議会費、1目運営協議会費、4万2,000円の減額でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございますが、目の1から6まで要介護認定者の保険給付費の実績に伴う増減でございます。補正額639万1,000円の減額でございます。

142、143ページをお願いいたします。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、2万円の増額でございます。

144、145ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、2項介護予防事業費、2目任意事業費、補正額1万6,000円の減額でございます。

2項包括的支援事業・任意事業費、2目包括的支援事業、補正額1万6,000円の増額でございます。

以上が歳出でございます。

これで平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言の声なし）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第10、議案第18号 平成25年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、水道事業会計補正予算説明についてご説明させていただきます。

議案つづりの157ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算の提案理由といたしまして、水道事業収益では、高料金対策県補助金の額の確定による増、水道事業費用では、動力費の電気料金、自家発電機燃料等実績による増、二の丸浄水場固定資産除却の増、確定申告による消費税の見込み額による増、また、資本的収入では、事業延期による企業債の減額、資本的支出では、同様に事業延期による工事請負費の減額等、水道事業全般の維持管理に伴う増減の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第18号 平成25年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）

第1条、平成25年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額384万8,000円増、計4億5,535万7,000円。

第2項営業外収益、補正予定額384万8,000円増、計1億5,128万1,000円。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額2,836万9,000円増。計4億8,210万7,000円。

第1項営業費用、補正予定額2,324万円増、計4億3,513万9,000円。

第2項営業外費用、補正予定額512万9,000円増、計4,506万8,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条、予算第4条本文括弧中「1億4,250万2,000円」を「1億4,187万4,000円」に、「1億4,200万1,000円」を「1億4,137万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正予定額6,041万2,000円減、計1,269万8,000円。

第1項負担金、補正予定額58万8,000円増、計268万8,000円。

第2項企業債、補正予定額6,100万円減、計1,000万円。

支出、第1款資本的支出、補正予定額6,104万円減、計1億5,457万2,000円。

第1項建設改良費、補正予定額6,104万5,000円減、5,072万1,000円。

第2項企業債償還金、補正予定額5,000円増、計1億385万1,000円。

158ページをお願いいたします。

(企業債)

第4条、予算第5条の表を次のように改める。

配水管布設事業、限度額1,000万円。

起債の方法、普通貸借または証券発行。

利率年5パーセント以内。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、債権者との協議により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越しして借り入れることができる。

計、限度額1,000万円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条、予算第7条中「5,990万1,000円」を「5,994万7,000円」に改める。

(棚卸資産購入限度額)

第6条、予算第9条中「179万1,000円」を「199万1,000円」に改める。

明細につきましては、水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきます。

160、161ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入ですが、款1水道事業収益、項2営業外収益、目3県補助金、補正予定額384万8,000円増、計7,384万8,000円、これは高料金対策県補助金の額の確定による増でございます。

続いて支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、補正予定額140万9,000円増、計2億1,412万7,000円。これは研修期間の臨時職員賃金の増、浄水場動力の電気料及び自家発電機の燃料等実績による増でございます。

目2配水及び給水費、補正予定額12万7,000円減、計2,995万7,000円。これは漏水調査臨時職員賃金の減、加圧所の電気料金の実績による増等でございます。

目3 総係費、補正予定額7万5,000円増、計4,754万8,000円。これは公用車の燃料代の実績増、印刷製本費の執行残による減、郵便料金の実績増等でございます。

目5 資産減耗費、補正予定額2,188万3,000円増、計2,932万2,000円。これは廃止した大多喜高校下の二の丸浄水場の沈殿池3基及び紙敷上浄水場のろ過装置の撤去による資産の除却等に伴う増でございます。

項2 営業外費用、目2 雑支出、補正予定額129万7,000円増、計309万9,000円。これは補助金等の受け入れによる消費税相当分の増でございます。

目3 消費税、補正予定額383万2,000円増、計481万8,000円。これは確定申告による消費税の見込み額による増でございます。

164、165ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出の収入ですが、款1 資本的収入、項1 負担金、目2 工事負担金、補正予定額58万8,000円増、計58万8,000円。これは鍛冶区の消火栓設置に伴う負担金の増でございます。

項2 企業債、目1 企業債、補正予定額6,100万円減、計1,000万円。これは新面白浄水場乾燥床の事業延期に伴う企業債の減でございます。

続いて支出ですが、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目3 配水施設費、補正予定額14万3,000円増、計4,301万9,000円。これは大雪対応の職員時間外手当分の増でございます。

目4 固定資産取得費、補正予定額18万5,000円増、計360万2,000円。これは埋没した制水弁を発見する金属探知機購入費でございます。

目5 施設拡張費、補正予定額6,137万3,000円減、計200万円。これは新面白浄水場乾燥床工事の事業延期による減でございます。

項2 企業債償還金、目1 企業債償還金、補正予定額5,000円増、計1億385万1,000円。企業債償還確定による不足額の増でございます。

159ページ、それから163ページの補正予定実施計画書及び166ページから173ページまでの給与明細は記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言の声なし）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第11、議案第19号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） それでは、議案書つづりの175ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）でございます。

本文に入ります前に提案理由を説明させていただきます。

最初に、収益的収入の補正についてですが、第1項営業収益1,172万円の減額ですが、実績見込みによる減額でございます。

第2項営業外収益112万円の減額ですが、25年度当初予算におきましては、東日本大震災復興基金による補助金を収益的収入に計上しましたが、有形固定資産であります車椅子26台分を資本的収入に組み替える減額になった次第でございます。支出につきましては、実績見込みによる減額調整でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

（総則）

第1条、平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、科目、第1款特別養護老人ホーム事業収益、補正予定額1,284万円の減、計2億9,283万1,000円。

科目、第1項営業収益、補正予定額1,172万円の減、計2億9,145万円。科目、第2項営業外収益、補正予定額112万円の減、計138万1,000円。

支出、科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額562万8,000円の減、計2億9,275万8,000円。

科目、第1項営業費用、補正予定額562万8,000円の減、計2億9,125万7,000円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条、予算第7条中「2億2,116万8,000円」を「2億1,686万円」に改める。

資本的収入及び支出、申しわけありません、第4条ということをお願いいたします。

第4条、予算第4条、本文括弧中、「648万5,000円」を「547万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、資本的収入、補正予定額101万円の増、計101万円。

科目、第3項補助金、補正予定額101万円の増、計101万円。

それでは、詳細につきまして積算資料によりご説明いたしますので、178ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

第1款特別養護老人ホーム事業収益、第1項第1目介護報酬収益、補正予定額973万円の減。入院や退所後、入所までの欠員による入所者数減少に伴う実績減でございます。

第2目介護負担金収益、補正予定額199万円の減。同様の理由でございます。

第2項営業外収益、第1目受取利息、補正予定額10万円の増額。国債の利息でございます。第2目寄附金、補正予定額1,000円の減。実績減でございます。第3目その他営業外収益、補正予定額121万9,000円の減。資本的収入への組み替えによる減額でございます。

次に、支出でございます。

第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項第1目総務管理費77万円の減、職員1名退職

による実績減でございます。

第2目施設管理費35万円の減、備考欄の説明のとおりでございます。実績に伴う減額でございます。

第4目施設介護事業費450万円の減、同じく備考欄説明のとおり実績に伴う減額でございます。

182ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出の積算基礎資料でございます。

収入です。

第1款資本的収入、第3項第1目町補助金、補正予定額101万円の増、先ほど説明したとおりでございます。収益的収入よりの組み替えでございます。額につきましては実績の金額でございます。

以上で大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号から議案第26号の一括上程、説明

○議長（小高芳一君） 日程第12、議案第20号 平成26年度大多喜町一般会計予算から日程第

18、議案第26号までの各特別会計予算及び各事業会計予算までを一括議題とします。

なお、各議案は日程にお示ししたとおり、本日は提案説明までとします。

議案第20号から順次説明を求めます。

初めに、日程第12、議案第20号 平成26年度大多喜町一般会計予算について説明願います。
企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第20号 平成26年度大多喜町一般会計予算の提案説明をさせていただきます。

説明の時間が長時間に及びますので、あらかじめご了承ください。

それでは、お手元の平成26年度大多喜町予算書に沿ってご説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長、座って説明することを許可します。

○企画財政課長（小野田光利君） ありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、座って説明をさせていただきます。

平成26年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億3,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次に、継続費であります。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は「第2表継続費」による。

次に、債務負担行為であります。第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

次に、地方債ですが、第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

次に、一時借入金、第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

次に、歳出予算の流用ですが、第6条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足

を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものであります。

6 ページをお開きいただき、第 2 表をごらんください。

先ほどの第 2 条での継続費の経費の総額及び年割額であります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、総合計画策定事業、総額1,134万円であり、年割額は平成26年度486万円、平成27年度648万円であります。内容は、平成28年度からの次期総合計画の策定に伴い、2カ年継続で策定の作業をするための継続費であります。平成26年度は、住民アンケートの実施、懇談会の開催、総合開発審議会の開催を予定し、平成27年度は計画確定会議や総合開発審議会の開催、総合計画の印刷を予定しております。

次に、第 3 表債務負担行為であります。先ほどの第 3 条での債務負担行為のできる事項を定めたものであり、平成26年 8 月末で期限の切れる大多喜小学校パソコン導入費を平成27年度から平成32年度までの債務負担行為として、その期間及び限度額を表のとおり定めるものであります。

次に、第 4 表地方債であります。平成26年度に発行を予定している町債の一覧であり、起債の目的、限度額、方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

過疎地域自立促進特別事業債3,690万円は、平成22年 4 月に過疎地域の対象となったことにより新たに発行が可能となった地方債で、大多喜町過疎地域自立促進計画に計上した事業のうちソフト事業に係るものであります。充当事業は、少子化対策事業としての出産祝い金、定住化対策住宅助成事業としての住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金、定住化対策事業としての空き家改修事業補助金、子ども医療対策事業としての子ども医療費でございます。

次の上水道出資債530万円は、南房総広域水道企業団が実施する水管橋耐震補強工事等に要する経費の加入団体としての出資債であります。

次の道路整備事業債7,380万円は、辺地対策事業として実施する宇野辺当月川線の用地取得及び過疎対策事業の町道改良事業として、増田小土呂線歩道整備工事、中野大多喜線・大多喜高校線道路改良工事、橋梁維持事業として、部田塩淵橋の補修工事に充当するものであります。

次の義務教育施設整備事業債3,500万円は、小学校の統合に伴う大多喜小学校の校舍増築改修工事に充当するものです。

次の社会体育施設整備事業債600万円は、B & G 海洋センター体育館改修工事の設計業務委託料に充当する起債であります。

最後の臨時財政対策債 2 億2,000万円は、予算編成上不足する町財源を補うために制度上

許可されている起債であり、この起債に係る元利償還額は後年度地方交付金で補填されます。

以上、限度額合計で3億7,700万円であります。

次に、予算案の内容を事項別明細書によりご説明させていただきますので、予算書10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入予算であります。

款1町税、項1町民税、目1個人町民税は3億3,943万6,000円であります。前年度実績により増を見込んでおります。

目2法人町民税については7,002万5,000円を見込み、やはり平成25年度実績により増を見込みました。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税は5億4,891万2,000円であります。同様に増を見込んでおります。

目2国有資産等所在市町村交付金であります。403万3,000円を計上いたしました。

次の項3軽自動車税であります。2,561万5,000円を計上いたしました。この項3軽自動車税から款8自動車取得税交付金までは、平成25年度の実績及び国県の財政状況を勘案して見積もったものであります。

次の項4たばこ税は、前年度比較130万円減の8,270万円を計上いたしました。鉱産税は230万円を計上いたしました。

項6特別土地保有税につきましては、前年度同様の20万円を計上いたしました。

項7入湯税は、前年度比較40万円増の440万円を見込みました。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税であります。1,700万円を計上いたしました。

項2自動車重量譲与税は、3,900万円を計上いたしました。

12、13ページをお開きください。

款3利子割交付金は160万円を計上いたしました。

款4配当割交付金は300万円を見込みました。

款5株式等譲渡所得割交付金は100万円を計上いたしました。

款6地方消費税交付金は、前年度比較2,750万円増の1億3,000万円を計上いたしました。

次の款7ゴルフ場利用税交付金は1億1,330万円を計上いたしました。

次の款8自動車取得税交付金は、税率の改正を見込み、対前年比880万円減の980万円を計上いたしました。

次の款9地方特例交付金は200万円を計上いたしました。これは住宅取得控除減税分の減

収補填の特例交付金であります。

款10地方交付税ですが、前年度同額の14億5,000万円を計上いたしました。

款11交通安全対策特別交付金は200万円を計上いたしました。

14、15ページをお開きください。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は5,409万9,000円で、内訳は節1高齢者住宅生活支援事業負担金の外出支援サービス負担金及び節4住宅福祉施設費負担金の現年度分並びに学童保育負担金が主な内容であります。

目2衛生費負担金504万5,000円は、火葬場の運営費負担金としていすみ市から負担をいただくものであります。

目3農林水産業費負担金65万4,000円は、土地改良施設維持管理適正化事業負担金であります。

目4教育費負担金28万3,000円は、日本スポーツ振興センターの負担金で、小中学校の生徒に対する保護者負担分であります。

次の目5給食費負担金9,845万5,000円は、小中学校の児童生徒の学校給食費負担金6,579万8,000円及びいすみ市からの運営費負担金3,265万7,000円の合計であります。

○議長（小高芳一君） 説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時00分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（小高芳一君） 一般会計予算の説明を続けます。

なお、6番江澤勝美君が体調不良のため早退しましたので、報告いたします。

また、午前中の会議で審議いたしました議案第13号 一般会計補正予算の質疑の際に吉野議員から出された国土調査事業の進捗状況率について、建設課長から報告があります。

建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 午前中、吉野議員さんから一般会計補正予算の中でご質問のございました地積調査の進捗状況でございますけれども、現時点で16.4パーセントでございます。以上です。

○議長（小高芳一君） それでは、説明を続けてください。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、大多喜町予算書、14、15ページ中段になります款13使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料657万2,000円は火葬場の使用料及び城見ヶ丘団地のし尿処理施設であるコミュニティプラントの使用料であります。

次の目2農林水産業使用料105万7,000円は、味の研修館及び農村コミュニティセンター並びに基幹集落センターの施設使用料であります。

目3商工使用料582万3,000円は、観光物産センター及び高い資料館の使用料並びに久保、桜台駐車場の使用料であります。観光駐車場と区別し、使用料を計上したことから増額となっております。

次に、目4観光使用料539万円は、麻綿原、栗又駐車場の使用料及び観光センターの施設等使用料であります。

次の目5土木使用料3,655万4,000円は、道路使用料、町営住宅使用料及び町営住宅駐車場使用料並びに法定外公共物使用料であります。

次に、目6教育使用料398万2,000円は、次のページにわたりますが、中央公民館使用料、海洋センター等のスポーツ施設使用料及び学校施設使用料であります。

16、18ページをお開きください。

項2手数料、目1総務手数料621万7,000円は、督促手数料及び税務証明や戸籍関係証明手数料など諸手数料であります。

次の目2民生手数料の1万2,000円は保育料等の督促手数料であります。

目3衛生手数料1,812万8,000円は、ごみの持ち込み手数料及びごみ収集運搬手数料の節1清掃手数料のほか、節4の狂犬病予防事務手数料が主なものであります。

次の目4農林水産業手数料1万3,000円は鳥獣飼育許可手数料、次の目5土木手数料32万1,000円は屋外広告物取扱手数料及び住宅使用料等督促手数料であります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、前年度比較632万2,000円減の1億5,901万2,000円であります。

目2衛生費国庫負担金は、養育医療給付費負担金45万円であります。

目3教育費国庫負担金は1,173万1,000円の皆増であります。平成27年4月に予定されている3小学校の統合に伴う大多喜小学校校舎増築改修工事に対する公立学校施設整備費負担金であります。

次に、項2 国庫補助金、目1 民生費国庫補助金は前年度比較4,642万3,000円増の5,522万円を計上しました。新たな事業である臨時福祉給付金事業が増の理由でございます。

次の目2 衛生費国庫補助金264万円は、次のページにわたりますが、節1 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金及び感染症予防事業費等国庫補助金であります。

18、19ページをごらんください。

次に、目3 土木費国庫補助金は、前年度比較6,648万7,000円増の8,405万2,000円であります。増田小土呂線歩道整備工事や部田塩淵橋補修工事道路ストック総点検に対する補助金7,920万円及び町営住宅黒原団地改修工事に伴う補助金468万2,000円、並びに木造住宅耐震改修工事に係る補助金17万円であります。

次に、目4 教育費国庫補助金は、前年度比較240万8,000円増の263万3,000円であり、西小学校の防火シャッター改修工事に対する交付金が主な増額の内容であります。

次に、項3 国庫委託金、目1 総務費委託金17万6,000円は、中長期在留者住居届出等事務委託費及び自衛官募集事務委託金であります。

目2 民生費委託金239万7,000円は、節1 基礎年金等事務委託金が主なものです。

次に、款15 県支出金、項1 県負担金、目1 総務費県負担金17万円は、県権限移譲事務交付金であります。

目2 民生費県負担金1億1,710万円は、障害者自立支援給付費等負担金、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金、児童手当給付負担金であります。実績見込みによる相殺であります。

目3 衛生費県負担金は、前年度同額の22万5,000円を計上いたしました。内容は、養育医療給付費負担金であります。

目4 土木費県負担金867万7,000円は、国土調査に係る県負担金であります。

次に、項2 県補助金、目1 総務費県補助金147万2,000円は、前年度比較701万2,000円の減額であります。前年度計上した東日本大震災復興基金交付金700万円の減額が主な理由であります。

次に、目2 民生費県補助金であります。2,561万6,000円あります。主なものは節1 重度障害者医療費補助金884万2,000円及び、20、21ページをお開きください。節13 安心子ども基金事業補助金488万円及び節14 放課後子どもプラン推進事業費補助金であります。

目3 衛生費県補助金1,789万6,000円は、節1 子ども医療対策事業補助金及び節3 合併処理浄化槽設置促進事業補助金、節6 南房総広域水道用水供給事業補助金が主なものであります。

目4農林水産業費県補助金は、前年度比較981万円減の3,413万2,000円を計上いたしました。主なものは、節4野生猿鹿保護管理事業補助金及び節6イノシシ管理事業補助金、22、23ページをお開きください。節8鳥獣被害防止総合対策交付金のほか、節12青年就農者確保育成給付金事業補助金、節14農地集積協力金であります。前年度実施した産地整備支援事業補助金が事業完了に伴い減額となったことが減の主な理由であります。

次の目5商工費県補助金50万円は栽培漁業振興対策事業費補助金であります。

また、目6土木費県補助金8万5,000円は住まいの耐震化サポート事業補助金であります。

目7消防費県補助金410万円は石油貯蔵施設立地対策等交付金補助であります。

項3県委託金、目1総務費委託金2,129万8,000円は、節2県税取扱委託金及び節5千葉県議会議員選挙費委託金並びに節7沢山川周辺区域環境管理事業委託金が主なものであります。

次に、目2民生費委託金9万9,000円は、民生委員協議会事務委託金であります。

目3農林水産業費委託金2,950万円は、大多喜県民の森管理委託金であります。

目4土木費委託金70万1,000円は国県道維持委託金であり、次の目5消防費委託金260万円は、久保排水機場及び水門管理の委託金であります。

24、25ページをお開きください。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入1,792万4,000円は、町有の土地建物貸付収入及び光ファイバーケーブルの物品貸付収入であります。

目2利子及び配当金6万2,000円は、基金の利子及び配当金であります。

次に、項2財産売却収入、目1不動産売却収入2,933万9,000円は、土地売却収入として城見ヶ丘団地の売却収入及び大戸分譲地の売却収入を見込みました。物品売却収入は、廃目といたしました。

次に、款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金40万円はふるさと納税分で、一般寄附金は廃目といたしました。

次に、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億3,989万7,000円は、財源不足を補うための基金からの繰り入れ分であります。

目2交通災害共済基金繰入金から目6のふるさと基金繰入金までは、それぞれ基金の設置目的に応じた事務事業に充当するために繰り入れするものであります。

次の項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金49万2,000円は、子ども医療費分高額療養費として国保会計から繰り入れするものであり、次の目2後期高齢者医療特別会計繰入金1,000円は存目計上するものであります。

26、27ページをお開きください。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度会計からの暫定的な繰越金の計上であります。

次の款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金30万円は、税金等の延滞金収入を見込んだものであります。

次に、項2受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入243万1,000円は、後期高齢者の健康診査委託金であります。

項3雑入、目1高額療養費貸付償還金は前年度同額を見込み100万円を計上いたしました。

次の目2滞納処分費は5万1,000円を計上し、次の目3雑入は、28、29ページにわたりますが、前年度比1,376万8,000円増の6,430万2,000円を計上いたしました。増の要因は、小水力発電売電収入であり、内容は説明欄記載のとおりでございます。

28、29ページの中段からになります。

款21町債、項1町債、目1総務債3,690万円は、6ページ第4表でご説明した過疎地域自立促進特別事業債で、ソフト事業5事業に充当いたします。

目2衛生債530万円は、上水道出資債として、南房総広域水道企業団への出資債でございます。

目3土木債738万円は、道路整備事業債の辺地対策事業、また過疎対策事業の道路改良事業として充当するものでございます。

次の目4教育債4,100万円は、小学校の統合に伴う大多喜小学校の校舎増築改修工事に充当する義務教育施設整備事業債とB&G海洋センター体育館改修工事の設計業務委託料に充当する社会体育施設整備事業債であります。

目5臨時財政対策債2億2,000万円は、国の地方財政対策として一般財源の不足額を補填するために発行が許可されているものであります。商工債は廃目といたしました。

以上で歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算のご説明をさせていただきますので、30、31ページをお開きください。

初めに、款1議会費、項1議会費、目1議会費、本年度予算額8,381万7,000円は、前年度比較286万6,000円の減となっております。その理由は、議員年金制度の負担率の減及び職員の異動に伴う減であります。議員12名の報酬、議会事務局職員の人件費及び会議録作成委託料、政務調査費補助金並びに議会関係団体への負担金が主なものです。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、本年度予算額3億2,250万8,000円は、前

年度比較1,490万3,000円の増額となりました。職員全体の共済費負担金差額分の増と人事異動等による減を相殺した結果の増額であります。特別職及び総務、企画、財政、32、33ページをお開きください。職員人件費、行政連絡員等への報酬、共済費及び中段の職員健康診断、最下段の行政連絡員研修費補助金等の各種負担金、補助金、34、35ページをお開きください。また、役場内事務消耗品や通信運搬費等の管財管理費、職員研修事業、入札関係の電子調達管理事業の経費であります。

次に、34、35ページ中段の目2文書広報費1,346万9,000円は、前年度比較579万9,000円の増となっております。マイナンバー法に係る導入経費及び広報の印刷製本費の増が理由であります。文書管理事業としての情報公開・個人情報保護審査委員報酬及び消耗品並びに個人情報保護や例規集データ更新等の経費と、広報おおたき発行事業としての広報おおたきの発行やホームページの管理をするための経費であります。

36、37ページをお開きください。

目3財政管理費522万1,000円は、財務会計システムの保守点検及びソフトなどの借り上げ料が主なものであります。

目4会計管理費44万5,000円は、会計室での事務用品、郵便料及びパソコン使用料等であります。

目5財産管理費は、次の38、39ページまでわたりますが、2,855万4,000円であります。公有財産管理事業や、町有車や町有建物の保険料、管理委託料及び町有財産管理のための経費を計上いたしました。庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、38、39ページをお開きください。及び各種委託料や使用料、借り上げ料を計上し、町有林管理事業は、町有林の管理のための経費を計上いたしました。

次に、目6企画費は9,622万6,000円を計上しました。企画事務費は、夷隅郡広域市町村圏事務組合等、企画関係団体の負担金が主であり、定住化対策事業は、空き家改修事業補助を計上いたしました。

また、次のページにわたりますが、地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の施設の保守管理費や東京電力、NTT柱へのケーブル添架利用料の経費であります。

40、41ページをお開きください。

さらに、中止となった大多喜ダム跡地の環境管理の事業のための大多喜ダム対策事業、人口増対策としての結婚活動支援事業や、ふるさとづくり寄附金を財源としたふるさと基金積み立て事業、生徒の減少が続いている大多喜高校を支援するための推進事業、平成28年度か

らの次期町総合計画に向けて2カ年継続で策定の作業をするための総合計画策定事業、いすみ鉄道対策事業から名称変更いたしましたいすみ鉄道及び地方バス路線等地方公共交通の体系の支援対策のための地域公共交通対策事業が予算の内容であります。

次の42、43ページをお開きください。

目7 電子計算費5,973万3,000円は、電子計算業務費として電子計算機の保守委託料及び電子計算機借り上げ料が主な内容です。マイナンバー制度に伴う基幹系システム改修委託料の増により331万8,000円の増額となりました。

目8 諸費は1,583万9,000円を計上しました。総合賠償保険事業は、町主催行事の開催時及び公金の損害保険のための事業であり、その他自衛官募集事務費、税務事業還付費、また、交通安全事務費は、大多喜交通安全協会への補助金及び各行政区への防犯灯の電気料補助金が主であります。さらに、ことし10月に大多喜町合併60周年を迎えることから、その記念式典等の事業経費や、次の44、45ページをお開きください。ユネスコアジア太平洋遺産賞受賞に係る経費を計上した合併60周年記念事業で構成しております。740万6,000円の増額であります。合併60周年記念事業の計上が主な理由でございます。

次に、項2 徴税费、目1 税務総務費7,015万3,000円は、税務関係職員人件費のほか、弁護士費用や税務関連協議会等への負担金が主の税務総務事務費であります。人事異動等により減額となっております。

目2 賦課徴収費2,405万4,000円は、前年度比較299万6,000円の減額計上で、不動産鑑定委託料の減が主な理由であります。賦課事務費は賦課のためのパソコン委託料、ソフトやシステムの使用料、借り上げ料が主であり、次のページにわたりますが、徴収に伴う通信運搬費が主な徴収事務費、46、47ページをお開きください。及び地図情報データの修正委託料が主な地図情報システム管理事業が内容であります。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費3,531万7,000円は戸籍管理に係る経費全般であり、戸籍関係職員人件費、戸籍事務費、住民基本台帳ネットワークシステム事業で構成しております。人事異動やシステム委託料の減により、302万5,000円の減となっております。

48、49ページをお開きください。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費75万4,000円、目2 千葉県議会議員選挙費239万3,000円及び目3 大多喜町農業委員会委員選挙費91万9,000円は、いずれも選挙に係る報酬や従事者手当等の経費が主であります。

50、51ページをお開きください。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費690万5,000円は、統計関係職員人件費及び統計事務費であります。人事異動により199万8,000円の減額となっております。

目2 各種統計調査費185万9,000円は、次のページにわたりますが、統計調査員の報酬費その他事務用消耗品等であります。5年に1回の農林業センサスが増額の主な理由であります。

52、53ページをごらんください。

項6 監査委員費、目1 監査委員費52万4,000円は、監査委員への報酬及び研修等の旅費が主な内容であります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、予算額4億3,007万5,000円は、56、57ページまでわたりますが、社会福祉関係職員人件費、社会福祉事務費のほか、次の54、55ページでございます。社会福祉関係団体助成事業、障害者福祉事業及び民生委員活動事業、高額療養費貸付事業、戦没者追悼式関係事業、56、57ページでございます。国民健康保険特別会計繰出金並びに少子化対策事業、臨時福祉給付金事業で構成しております。中でも、障害者福祉事業の介護給付費等の扶助費が主な支出であります。また、国民健康保険特別会計繰出金も多額となっております。さらに、新たな事業である臨時福祉給付金事業の給付金の支給が、前年度比較4,602万9,000円の増額の主たる要因となっております。

次に、目2 国民年金費503万9,000円は、国民年金費事務に係る職員人件費、事務費であります。

目3 老人福祉費2,257万8,000円は、58、59ページにわたりますが、高齢者在宅生活支援事業が主で、次のページの外出支援サービス委託料や、緊急通報システム業務委託料が主な支出であります。その他敬老祝い事業費の敬老祝い品等の報償費や老人福祉団体助成事業の老人クラブ活動費補助金等がございます。

58、59ページ中段でございます。

目4 青少年助成対策費45万1,000円は、青少年健全育成事業として青少年相談員への報酬、また相談員への活動費補助金などあります。

目5 介護保険事業費1億7,890万円は、次のページにわたりますが、介護保険特別会計繰出金が主で、その他予防ケアマネジメント業務委託料等の地域包括支援センター運営事業及び社会福祉法人等利用者負担額軽減事業並びに次期介護保険事業計画等策定事業、さらに、24年度途中から始まった介護度重度化防止対策事業であります。

60、61ページ中段からであります。

目6 後期高齢者医療費 1億7,848万7,000円は療養給付事業の療養給付費負担金が主な支出で、その他後期高齢者医療広域連合負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定繰出金などであり
ます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費7,086万5,000円は、子育て支援関係職員人件費及び
次のページにわたりますが、子ども医療対策事業としての医療費助成の扶助費、62、63ペー
ジをお開きください。また、子ども・子育て支援事業、新規事業の子育て世帯臨時特例給付
金事業などがあります。この新規事業が増額の主たる理由であります。

目2 児童措置費 1億1,697万7,000円は、事務費及び児童手当支給事業であります。支給対
象者の減が減額の理由であります。

目3 母子福祉費100万円は、ひとり親家庭等医療費助成事業の経費であります。

目4 児童福祉施設費 2億5,050万6,000円は、66、67ページ上段までわたりますが、保育園
関係及び児童クラブ並びに子育て支援センター関係の予算であります。職員人件費のほか、
保育士等及び児童クラブの臨時職員賃金、子育て支援センターの人件費、保育園2園の施設
運営費のほか、夜間警備の委託、園児の送迎バス運行委託料、賄い材料費等であります。

66、67ページ上段です。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費 1億921万5,000円は、衛生関係職員人
件費及び保健衛生事務費の国保国吉病院負担金、並びに養育医療給付事業では、発達が未熟
な子供の入院費を助成する扶助費が内容であります。人事異動や国保国吉病院負担金の減が
減額の理由であります。

目2 予防費3,937万3,000円は、次の68、69ページにわたりますが、がん検診事業の検診委
託料、予防接種事業の予防接種医への報酬、予防接種委託料、医療材料費、68、69ページの
健康増進事業、健康診査委託料が主なものであり、その他感染症予防対策事業、防疫対策事
業がございます。子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を控えることにより減額としております。

68、69ページ下段でございます。

目3 環境衛生費8,660万8,000円は、72、73ページの上段までわたりますが、環境関係職員
人件費のほか、環境衛生事務費、次のページの夷隅環境衛生組合負担金、合併処理浄化槽設
置整備事業の補助金、新規事業の小水力発電所管理運営事業が主なものです。増額の主な理
由はこの新規事業であり、その他人事異動や夷隅環境衛生組合負担金の減、合併処理浄化槽
補助金の減と相殺しております。

72、73ページの上段でございます。

目4 母子保健事業費707万9,000円は、母子保健協力医報酬及び母子保健事業に係る事務経費、乳幼児健康診査委託料等であります。

目5 火葬場費1,489万1,000円は、斎場無相苑の燃料費等の施設運営費及び火葬炉運転業務委託料、並びに火葬炉改修工事請負費が主なものであります。

目6 地域し尿処理施設管理費147万1,000円は、城見ヶ丘団地のし尿処理プラントの維持管理経費であります。

74、75ページをお開きください。

項2 清掃費、目1 清掃総務費3,946万6,000円は、清掃関係職員人件費のほか、環境センター臨時職員賃金、管理経費、広域ごみ処理施設建設に係る夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金などであります。

目2 塵芥処理費、予算額1億1,619万8,000円は、環境センターの運営経費やごみ収集委託料及び粗大ごみ処理委託料、その他一般廃棄物処理業務委託、ごみ袋作成委託料、処理を委託しているいすみクリーンセンターへの塵芥処理負担金が主なものです。いすみクリーンセンターの改修工事に伴う負担金の増が主な増額の理由であります。

項3 上水道費、目1 上水道運営費9,608万2,000円は、水道料金の高料金対策としての補助金、また、次のページの南房総広域水道企業団への補助金、出資金であります。

76、77ページをお開きください。

次に、款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費1,047万8,000円は、事務費職員の人件費、農業委員会委員の報酬、委員会事務経費等であります。

目2 農業総務費5,901万3,000円は、農業関係職員人件費及び農家組合長100人分の報酬が主な内容であります。

78、79ページをお開きください。

目3 農業振興費は2,735万2,000円を計上いたしました。農業振興事業は、農林業振興協議会委員報酬及び農業振興地域整備計画策定業務委託料、並びに関連団体等への補助金、交付金等であり、また、都市農村交流事業は、都市と農村の交流により農業の活性化を図る目的で設置した農業体験推進室の活動経費であります。産地整備支援事業の終了による減と、新たな農業振興地域整備計画策定業務委託料、農地集積協力金の増の相殺により減額予算となっております。

目4 畜産業費37万円は、畜産業振興のための消耗品のほか、畜産関係団体への補助金等あります。

目5 農地費652万8,000円は、次のページにまたがりませんが、平沢ダム管理経費及び基幹農道の維持管理経費、また農道等の補修用材料費、農地及び農業用施設の環境保全事業団体への補助金が主なものであります。

80、81ページ中段でございます。

目6 農業施設費692万8,000円は、各拠点センターの経費を一括して計上したものであります。養老溪谷観光センターや集落センター、味の研修館、次のページにまたがりませんが、農村コミュニティセンターの施設運営経費、施設管理の臨時職員の賃金であります。

82、83ページ中段でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費、予算額3,347万1,000円は林業関係職員人件費、事務経費及び関係団体負担金、84、85ページをお開きください。また有害鳥獣駆除対策経費であります。

目2 林業振興費64万1,000円は、県単森林整備事業委託料及び竹粉碎機の修繕料、保険料であります。

目3 大多喜県民の森運営費3,832万円は、次のページにわたりますが、職員人件費及び県民の森施設運営費等であります。

86、87ページをお開きください。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費、予算額2,803万9,000円は商工関係職員人件費及び事務経費、また、消費生活相談員報酬費等であります。人事異動により減額となっております。

目2 商工業振興費1,597万1,000円は、久保駐車場の全自動料金システム保守管理委託料、商工会への補助金及び街路灯電気料金補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金、並びに商い資料館の維持管理経費などが主なものであります。

目3 観光費3,096万5,000円は、88、89ページをお開きください。町営駐車場及び公衆用トイレの維持管理経費、観光センター臨時職員賃金や管理運営経費、公園管理、次のページのお城まつり実行委員会や町観光協会への補助金、大河ドラマ誘致実行委員会等への補助金、面白峡遊歩道整備事業の委託料、さらに、大多喜駅前に建設した天然ガス記念館の管理運営経費などがございます。減額の主な理由は、面白峡遊歩道整備事業の委託料の減であります。

90、91ページ中段になります。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、予算額5,458万円は土木関係職員人件費事務経費のほか、道路台帳の更新業務委託料、92、93ページをお開きください。また関連団体負担金及び国県道維持補助金等であります。

目 2 登記費2,553万5,000円は、登記関係人件費、登記促進事業の経費などであります。

目 3 国土調査費1,496万8,000円は、次のページにわたりますが、国土調査事業の臨時職員賃金のほか、地籍調査等の委託料が主なものであります。

94、95ページをお開きください。

目 4 道の駅管理費333万9,000円は、石神地先の道の駅維持管理経費及びトイレ清掃業務の委託料が主な内容であります。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費 1 億547万6,000円は、道路維持のための臨時職員賃金、建設機器の燃料及び修繕費、道路ストック総点検委託料、道路舗装打ちかえ工事費の請負費、その他道路補修用原材料費などであります。新規事業の道路ストック総点検事業が増額の理由であります。

目 2 道路新設改良費 1 億1,792万2,000円は、職員人件費、96、97ページをお開きください。及び弓木西下線の路線用地測量業務委託料や増田小土呂線歩道整備工事、中野大多喜線・大多喜高校線道路改良工事等の工事請負費、宇野辺当月川線の公有財産購入費、補償補填及び賠償費が主な支出であります。

目 3 橋梁維持費2,800万円は、町道の橋梁長寿命化に伴う部田塩淵橋の補修工事、その他大戸跨線橋の詳細点検、補修設計業務委託料であります。

目 4 交通安全対策費214万3,000円は、道路区画線工事費、その他カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用原材料費などあります。

項 3 都市計画費、目 1 街路事業費309万2,000円は、歴史的景観審議会委員の報酬及び街なみ整備助成事業補助金が主な支出であります。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費、予算額1,921万7,000円は、町営住宅入居者選考委員報酬のほか、98、99ページをお開きください。町営住宅に係る修繕料、借地料及び黒原団地の修繕工事関連の工事請負費、設計施工監理業務委託料、その他戸建て住宅耐震診断費用の補助金が主なものとなります。

目 2 宅地造成費1,027万4,000円は城見ヶ丘団地分譲に係る定住化補助金が主たるものです。

目 3 住宅助成費1,780万円は、定住化対策住宅助成事業としての住宅取得奨励金、リフォーム補助金及び太陽光発電設備導入促進補助金であります。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費 2 億3,032万1,000円は広域常備消防に係る負担金であります。

目 2 非常備消防費3,243万7,000円は、消防団員及び消防委員への報酬、消防団の訓練及び

火災等の出動手当、団員の被服費、100、101ページをお開きください。団員の健康診査委託料、その他団員の公務災害や退職報償金の支給事務負担金などがあります。

目3 消防施設費1,553万5,000円は、消防団統合による機具置き場の設計業務委託料、防火水槽のフェンス修繕工事請負費及び消防車両等の車検修繕料や燃料費、その他小型動力ポンプ積載車の購入費などが主なものであります。

目4 災害対策費1,381万2,000円は、防災会議委員等の報酬、災害時の職員時間外勤務手当、地域防災計画修正業務委託料、102、103ページをお開きください。及び久保排水機場等の管理委託料、防災行政無線施設の保守委託料などが主な内容であります。地域防災計画修正業務委託が増の理由であります。

款9 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費113万1,000円は、教育委員報酬、その他教育長の交際費、関係協議会委員会の負担金などがあります。

目2 事務局費6,881万9,000円は、教育長ほか一般職員の人件費、104、105ページをお開きください。登下校待機児童支援委員賃金や特別支援教育支援員賃金、委員会の事務経費、教育関係団体への負担金及び補助金、委員会の施設管理経費が主なものであります。

項2 小学校費、目1 学校管理費4,806万5,000円は、108、109ページまでまたがりませんが、小学校医、薬剤師等の報酬、106、107ページをお開きください。その他送迎バス等の委託料、小学校4校の学校管理事務経費や施設管理経費、パソコン使用料等であります。

108、109ページをお開きください。

目2 教育振興費1,033万7,000円は、112、113ページまでまたがりませんが、小学校4校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学の通学費補助金及び英語教室業務委託料、要保護世帯の扶助費が主な内容であります。

112、113ページをお開きください。

項3 中学校費、目1 学校管理費1,906万4,000円は、次のページにまたがりませんが、中学校医、薬剤師等への報酬、中学校2校の学校管理事務経費や校舎等の施設管理経費のほか、パソコン借り上げ料などが主なものとなります。

114、115ページでございます。

目2 教育振興費1,072万8,000円は、次のページにわたりますが、2中学校の教育活動で使用する教材費、クラブ活動助成費補助金及び中学校遠距離通学費補助金、要保護世帯の扶助費が主なものであります。

116、117ページをお開きください。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費3,927万5,000円は、関係職員人件費及び社会教育委員報酬関係協議会負担金、町子供会育成会や文化団体への活動費補助金などが主なものであります。

目2 公民館費1,595万円は、次のページにわたりますが、公民館運営審議会委員報酬や中央公民館の光熱水費、118、119ページをお開きください。施設夜間警備や清掃委託などの施設管理費のほか、公民館バス運行管理委託料などが主な内容でございます。

目3 図書館費453万5,000円は、図書館の光熱水費及び夜間警備委託、パソコン借り上げ料、次のページになりますが、図書の購入経費、団体負担金等であります。

120、121ページをお開きください。

目4 文化財保護費47万円は、文化財審議会委員報酬のほか、消耗品、文化財保存に関連した補助金、負担金であります。町指定文化財修繕事業補助金、夷隅神社についての補助の終了に伴いますものが減額の主な理由であります。

目5 視聴覚教育費51万6,000円は、いすみ市、夷隅郡視聴覚教材センターへの負担金であります。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費2,404万8,000円は、職員人件費及びスポーツ推進委員報酬、次のページにわたりますが、その他町体育協会補助金、夷隅郡体育協会への負担金が主なものであります。

122、123ページをお開きください。

目2 学校給食費、予算額1億4,974万7,000円は、職員人件費及び学校給食センター運営委員報酬、光熱水費や賄い材料費、給食配送業務委託料及び排水処理施設保守管理委託料、また、施設の排水溝改修工事請負費などが主なものであります。

目3 体育施設費2,029万2,000円は、次のページにわたりますが、海洋センター体育館やプール、野球場及びテニスコートの光熱水費や施設管理業務経費などが主なものであります。

124、125ページの最下段でございます。

款10 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費180万円、126、127ページをお開きください。及び目2 河川災害復旧費130万円は、災害時の緊急対策復旧費として予算計上しているものであります。

款11 公債費、項1 公債費、目1 元金4億590万7,000円は起債償還の元金分で、次の目2 利子6,977万円は同じく起債償還の利子分であります。

款12 予備費、項1 予備費、目1 予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきます。

した。

諸支出金は廃目といたしました。

次の128ページから137ページまでは給与費明細書でありますので、説明を割愛させていただき、138、139ページをごらんいただきたいと思います。

ここでの表は、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であり、この表につきましては、地方自治法施行令第144条第1項第4号で定める調書として提出するものであります。

次の140、141ページにつきましては、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書で、これにつきましても地方自治法施行令第144条第1項第3号で定める調書として提出するものであります。本年度以降支出予定額のある事業といたしましては、大多喜小学校パソコン導入費など全14事業でございます。

以上、議案第20号 平成26年度大多喜一般会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第21号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第21号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出予算についてご説明いたしますので、予算書143ページをお開きください。

初めに、予算編成の概要についてご説明いたします。

この特別会計は、合併前の1市5町からの拠出金等をもとに設けられた基金を運用するための会計であり、必要に応じて取り崩した基金を当会計で受け入れ、いすみ鉄道に交付金として支出し、鉄道経営の安定を図ることを目的としております。

それでは、内容についてご説明いたします。

平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,519万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」に

よる。

歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、150、151ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金といたしまして36万5,000円を計上いたしました。これは基金の利子であります。

款2繰入金は、平成26年度も1両の車両更新を予定しており、4,483万3,000円を計上いたしました。この額は車両更新に係る経費の3分の1の額で、いすみ鉄道株式会社負担分の額であります。

寄附金、繰越金、諸収入につきましては、それぞれ廃目といたしました。

次に、歳出のご説明をいたしますので、152、153ページをお開きください。

歳出でございますが、款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費として36万5,000円を計上いたしました。歳入でご説明いたしました基金利子等を鉄道経営対策事業基金に積み立てるものでございます。

目2助成費につきましては4,483万3,000円を計上いたしました。これは、やはり歳入でご説明いたしましたいすみ鉄道の車両更新に伴う会社負担分に対する交付金であります。歳出合計額は4,519万8,000円であります。

以上で、議案第21号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 次に、議案第22号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案第22号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書155ページをお開きいただきたいと存じます。

予算書の本文に入ります前に、予算編成状況につきましてご説明申し上げます。

平成26年度の予算につきましては、少子高齢化の進展、医療技術等の高度化等に伴う医療費の増加、一方、被保険者の収入につきましては、高齢者が多く加入されているという構造的な問題等から、被保険者の所得の伸びが見込めないことから、依然として厳しい財政状況が続いております。

医療給付費につきましては、平成25年度の実績見込み等を考慮し、対前年度比1.0パーセ

ントの増加を予定いたしました。それに対しまして、保険税は対前年度比3.0パーセントという増加を見込まざるを得ない状況となり、予算総額で前年度比2.0パーセント増の13億7,032万2,000円を計上させていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第22号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億7,032万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明させていただきます。162、163ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入からご説明申し上げます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、合計で前年度比較1,077万1,000円の増で、3億7,357万2,000円を予定し計上させていただきました。

退職被保険者等国民健康保険税につきましては、厚生年金等受給者で65歳未満の方が対象となります。

2款一部負担金、1目一部負担金につきましては、前年度と同額1,000円で存目程度を予定し計上させていただきました。

3款使用料及び手数料、1目督促手数料でございますが、前年度実績等を考慮し、5万5,000円を予定し計上させていただきました。

4款国庫支出金、1目療養給付費等負担金でございますが、療養給付に要する費用、後期高齢者支援金及び介護納付金に対する国の負担32パーセント相当2億2,213万1,000円を予定し、計上させていただきました。

2目高額医療費共同事業負担金でございますが、高額療養費拠出金として支払った額の4分の1を国が負担するものでございます。903万7,000円を計上させていただきました。

3目特定健康診査負担金でございますが、特定健康診査に要する国の負担金として140万円を計上させていただきました。

4款国庫支出金、1目財政調整交付金でございますが、国保財政の平準化を図るため国が

ら交付されるもので、5,090万円を予定し計上させていただきました。

出産育児一時補助金でございますが、制度の廃止により廃目でございます。

次に、164、165ページをお願いいたします。

5款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金でございますが、退職被保険者等の療養給付費に対する交付金で、6,187万9,000円を予定し計上させていただきました。

6款前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の給付実績及び被保険者数等に応じて、社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、2億4,230万9,000円を予定し計上させていただきました。

7款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金でございますが、高額療養費拠出金として支払った4分の1を県が負担するものでございます。国庫負担金と同額の903万7,000円を計上させていただきました。

2目特定健康診査負担金でございますが、特定健康診査に対する県の負担分で、国庫負担金と同額140万円を予定し計上させていただきました。

2項県補助金、1目財政調整交付金でございますが、国保財政の平準化を図るため県から交付されるもので、7,044万円を予定し計上させていただきました。

8款共同事業交付金、1目共同事業交付金でございますが、165ページ、1節高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり80万円以上、2節保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たり30万円以上80万円未満が対象の高額医療費への交付金で、合計で1億7,764万7,000円を予定し計上させていただきました。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、165ページ、1節の保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金の法定繰入金と6節保険財政支援分の財政調整繰入金及び7節特定健康診査等事業費繰入金の法定外繰入金を加えまして、合計で1億3,296万9,000円を予定し計上させていただきました。

2項基金繰入金でございますが、1,600万円の基金の取り崩しを予定し、計上させていただきました。

10款繰越金、1目療養給付費交付金繰越金は前年度と同額の1,000円、166、167ページをお願いいたします。2目その他繰越金は前年度繰越金として100万円を予定し計上させていただきました。

11款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、2目退職被保険者等延滞金につきましては、それぞれ前年度と同額を予定し計上させていただきました。

2項雑入、1目延滞処分費から5目退職被保険者等返納金につきましても、前年度と同額を予定し計上させていただきました。

6目雑入につきましては、特定健康診査徴収金等で42万円を予定し計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

168、169ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、169ページ説明欄記載のとおり職員4名分の人件費と、事務費として基幹系システムレセプト電算処理委託料、レセプト点検業務委託料のほか、千葉県国保団体連合会負担金等の合計で、3,688万6,000円を予定し計上させていただきました。

2項1目運営協議会費でございますが、国保運営協議会委員9名分の報酬で7万円を予定し計上させていただきました。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費から、170ページ上段の5目審査及び支払手数料は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、これに係る審査支払委託料でございます。実績等を勘案し、合計で7億6,330万7,000円を予定し計上させていただきました。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費と2目退職被保険者等高額療養費ですが、高額療養費の実績等を勘案し、また、3目一般被保険者高額介護合算療養費及び4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額を予定し、合計で1億227万円を計上させていただきました。

3項移送費につきましては、1目一般被保険者及び2目退職被保険者等の病院から病院への移送費等で、それぞれ前年度と同額の5万円を予定し計上させていただきました。

4項1目出産育児一時金でございますが、前年度と同額で10件、420万3,000円を予定し計上させていただきました。

5項1目葬祭費につきましては27件、135万円を予定し計上させていただきました。

3款後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金でございますが、後期高齢者の医療実績等に応じて社会保険診療報酬支払基金へ納付するもので、172ページ、173ページの上段の2目後期高齢者関係事務費拠出金1万6,000円と合わせまして、合計で1億8,570万5,000円を予定し計上させていただきました。

4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者関係事務費拠出金でございますが、事務費拠出金として24万円を予定し計上させていただきました。

5款老人保健拠出金、1目老人保健事務費拠出金でございますが、老人保健医療費に係る整理事務費として5万3,000円を予定し、計上させていただきました。

6款介護納付金、1目介護納付金でございますが、介護給付費の国庫負担分となり社会保険診療報酬支払基金へ納付するもので、8,721万6,000円を予定し計上させていただきました。

7款共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業拠出金でございますが、3,615万円を、2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1億3,476万1,000円を予定し計上させていただきました。

3目その他共同事業拠出金につきましては、存目程度2,000円を予定し計上させていただきました。

8款保健事業費、1目保健事業費でございますが、292万円を計上させていただきました。

173ページ、説明欄記載の人間ドック経費補助金、55件分、231万6,000円が主な内容となります。

174、175ページをお願いいたします。

2項特定健康診査等事業費でございますが、175ページ説明欄記載の特定健康診査委託料及び特定保健指導委託料等の経費で1,083万7,000円を予定し、計上させていただきました。

9款諸支出金、1項償還及び還付加算金でございますが、1目一般被保険者分120万円、2目退職被保険者等分5万円の保険税の還付金及び3目償還金として存目程度2,000円を予定し、合計で125万2,000円を計上させていただきました。

10款予備費でございますが、前年度と同額の300万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

これで平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時06分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時18分）

○議長（小高芳一君） 説明を続けます。

次に、議案第23号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について、説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案第23号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の187ページをお開きいただきたいと存じます。

本文に入ります前に、平成26年度の予算編成状況につきましてご説明させていただきます。

本予算は、医療保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合で賦課されます保険料等の数値をもとに予算編成をさせていただきました。

なお、保険料につきましては、平成26年度改定がございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,208万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明させていただきますので、194、195ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料でございますが、年金からの特別徴収による保険料で5,545万2,000円を計上いたしました。

2目普通徴収保険料でございますが、現年度分及び滞納繰越分を合わせまして2,028万3,000円を計上いたしました。合計で前年度比509万1,000円増の7,573万5,000円を計上いたしました。なお、26年度、27年度の保険料でございますが、均等割が現行の3万7,400円から1,300円増の3万8,700円に、所得割率は現行の7.29パーセントから0.14パーセント増の7.4パーセントの改正となります。

2項使用料及び手数料、1目督促手数料でございますが、前年度と同様の2万円を計上いたしました。

3款繰入金、1目事務費繰入金でございますが、後期高齢者医療事務費に係る繰入金で102万8,000円を計上いたしました。

2目保険基盤安定繰入金でございますが、3,483万8,000円を計上いたしました。県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

4款繰越金でございますが、前年度よりの繰越金で10万円を計上いたしました。

5款諸収入、1目保険料還付金36万3,000円、2目還付加算金につきましては、存目程度1,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

引き続きまして、歳出に移らせていただきます。

196、197ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、197ページ説明欄記載の義務的経費で64万2,000円を計上いたしました。

2項1目徴収費でございますが、やはり説明欄記載の保険料徴収事務費で40万6,000円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者から納付いただきました保険料と低所得者の軽減分の繰入金を合わせて広域連合に納付するもので、1億1,067万2,000円を計上いたしました。

3款諸支出金、1目保険料還付金でございますが、転出された方の保険料あるいは再算定により減額となった方の保険料等の還付金で、36万4,000円を計上いたしました。

2項1目他会計繰出金でございますが、存目程度1,000円を計上いたしました。

以上が歳出でございます。

これで平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 次に、議案第24号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） それでは、議案第24号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を説明させていただきます。

予算書の199ページをお願いいたします。

平成26年度予算案につきましては、介護保険事業を円滑に推進するため、24年、25年度の各種介護サービスの利用実態と給付費の実績をもとに、第5期介護保険事業計画の最終年度に当たって、歳入歳出予算の総額を前年度比0.6パーセント増の10億6,521万4,000円の予算

額を推計し、予算編成を行いました。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成26年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,521万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、206、207ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数3,575名を推計し、1億7,828万7,000円、前年度比0.7パーセント増を計上いたしました。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護予防教室事業参加者負担金36万円を計上いたしました。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料2万8,000円、2目事務手数料3万円、前年度と同額の5万8,000円を計上いたしました。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、1億7,037万2,000円を計上いたしました。

2項国庫補助金につきましては、1目調整交付金に7,429万2,000円、2目地域支援事業交付金、介護予防事業分として104万9,000円、3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として289万5,000円を計上いたしました。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金2億9,193万1,000円、2目地域支援事業支援交付金121万7,000円を計上いたしました。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費県負担金につきましては1億5,679万2,000円を計上いたしました。

2 項県補助金でございますが、1 目地域支援事業交付金として、介護予防事業に対し52万4,000円、2 目包括的支援事業・任意事業に対し144万7,000円を計上いたしました。

208、209ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金として介護給付費及び地域支援事業のうち介護予防分に係る町の法定負担分12.5パーセント、地域支援事業のうち任意事業及び包括的支援事業分19.75パーセントと、職員人件費及び事務費の繰り入れとして1億7,313万8,000円を計上いたしました。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の被保険者負担分の不足を補うための財源として繰り入れるもので1,144万5,000円を計上いたしました。

8 款繰越金でございますが、前年度からの繰越金として4,000円を計上いたしました。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料でございますが、延滞金1,000円を存目程度に計上いたしました。

2 項雑入でございますが、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付負担金及び介護給付事業参加者負担金であり、140万2,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出の説明をさせていただきます。

210、211ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますが、介護保険関係職員4名分の人件費と、介護保険業務用の事務費で2,816万円を計上いたしました。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費でございますが、介護保険料賦課徴収に係ります事務費で92万円を計上いたしました。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定調査等費でございますが、介護認定に係る医師意見書作成手数料などで356万3,000円、2 目介護認定審査会共同設置負担金339万円、合わせて695万3,000円を計上いたしました。

4 項運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会委員12人の報酬2回分として8万4,000円を計上いたしました。

次に、212、213ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費でございますが、要介護1から5の認定を受けた方の在宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等の給付費で9億720万5,000円を計上いたしました。

2項介護予防サービス等諸費でございますが、要支援1、2の認定を受けた方への在宅介護、地域密着型介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等の給付費で2,806万2,000円を計上いたしました。

3項その他諸費につきましては、介護給付に係る審査支払手数料として65万9,000円を計上いたしました。

214、215ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費、利用者負担の上限額を超えた場合に支給するもので、高額介護サービス費1,840万3,000円、高額介護予防サービス費を前年度と同額の6万円、合わせて1,846万3,000円を計上いたしました。

5項高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療分と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合に、それぞれの会計から支給されるもので、高額医療合算介護サービス費と介護予防サービス費について220万円を計上いたしました。

6項特定入所者介護サービス等費でございますが、低所得者の施設入所に係る食費、居住費の自己負担の軽減に伴う補助及び交付金で、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費について5,007万2,000円を計上いたしました。

3款基金積立金でございますが、介護給付費準備基金への積立金で3,000円を計上いたしました。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目二次予防事業費でございますが、要介護状態となるおそれの高い状態と認められる方を対象にした事業で、165万8,000円を計上いたしました。

216、217ページをお願いいたします。

2目一次予防事業費でございますが、高齢者全体を対象に介護予防の活動の育成、支援を行う事業で395万1,000円、合わせて560万9,000円を計上いたしました。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費でございますが、寝たきり高齢者へのおむつの支給、成年後見人制度の利用支援等で210万5,000円を計上いたしました。

2目包括的支援事業でございますが、包括支援センター職員2名分の人件費1,441万6,000円、合わせて1,652万1,000円を計上いたしました。

218、219ページをお願いいたします。

5款諸支出金につきましては、国県支出金等の精算に伴う返還金としまして、20万3,000円を計上いたしました。

6 款予備費につきまして、前年度と同額の10万円を計上いたしました。

以上が歳出でございます。

以上で平成26年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わりにさせていただきます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） 次に、議案第25号 平成26年度大多喜町水道事業会計予算について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、議案第25号 平成26年度大多喜町水道事業会計予算についてご説明いたします。

別冊の水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

（総則）

第1条、平成26年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条、業務の予定量は次のとおりとする

1号、給水戸数3,769戸。

2号、年間総給水量104万7,776立方メートル。

3号、1日平均給水量2,871立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益4億9,709万1,000円、第1項営業収益3億1,149万8,000円、第2項営業外収益1億8,559万3,000円。

支出、第1款水道事業費用4億8,909万8,000円、第1項営業費用4億4,653万7,000円、第2項営業外費用3,751万9,000円、第3項特別損失464万2,000円、第4項予備費40万円。

（資本的収入及び支出）

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,872万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億3,872万6,000円にて補填するものとする。

収入、第1款資本的収入7,317万円、第1項負担金216万円、第2項企業債7,100万円、第3項固定資産売却代金1万円。

支出、第1款資本的支出2億1,189万6,000円。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第 1 項、建設改良費 1 億1,975万8,000円、第 2 項企業債償還金9,213万8,000円。

(企業債)

第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

配水管布設事業、限度額1,000万、施設拡張事業、限度額6,100万、2 事業とも起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率年 5 パーセント以内、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、債権者との協議により据置期間及び償還期限を短縮しまたは繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越しして借り入れることができる。限度額7,100万。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、第 1 項、営業費用、第 2 項、営業外費用との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 7 条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費6,384万円。

3 ページに入ります。

(一般会計からの補助金)

第 8 条、一般会計からこの会計補助を受ける金額は、7,563万3,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条、たな卸資産の購入限度額は328万9,000円と定める。

予算に関する説明書の 5 ページから 7 ページの予算の実施計画、それから 9 ページのキャッシュフロー計算書は、今までの資金計画にかわるものでございます。

10ページから17ページの給与明細書、19ページから23ページの予定損益計算書及び予定貸借対照表、24ページから25ページの中期会計方針等は記載のとおりですので、割愛させていただきます。

続きまして、予算の明細につきましては、水道事業会計予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきます。

26、27ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、収入の部、款1水道事業収益、予定額4億9,709万1,000円、項1営業収益、目1給水収益、予定額3億1,069万6,000円、これは水道料金でございます。

目2その他営業収益、予定額80万2,000円は、資材売却代、審査・開栓手数料、修繕工事代、水道料金督促手数料等でございます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金、予定額1万円は預金利子でございます。

目2他会計補助金、予定額7,563万3,000円は高料金対策補助の一般会計補助でございます。

目3県補助金、予定額7,000万円は、高料金対策補助の県補助金です。

目4長期前受金戻入、予定額3,771万は、公営企業会計制度改正による長期前受金戻入額です。

目5雑収益、予定額2万8,000円は、東京電力、N T Tによる水道施設用地使用料等です。

目6消費税還付金、予定額222万1,000円は、見込みによる申告消費税額がゼロのため、消費税が還付される見込みです。

28、29ページをお願いいたします。

支出の部、款1水道事業費用、予定額4億8,909万8,000円、項1営業費用、目1原水及び浄水費、予定額2億1,809万7,000円、節の主なものといたしましては、節1給料、職員1名分の給料257万6,000円、節4賃金、水道布設管臨時職員賃金731万4,000円、節の16委託料、水質検査業務、汚泥処理業務、電気保安管理業務等887万3,000円、節19修繕費、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設の修繕、313万2,000円、節21動力費、浄水場動力電気料856万7,000円、節22薬品費、浄水場パック次亜塩素等薬品費248万7,000円、節26受水費、南房総広域水道からの水の購入費1億8,018万円等でございます。

目2配水及び給水費、予定額2,969万8,000円、節の主なものといたしましては、節1給料、職員1名分の給料443万3,000円、節4賃金、漏水調査臨時職員賃金121万円、30、31ページをお願いいたします。節19修繕費、施設修理、漏水修理、止水栓修理等972万円、節20路面復旧費、舗装の本復旧、仮復旧で452万円、節21動力費、加圧場20カ所の電気料440万7,000円等です。

目3総係費、予定額4,893万9,000円、節の主なものといたしましては、節1給料、職員4名分の給料1,601万2,000円、節11燃料費、水道管理車両の燃料代118万1,000円、節16委託料、健診委託、電算機器保守、水道料金システム保守等の委託料630万4,000円、節18賃借料、水

道料金システムリース、会計システムリース、パソコン6台、プリンター1台、リース等賃借料391万1,000円、節19修繕費、水道管理車両車検代修繕費55万1,000円、32、33ページをお願いいたします。節27厚生費、職員健康診断手数料7名分、7万6,000円、節35貸倒引当金繰入額、公営企業会計制度改正による将来の債務に備え、あらかじめ計上した138万3,000円等でございます。

目4減価償却費、予定額1億3,601万2,000円は構築物、機械及び装置等有形固定資産減価償却等でございます。

目5資産減耗費、予定額1,342万4,000円は、機械及び装置、二の丸浄水場撤去工事等の固定資産除却及び貯蔵品資産減耗でございます。

目6その他営業費用、予定額36万7,000円は、貯蔵品の売却資材原価です。

項2営業外費用、予定額3,751万9,000円、目1支払利息は、財務省、金融機構、民間金融機関への企業債利息として3,474万9,000円、目2雑支出は、特定収入、これは補助金相当分の消費税、仮払い消費税等277万円です。

項3特別損失、予定額464万2,000円は、水道料金不納欠損、公営企業会計制度改正による過年度分賞与引当金等です。

項4予備費、予定額40万円、目1予備費は水道事業費用の予備費です。

34、35ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入の部、款1資本的収入、予定額7,317万円、項1負担金、目1加入負担金、予定額216万円は新規加入者及び口径変更による加入負担金です。

項2企業債、目1企業債、予定額7,100万円は県道勝浦小田代線配水管布設替事業及び面白浄水場乾燥床施設拡張事業の企業債です。

項3固定資産売却代金、目1固定資産売却代金、予定額1万円は、使用していない施設等の資産をネット売却するものです。

36、37ページをお願いいたします。

支出の部、款1資本的支出、予定額2億1,189万6,000円、項1建設改良費、目1取水施設費、予定額108万円は、緊急時に備えた取水施設の機器交換工事です。

目2浄水施設費、予定額108万円は、緊急時に備えた浄水場の機器交換工事です。

目3配水施設費、予定額4,674万8,000円、節の主なものとしたしましては、節1給料、職員1名分の給料307万5,000円、節20使用料、OAシステム設計用ソフトウェア使用料71万

2,000円、節23材料費、布設替工事用の材料費32万4,000円、節34工事請負費、県道小田代勝浦線配水管切り回し、鍛冶住宅1号線配水管布設替工事、県道大多喜君津線仮設橋添架工事等3,996万円です。

目4固定資産取得費、予定額486万8,000円は、横山浄水場ろ過ポンプ購入の予備費及び量水器の新規設置や検定期間満了による取り替分等です。

目5施設拡張費、予定額6,598万2,000円は、面白浄水場汚泥乾燥床建設及び面白浄水場用地の県有地取得費でございます。

項2企業債償還金、目1企業債償還金、予定額9,213万8,000円は、財務省財政融資資金17件、地方公共団体金融機構35件、民間金融機関借換債2件の償還金です。

以上で平成26年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） 次に、議案第26号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算を提案するに当たり、予算書に一部誤りがあり、差しかえ等で議員の皆様にご迷惑をおかけしましたことに対し、心よりおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

また、始める前に、26年4月1日より一般の企業会計により近づけるため、大幅な地方公営会計制度が改正されることになりましたので、予算説明の前に改正点を申し上げたいと思います。

予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

キャッシュフロー計算書でございます。25年度までは作成する義務はなく、資金計画の表を載せていましたが、改正によりまして作成する義務が生じたので掲載させていただきました。内容については、27年度末までの現金の流れでございます。

次に、25ページをごらんいただきたいと思います。

26年度の会計方針でございます。

1点目、固定資産の減価償却費の方法。定額法によるということでございます。老人ホームでは以前より定額法を採用しておりましたが、予算書に載せるよう義務が生じました。

2点目、引当金の計上方法でございます。退職給与引当金につきましては、当施設の職員は千葉県市町村総合事務組合に加入し、一般職に準ずるため計上しておりません。また、賞

与引当金及び法定福利引当金につきましては、12月から翌年の3月までの4カ月分を翌年度の賞与分として支給するために計上する必要が生じました。

3点目でございます。見なし償却制度の廃止に伴う経過措置ということです。26年3月31日以前に国県補助金で建設した建物などの場合、今までその分につきましては減価償却を行っておりませんでした。改正により、その分の減価償却を長期前受金戻入として収益に計上する必要が生じました。

以上で改正について終わらせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきたいと思います。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第26号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算。

(総則)

第1条、平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、利用定員、施設介護サービス80人、居宅介護サービス4人。

第2号、年間利用予定者数、施設介護サービス2万8,000人、居宅介護サービス1,150人。

(収益的収入及び支出)

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益3億1,561万5,000円、第1項営業収益3億539万4,000円、第2項営業外収益1,022万1,000円。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用3億1,179万9,000円、第1項営業費用2億9,888万2,000円、第2項営業外費用1,000円、第3項特別損失1,141万6,000円、第4項予備費150万円。

(資本的収入及び支出)

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額200万円は当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

支出、第1款資本的支出200万円、第1項建設改良費200万円。

2ページをごらんください。

(一時借入金)

第5条、一時借入金の限度額は1,200万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第1項営業費用、第2項営業外費用等との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費2億2,650万9,000円でございます。

続きまして、26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算積算基礎資料にてご説明いたしますので、26、27ページをお開きいただきたいと思います。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益、予定額として3億1,561万5,000円計上させていただきました。

第1項営業収益3億539万4,000円、第1目介護報酬収益2億5,724万円。これにつきましては、施設入所、短期入所の施設利用分と介護サービス費の交付金でございます。

第2目介護負担金収益4,815万4,000円、施設入所、短期入所利用者様の個人負担金でございます。

第2項営業外収益1,022万1,000円、第1目受取利息3万1,000円、第2目寄附金1,000円、存目程度でございます。

第3目長期前受金戻入926万7,000円、先ほど説明しましたけれども、見なし償却制度廃止に伴う補助金に係る減価償却分でございます。

第4目その他事業外収益92万2,000円、備考欄説明のとおりでございます。

続きまして、28、29ページをごらんいただきたいと思います。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用、予定額として3億1,179万9,000円計上いたしました。

第1項営業費用2億9,888万2,000円計上いたしました。

第1目総務管理費1億8,345万5,000円。これからは主なものについて説明いたします。第2節給料、第3節手当、第5節法定福利費、職員の人件費でございます。第4節賞与引当金繰入金1,204万7,000円、平成26年12月から平成27年3月分の賞与引当金及び法定福利費引当

金を合わせた金額で、来年27年6月に支払う期末勤勉手当分でございます。第14節委託料174万6,000円、職員腰痛検査など健康診断委託料と2年ごとに行う特殊建築物調査の委託料でございます。第16節使用料389万1,000円、福祉総合システム及び企業会計システムのパソコン及びソフト使用料と自動体外除細動器、いわゆるAEDというものですけれども、使用料でございます。そして、ケア記録の保守料などでございます。

続いて、30、31ページをお開きください。

第2目施設管理費2,587万6,000円、主なものについて説明いたします。第8節備消耗品費660万2,000円、衛生材料と医薬材料等でございます。第12節修繕料200万円、ボイラーやベッド、電化製品など備品修理、消防設備などの施設の修繕料でございます。第9節燃料費350万円、第10節手数料135万1,000円、第14節委託料360万3,000円、第20節光熱水費882万円は、備考欄説明のとおりでございます。

第3目居宅介護事業費319万2,000円、臨時職員1名分の人件費と短期入所者の介護衛生材料などでございます。

第4目施設介護事業費6,849万6,000円、第1節報酬123万2,000円、嘱託医3人の報酬でございます。第4節法定福利費480万円、第6節賃金3,100万4,000円、臨時職員16人分の人件費です。32、33ページをお願いいたします。第8節備消耗品費194万円、第10節手数料138万円、第14節委託料214万1,000円、第16節使用料195万9,000円、第21節2,400万は、備考欄説明のとおりでございます。

第5目減価償却費1,785万3,000円、第1節有形固定資産減価償却費で、これも備考欄説明のとおりでございます。

第6目資産減耗費、これは在目程度で1万円計上させていただきました。

第2項営業外費用、第1目雑支出、これも在目程度1,000円を計上させていただきました。

第3項特別損失、第1目過年度損益修正損1,141万6,000円、平成25年12月から26年3月分の賞与引当金及び法定福利費引当金を合わせた金額で、26年6月に支払う期末勤勉手当分でございます。

第4項予備費、第1目予備費150万円。

続きまして、34、35ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費200万円を計上しました。第1節工事請負費100万円、第2節備品購入費100万円は、備考欄の説明のとおりでございます。

続きまして、8ページから17ページにかけましては給与費明細書でございます。そして、19ページにつきましては、平成25年度の予定損益計算書でございます。20、21ページにかけましては、25年度予定貸借対照表です。また、22、23ページにかけましては、平成26年度予定貸借対照表でございます。これらにつきましては記載のとおりですので、説明につきましては割愛させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、申しわけありません。32ページの項の欄の一番下、予備費でございます。

先ほど第3項と申し上げましたが、第4項の間違いでございます。訂正しおわび申し上げたいと思っております。申しわけありませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

以上で一括議題とした議案第20号から議案第26号までの平成26年度大多喜町一般会計予算及び各特別会計予算、各事業会計予算の提案説明を終わります。

◎日程の追加

○議長（小高芳一君） お諮りします。

ただいま町長から暗渠排水工事請負契約の変更についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

提出された議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

職員をして議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（小高芳一君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第1、議案第27号 暗渠排水工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） まずもって、追加議案提案、ご承認いただきありがとうございます。

それでは、議案第27号 暗渠排水工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、本案は農業基盤の整備を図り、農地の排水の不良等を解消する暗渠排水管の敷設工事を平沢地先ほか8地区で施工するため、昨年9月会議にて可決いただき、工事を進めてきたものでございますが、工事の施工に当たり、給水渠及び集水渠の延長及び岩盤の出現に伴い、請負契約の変更が必要になったものでございます。

それでは、本文でございますけれども、平成25年9月20日に請負契約を締結した暗渠排水工事請負契約の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、契約の方法、契約の相手方、工期につきましては変更ございません。

契約金額を変更前8,085万円を変更後8,035万6,500円とし、49万3,500円減額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言の声なし）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(小高芳一君) お諮りします。

明日3月8日から3月17日までは、議案調査及び休日が入るため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

したがって、3月8日から3月17日までは、議案調査及び休日が入るため休会とすることに決定しました。

なお、既に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週10日及び12日の午前9時から各常任委員会協議会が役場第1、第2会議室で開催されますので、ご承知願います。

この常任委員会協議会は傍聴ができますので、都合のつく議員の方は傍聴されるようお知らせいたします。

また、最終日、3月18日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎散会の宣告

○議長(小高芳一君) 以上で本日の会議は全部終了しました。

長時間大変ご苦勞さまでした。本日の会議を閉じます。

これにて散会とします。

(午後 3時18分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 3 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会3月議会会議録

平成26年3月18日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員(1名)

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	花崎喜好君
企画財政課長	小野田光利君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	関晴夫君	子育て支援課長	石井政一君
建設課長	野口彰君	産業振興課長	末吉昭男君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	加曾利英男君
生涯学習課長	渡辺八寿雄君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 大竹義弘

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第20号 平成26年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第21号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第22号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第23号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第24号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第25号 平成26年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第26号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑～採決）
- 追加日程第1 議案第28号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成26年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議長さんを初め議員各位には、年度末大変お忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから町政運営には、何かとご支援、ご協力を賜りますこと、改めまして御礼申し上げる次第でございます。

さて、本日の会議は、平成26年度当初予算に係る質疑と採決となっておりますが、先般の議会初日での予算編成方針の説明や先週の常任委員会協議会においても関係各課より各種事業の詳細説明をさせていただきましたが、平成26年度は国の景気浮揚策による社会資本整備総合交付金事業や臨時福祉特例交付金等の事業を盛り込み、本町の合併60周年の節目の年でもございますので、関連行事等を予算計上させていただいております。

また、少子高齢化が依然として進む中、限られた予算のうち、過疎からの脱却に向けての諸施策や定住化対策等を盛り込んだ予算とさせていただきましたので、議員各位におかれましては、これらの策について十分ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例議会3月会議初日以降の行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました資料によりご承知いただきたいと思います。

以上、定例議会3月議会最終日に当たり会議冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。3月7日開催の本会議以降の議会の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち17日に開催された国保国吉病院組合議会の関係につきまして、1番根本年生君から報告願います。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それでは、3月17日に行われました平成26年第1回国保国吉病院組合議会の報告をさせていただきます。

3月17日午前10時に平成26年第1回国保国吉病院組合議会定例会が招集され、本町から吉野副議長、江澤議員と私の3名が出席いたしました。

執行部より付議された議案の内容を申し上げますと、条例の制定が2件、条例の改正が3件、平成25年度補正予算が1件、そして平成26年度国保国吉病院組合病院事業会計予算が上程され、いずれも承認、可決されました。

このうち25年度の補正予算につきましては、収益的収支が地域医療再生基金の増、千葉県国民健康保険調整交付金の増により504万3,000円増額の35億5,314万6,000円です。収益的支出が、分電盤、電力盤切りかえ等の設備修繕による504万3,000円増額の35億5,014万6,000円、資本的収入が国民健康保険調整交付金の減により787万5,000円減額の1億9,021万6,000円となりました。

また、新年度予算につきましては、収益的収入が35億2,583万6,000円、支出が36億3,314万4,000円、資本的収入が1億2,221万8,000円、支出が1億8,579万9,000円となりました。詳細は、皆様のお手元に配付いたしました議案の抜粋のとおりであります。

以上で国保国吉病院組合議会の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

なお、本日、2番正木武君は入院加療のため、また、矢代監査委員から都合により欠席する旨の通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） これより日程に入ります。

本日の会議は、会議初日に配付いたしました議事日程第3号により進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1、議案第20号から日程第7、議案第26号までの平成26年度大多喜町一般会計予算、

各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。

3月7日の会議に引き続き、これにより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは、予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、平成26年度の各歳入歳出予算書の内容から質疑されるようお願いいたします。

なお、質疑の際は、予算のページを必ず示していただくとともに、質疑に当たっては、議題外にわたり、また、その範囲を越えることのないようにご留意願います。

また、質疑につきましては、1項目ずつ質疑されるようお願いいたします。

まず、議案第20号 平成26年度大多喜町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 平成26年度の予算書を見せていただきまして、平成24年、25年、26年と構成比がほとんど変わっていません。平成26年度で、先ほど冒頭にありましたように、少子化対策、定住化、これが一番の課題だと思われまます。ことしにも1万人を切る大多喜町の人口、財政基盤の厳しい中、集中と選択によりもっとこの予算をふやして重点的に予算配分をすべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 各項目にわたって、ページを示して質問をお願いします。

○1番（根本年生君） 構成比、7ページの構成比というのはどこに出ていましたかね。

○議長（小高芳一君） 予算書からお願いします。

○1番（根本年生君） 構成比が出ているのは。

こちらの当初予算の概要の比較のところから見せていただいたんですけども。

○議長（小高芳一君） あくまでも予算書についての質疑でありますので、予算書からお願いしたいと思います。

○1番（根本年生君） すみません、じゃ、ページを確認して再度質問します。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 質問する前にちょっと意見を言わせてください。

一括して方針などについても伺いたいというようなことについて、新年度の予算執行に当たる基本的な考えとか、町長の前の所信表明に対する質疑の場と、内容とか、やはりここで

なければ聞けないことがあると思うんです。そういうのって、予算書の何ページだと言われてもちょっとできないので、こういう制限をされることは、十分な審議ができないことになるのではないかと思います。その辺の、どうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） あくまでもご自分の意見は、一般質問なりあるいはほかの場でやっていただくなり、今回は質疑、一般会計の質疑については、あくまでも疑義をただすという意味で、それぞれの項目の質問をするようにお願いをします。

○11番（野中眞弓君） でもページがわかりません。大きい問題から入りたいと思うんですけれども、総務だということですが、マイナンバーの導入計画というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） マイナンバー制度に関しまして、電算部門等の関係がございますので、総務課のほうでお答えさせていただきます。

まず、この予算の中には文書広報費と電子計算費、二つに分かれて予算計上はさせていただいております。

まず、私のほうで予算書のほうを提示させていただきますと、35ページをお開きいただきたいと思います。35ページの文書広報費の委託料、13節の委託料の説明の欄のところがございますが、個人情報保護制度再構築支援業務委託料、それと1つあけて、法制ソフト支援業務委託料、この2つに関しまして、マイナンバー制度の絡みで予算を計上させていただいております。

まず、個人情報保護制度再構築支援業務委託関係でございますけれども、これは個人情報に関しましての条例、制度等がございます。その見直しを行う分が399万6,000円、そして、法制のソフト支援業務委託料、これにつきましても番号制度導入によります例規集等の整備をまた新たに行わなければならないので、このうち108万ほどが入っております。

それと、大きくいきますと、43ページの電子計算費の委託料のところはパソコンソフトの修正委託料がございます。これにつきましても、番号制度、マイナンバー制度が創設されることによりまして、役場の業務に使っております基幹系のソフトの改修が432万、これを新規で上げております。それが以上のような予算計上をされているものでございます。

今後の予定でございますけれども、この法律が今年の5月末に施行されております。それに伴いまして、皆さんの個人ナンバーがいつ振られるのかといいますと、平成27年10月に個人番号が通知されます、皆さんのお手元に。そして顔写真つきの個人カード等の交付は28年

1月からでございます。実際に運用されるのは29年1月、その1年後というふうな流れになっておりますので、それに向けて、新年度26年度から順次いろんな準備を進めていく予算が計上されていくと。戸籍関係につきましても恐らく27年度にはこういうシステム関係、あるいは個人番号カードの交付等の予算が計上されてくるのではないかなというふうに予想されます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 事務的なことについては流れがわかりました。

この内容面のことについてですけれども、国会審議の中などで問題になりましたメリット、デメリットについてご説明ください。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず、デメリットというのは、国民一人一人に個人の番号が付されますので、管理する面、我々行政側が管理する面ではかなり有利でありますけれども、逆にその番号によって国民皆さん一人一人が管理されてしまうということが多少というか、デメリットになることもあろうかと思えます。

あとは、メリットとしては、今まで皆さんがいろんな手続をする上において、いろいろなところから、1つの申請をしようとする、いろんなところからいろんな証明を持ってきて個人の情報といいましょうか、税情報ですとか、年金の情報あるいは税金の納付状況等をいろんな証明等を添付して手続されていたんですが、それが個人番号が付されることによって全部そういうものが集約されてきますので、そういう面では手続が、窓口が一本化されるといいますか、一本化されたことによって、かなり住民の皆さんは利便性があるのかなというふうなこともございます。

逆に、行政側が、さっきのデメリットの反対のメリットとしては、個人の確認の作業が迅速にできるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そのデメリットに対する対策はどのように講じられるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） あくまでも個人情報保護条例という条例の中でこれから整備して

いきますので、その辺をきちっと守らないと、情報が集約されることによって、個人の情報が出回るといいますか、出ないように条例に基づいてきちっと管理していくふうに予定しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ページでいいますと95ページです。

町道維持管理事業、真ん中の13番委託料、除雪作業委託料で30万6,000円ということですが、この委託料というのは、各区へお願いしている委託料ということでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） ただいまのご質問でございますけれども、各区といえますか各地区にお願いしている方が9名いらっしゃいますので、その方に対する委託料ということでございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 9名ということですが、この各地区、どこの地区を委託していただいている状況でしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） どこの地区かというご質問でございますけれども、まず会所、大田代、小田代、伊藤、紙敷、粟又、宇野辺、筒森、平沢、以上です。よろしいですか。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今回の大雪で、今挙げていただいた9地区以外でも場合によっては、区とかで重機等をお持ちの方がやっていたらいいところもありまして、この辺を、ほかのやっていないところでもお力をいただけるところを見直すというか、そういったお考えはございませんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 今回、大変な大雪になったわけでございますけれども、また、大多喜町はこれだけの面積を有しておりますので、今回なかなかすぐに除雪できなかったところもございます、その辺は反省もしなくてはいけないと思うんですけれども、町民の方々大変、ご協力いただいた面もございます。ですから、そういうところで今後ご協力いただける方がございましたら、お願いしていきたいなというふうな考えを持っております。

以上です。

(「よろしく願います」の声あり)

○議長(小高芳一君) ほかに質疑ありませんか。

9番吉野僖一君。

○9番(吉野僖一君) 今、ついでで申しわけないんですけども、予算審議ではないんですけども、今回、大分山とか道路とか、河川ですね、その辺ちょっと、今質問が出たので関係ないかもしれないけれども、河川に関して予算計上されていないんですけども、その辺の守備範囲、夷隅川二級河川で、中野本村の、堀切のところで、宅地を汲んで川を塞いでいるような状態なんですけれども、土木のほうに聞きますと、二級河川は、庄司の大穴というところで、田代川と板谷川が合流するところまでが土木の範囲で、あとその上流は市町村の管轄ということを言われたんですけども、その辺の対応を今後どうするかお聞きします。

○議長(小高芳一君) 9番吉野君に申し上げます。

予算書以外の質問は控えるようにお願いします。今の質問についてはお答えできません。

ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番(根本年生君) 33ページの行政連絡員運営費補助金、行政連絡員研修費補助金、この意味と使い道について。

先ほど、前回の一般質問の中で、連絡員に対する手当、これは報酬だという回答があったように記憶しております。そうすると、報酬という言葉が出てきません。この意味と使い道と、その辺のところをもう一度お願いします。

○議長(小高芳一君) 総務課長。

○総務課長(花崎喜好君) まず、報酬のところでは行政連絡員報酬というのが63人分、それが各行政連絡員に支給する報酬です。一般質問でお答えした分、693万3,000円がそうです。一番下の行政連絡員研修費補助金につきましては、これは年に1回、各行政連絡員さん、イコール区長さんになると思うんですが、その方々が行政視察、県外視察を例年実施しておりますので、一応その分で予算化をしてあります。

以上です。

○議長(小高芳一君) ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 10ページ、11ページ、町税の欄ですけども、ことし、前年度比較

で1,338万円の増収になっています。この景気が悪いのにどうしてと思ったら、復興のための税金がかかっているんだと思いますが、滞納はますますふえるのではないかと思うんです。

全国的に滞納処理が厳しくなっていますが、本町では滞納処理の基本的な方針、どのようにやっているのでしょうか。そして、26年度はどのようにしてやっていく見込みなのか、予定なのか伺います。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいまの徴収の方法、方針というふうなことでございますけれども、毎年、収納対策係におきまして徴収対策等基本方針を策定してございます。それに基づきまして、毎年、その年の重点徴収等の事務を行っております。具体的には、電話催促、納税催告書の送付あるいは臨戸徴収や納付相談ということでございます。また、それらの中でも納税意識の薄い方あるいは分納、納税計画等が履行されていない方もおるわけですが、そのような場合には金融機関に預貯金調査あるいは勤務先への給与照会等を行いまして、必要に応じて差し押さえを行っているということでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 金融関係の差し押さえ、生活に直結すると思うんですが、その辺の基準はどうなっておりますか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 金融機関の差し押さえということでございますけれども、主に給与になるかと思えます。やはり、差し押さえの禁止、差し押さえをできないというふうな項目もあります。例えば、所得税でありますとか、社会保険料、住民税、そういうものは差し押さえをすることはできません。また、家族構成にもよりますけれども、単身世帯であれば10万円、1人家族がふえれば4万5,000円というものが差し押さえできないというふうな金額になっております。その辺を見据えまして、可能な範囲での差し押さえを実施しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 生活保護の基準が去年の8月に引き下げられました。そして、こと

しの4月からさらに引き下げられるかに聞いております。そうすると、ページ数で言えと言われると困るんですけれども、社会福祉のところあたり、民生委員のあたりが入るんじゃないかと思いますが、26年度執行していく中で、保護の打ち切りになる方というのはいらっしゃるのでしょうか。

それから、生活保護基準というのは、いろいろな福祉制度の基準になっています。この基準が引き下げられることによって、各種制度の適用から除外される人も出てくるのではないかと、それぞれどういうことが影響。

○議長（小高芳一君） 野中議員に申し上げます。

生活保護については、町の予算とは、市町村には関係ありません。国県ということでありますので、その部分は取り下げさせていただきますようお願いします。

○11番（野中眞弓君） でも、ここが窓口になって、町が窓口になっているわけですから、どのくらいの人がカットされ、生活保護の基準からカットされるかというのはわからないものでしょうか。

○議長（小高芳一君） 予算に計上されていないことでもありますので、生活保護部分については取り下げさせていただきます。お願いします。

○11番（野中眞弓君） じゃ、生活保護基準が下がることによって、本町のいろいろな福祉、特に福祉制度の適用外になる方というのはそれぞれどのくらい、26年度は出るのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 生活保護の方、いろんな制度からの適用除外のご質問でございますけれども、適用除外というものはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 外出支援サービス、59ページについて伺います。

私も去年の3月に、ことしの3月、山田議員がおっしゃったような、ほとんど同じようなことで一般質問をしました。総合交通体系の整備というようなことでした。それができていません。総合体系の整備ができないからやらないのではなくて、手のつけやすいところから改善をしていけるのではないかと思うんです。

外出支援サービスの改善ですけれども、相乗りを認めてほしい、山田議員のことしの一般質問の中でも出ていましたけれども、それから、常任委員会の説明の中でも言われたと思い

ます。利用しているのは、たくさん利用しているのは、この近くの大多喜地区、上瀑地区の方に集中している。本当に歩くのも何するのも不便だという西畑、老川地区の方の利用は余り伸びていない。その理由はやはり、定率補助ですから距離が遠くなれば自己負担も多くなるということで伸びていない。西畑、老川の人たちは、相乗りができればと思っている方も少なくありません。外出支援の相乗りだけでも住民負担を軽くする。それから、もう一つは行政の負担も、2人が利用すれば今まで2台使ったところを1台で済むわけですから、3人が相乗りすれば、3台のところを1台の負担で済むわけですから、ぜひこの26年、できるだけ早い時期に、相乗りの実現という考えはありませんか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 外出支援サービスの改善ということのご質問でございますけれども、山田議員さんの一般質問にもございましたけれども、平成26年度に利用形態、利用状況を検証し、料金、利用条件、利用回数等について今後どのようにしていくか、26年度はその検証の年ということで、現在のところは考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 悠長なことを言っていないで、まだ26年は始まっていないわけですから、今からどんどん計画を立てて、それで、6月議会、9月議会でそれが実現するようにやっていただきたいと思うんです。

向こうの地区の利用者の負担というのは、本当にわかっていらっしゃると思うんですけれども、少ないものではありません。利用できる高齢者、1月から年金がしっかりと減らされています。2年間、足かけ3回にかけて2.5パーセントの年金が減っていくわけです。そういう面でも早々に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 早々にということでございますけれども、ごく少数の方でしょうけれども、利用の形といいますか、不適切な利用の方法をされている方も中にはいらっしゃいます。例えば、パーマ屋さんに行くとか、そういう方もいらっしゃいますので、その辺ももう一度、きちんとした使い方、そういうものを周知しながら26年度中に、ですからやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） お医者さんや買い物もそうですけれども、パーマ屋さんに行き身だしなみを整えるということも生活の上で必要なことですから、検討の際には適用範囲を広げて、本当に生活の足になるような制度にしていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 確かに、女性の方にとりましては身だしなみを整えるというのも必要かと思っておりますけれども、本来の目的が、当初は医療機関にかかるためのものということで、それから買い物をまたふやしました。また、今度も乗り合いというものをふやしていくと、だんだん広がっていってしまいます。ですから、その辺も考慮しながら、26年度に検証していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 43ページの合併60周年記念事業について。

住民を入れた形で実行委員会を立ち上げて、行政だけでなく住民も一緒に盛り上がる体制をつくるべきと思いますが、その実行委員会の、仮に委員を選んだ際に、その報酬等が計上されていないということは、民間を入れた実行委員会の立ち上げは考えていないということでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まだ具体的に実行委員会の委員の選出についてはまだ考えていません。

ただ、方向的には、いずれも大多喜町の60周年に向けて、根本議員が日ごろおっしゃっています町民のお互いの町のまちづくりというふうな面でお互いがやることなので、無報酬でやっていただきたいと、町民を取り入れないから報酬をあげないということじゃなくて、みんなで盛り上げるという意味を含めて、そういう形で、無報酬でやっていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それとまた60周年の件で、多分このとき、50周年の感謝状の表彰状というのを行いました。

60周年の多分行うのではなかろうかと思っております。

その際になんですけれども、当然、公職についている方とか過去についていた方、各種団体の会長さんとかは対象になるかなど。あと、多額の寄附を納めた方とかになるんじゃないかなろうかというふうには考えますが、公職等にもつかず、ただ地域、町民のためにボランティアで一生懸命活躍している方々もいらっしゃいます。あと、各種団体で、会長さんじゃなくて、その下で本当に一生懸命支えていらっしゃる方々もいるんですけれども、その方々も感謝状表彰の対象になりますか。それと、その感謝状とか表彰状の費用はどこに入っているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まだ具体的に表彰要綱等は定めておりません。これから、新年度になってから要綱を定めてやる予定で今考えておりますけれども、今議員さんがおっしゃるとおり、自治功労ですとか、教育功労、産業経済とか保健福祉関係の功労者につきましては、団体の長とは言いませぬけれども、そういう中で町のために功労のあった方を表彰するようになりたいというふうな、今、案であくまでも考えています。

それ以外に、恐らく議員さんがおっしゃるのは、ボランティア的なもの、作業というか、そういう方を表彰したらどうかというふうなご意見かと思えます。その辺は我々、前回もそうだったんですが、善行表彰といいますか、善行のあった者、それは寄附も含まれますけれども、町のためにボランティア的に善行のあった方を表彰するようにも考えています。

一応、そういう中で、式典の中で、60周年の表彰の関係は、11番の需用費の中の消耗品の中にございます。その中で、表彰状ですとか、表彰状の額ですとか、そういうものをその中で消耗品の中でやらせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに。

（「関連で」の声あり）

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この60周年記念の事業なんですけれども、628万という多額のお金で、こんなに多額の費用をかけなければできないものだろうか、一体どういう内容のものを考えているのか説明していただきたいと思ひます。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 主にお金のかかるのは会場の設営関係、ある程度職員もやりますけれども、設営関係とか、町勢要覧、60周年の記念誌として町勢要覧をつくります。つくる予定で予算化しています。それと、行政の歩み、60年間の行政の歩み、それも記念誌としてつくる予定でございます。それと、看板とか式典の設営関係、そういうものを含めると、それがかなり250万ぐらい、そこでかかってしまいます。

それ以外に、ユネスコの受賞の祝賀会等も一応その中に含めて予定をしております。そういう関係で600万というふうな経費になる予定でございます。そのユネスコの関係は、実行委員会組織をつくって、実行委員会に補助金を出すという形で、43ページ一番下の補助金及び交付金の220万というのは、実行委員会への補助金を出して、そこで式典の経費、祝賀会の経費等はそこでやる予定、全て賄う予定で考えています。

あと、全体の計画では、60周年記念式典は公民館を会場として、そこはそういう式典だけでございます。この庁舎のユネスコの授賞式典の式典と祝賀会はここで、この場で式典をやって、上の保健センターで祝賀会をやる予定です。それには、ユネスコのユネスコバンクといひますアジアのユネスコバンクの選考をやってくれた先生が筑波大にいらっしゃいますので、その先生をお呼びするのに、その旅費等も出す予定で考えています。

あと、ここの会場と上の会場の開場の設営料を計上してございます。

それがその628万8,000円の予算の内容でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 会場設営費というのは、ただ会場を飾るだけですか。それとも、この中に、祝賀部分というか、飲食にかかわる経費も入っているんですか。

それと、ユネスコの受賞記念と60周年とは同時に、同じ日に兼ねて、両方共催という形でやるんですかということが1点と、要覧ですけれども、前の要覧をつくったとき、最近は訪問しても手づくりの、その職員レベルでつくったと思われるような簡素な、紙がてかてか光っていない要覧をいただくことって比較的ふえていたような気がするんですね。前の要覧をつくったとき。それも何百万というお金を当時かけました。こんなの町民のために役に立つのかどうかというレベルで考えると、そうでもない、だったらもうこの要覧を外注するのはやめて、必要であれば必要な部数だけコピーでつくればいいじゃないかと言ったら、当時の企画課長は、次からそうしたいと思う、今回だけはつくらせてくれということでおつくり

なりました。町長の所信表明で無駄を省くという文言があります。外部に向けて出すのが要覧の一番多い使い方だと思うんです。要覧についてももう一度検討し直していただけないか。この2点。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず、会場の設営関係でございますが、まず日にちですが、式典とユネスコの受賞祝賀会の日にちにつきましては、一応別々には考えています。これからまだ具体的に検討することなので、この予算が通過しなとなかなか何とも言えないんですが、式典は、60周年式典は、お城まつりの午前中で、午後お城まつりでもいいのかな、その辺はちょっとまだはっきりはしません。明言はできませんけれども、そういう方法でもいいのかなというふうには考えています。

ユネスコの受賞の式典関係は、この庁舎の屋上の防水工事を予定していますので、その防水工事が終わってからやりたいなと思っています。それにつきましては別の日にち、60周年記念式典とは別の日にちで一応考えています。それというのは、ご招待するお客様がまるっきり、議員さんたちは同じかもしれないんですが、ほかのレベルで考えると、かなり人が違ってきます。人数的には、記念式典は400人程度、このユネスコ関係は100人から120人ぐらいの規模で考えていますので、一応日にちを変えて、場所も変えますので、先ほど場所も言いましたけれども、そういうような形で考えています。あくまでもこれは計画でございます。

そして、会場設営でございますけれども、式典のほうは、そういうことで公民館を一応予定していますので、飲食関係は含まれていません。看板をつくったりあるいは会場の席の札をつくったり、そういう関係で考えています。

ユネスコのほうの式典につきましては、多少の祝賀会というか、飲食を伴うものを予定しております。これにつきましては、実行委員会に補助金を出してというふうなお話をしましたが、それから、難しいかどうかわかりませんが、我々としてはできれば、会費制、会費をいただいて、飲食がありますので会費をいただいて、みんなでお祝いをしたらどうかというふうにも考えております。

それと、町勢要覧でございますけれども、申しわけございませんが、前回、お願いしますというふうなことで、今回だけというふうなお話をされたということを、私もちょっと記憶にはないものでございます。

今回、何百万というふうにかけるほどは予算化してございません。1部140円ぐらいで一応考えています。その程度のもの、あと、資料提供は、できるだけ町で持っている資料です

ので、プロのカメラマンに写真を撮ってもらったりというのは余り考えてはいません。できれば、町にある資料で町勢要覧をつくりたいと。

その金額が妥当かどうかというのは、なかなか難しいかと思えます。先ほど、野中議員がおっしゃったとおり、確かに外部に出すもの、町民そのものに、町民の方にも今まで配ったんですが、できれば、町民の方に配るのは避けたいなと思っています。外部に、大多喜町の顔といいますか、観光パンフレットとあわせて大多喜町の宣伝ができるような、大多喜町に行ってみたいなというふうな形でできれば、町勢要覧をつくりたい。中には、移住といいますか、転居で行ってみたいなというふうな形ができるパンフレットにしたいなと、町勢要覧にしたいなというふうに考えています。

具体的には今のところは、改めての構想はつくっておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 41ページの結婚活動支援事業について。

せんだって、3月16日に光ハウスで婚活事業が行われました。私もちょっと見せていただいたんですけども、女性20名の参加があって、町内がたしか3名で、町外、近隣の町外の方が17名、それで、ちょっと私もその女性の方に聞いたところ、条件が合えば大多喜に住んでいいよという女性の方がほとんどでした。しかし、その支援の体制が、どうしても結婚ということに限定されてしまっているような気がして、その女性の方々の意見を聞くと、結婚すれば当然妊娠するし、出産するし、子育ても行います。その辺の一連の流れの支援事業が必要ではなかろうかと。ですから、結婚活動支援事業という、名称もちょっと変更して、その内容も充実して、予算も拡充して、もっと支援活動を充実すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 結婚活動の支援事業についてのご質問でございます。

これにつきましては、結婚活動の支援事業としてここに計上させていただいております。また、子育ては子育てのほうで予算化をしておりますし、また、福祉のほうは福祉のほうで予算化させていただいて、それぞれのものが組み合わさって大多喜町に住んでいただいたとき、また、子育てをしたとき、出産をしたとき、そういったものを総合的に支援するという形に、一応予算書の中では組みさせていただいております。

それを、事業を一本化するという方法もあろうかと思いますが、現在の予算書の中では、個々に支援させていただくと、本当に大多喜町に住んでいる方を、気持ちよく移住していただく、また、結婚していただくと、そういう体制になっていると考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私が申し上げたいのは、結婚活動支援というところ、この間も企画課だけで、当然、そこに来る女性の方にはほかの、出産とか子育ての関係、出産の関係も情報提供すべきではないかというふうに思っております。

ですから、いろんな面で予算の制限があって、その支援が今のままだとばらばらなものですから、一本化された、その情報が女性の方々に伝わっていないという気がしてなりません。当然、そこに参加人数がふえればもっと費用もふえてくるかなと思うんですけども、その辺を統一した形で支援事業を行うという方向で今後やっていったらいいんじゃないかと。そのためには、当然予算も必要になってくると思いますがけれども、その辺を。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 実際、3月16日に参加された女性の方、多分大多喜町に住んでどういう子育て支援があるかとか、そこまではお考えはないと思います。実際は、私どもも、根本議員ともお話をしている中では、当日だけ来て、男性と会ってという云々じゃなくて、その前にモニターツアー的なもので大多喜町を回っていただくとか、交通機関から地域の農業とか、そういったものを回っていただくとか、そんなようなツアーというものもあり得る話かなという気持ちもございます。また、そういうものを募集してみないと、どのくらいの参加者がいらっしゃるのかわかりませんが、大多喜町を知っていただいて、今後結婚して住むためにどうなのということ、一度歩いていただくという方法はあるかと思っておりますので、ことしの検討材料の一つとさせていただければと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 関連で、ですから、ところによると事前に面接して、女性の方に大多喜町のよさとか、いろんな面を理解してもらって、それから婚活ワークを行うというところはかなり成功しているように聞いております。そのためには、事前に面接等をやるのであれば、先ほどおっしゃったように、事前に、大多喜町を歩いてもらうとか、そのためには当然予算がかかることだと思いますので、その辺を今後考慮していただければ。お願いします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） またそういった計画が成り立ちましたら、ぜひ予算のほうをまた補正とかで計上させていただきますので、ご支援いただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 91ページの上段ですね、観光振興事業の19番、一番最後の行ですが、中房総観光推進ネットワーク協議会負担金ということでございますけれども、大多喜町として、中房総観光として推進しているということはどんなものがありますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 中房総につきましては、メインでは市原市と連携して観光PRをしているところでございますけれども、特に市原市と連携しているところは養老溪谷を含めて、町の誘客を図っているところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、圏央道ができて、市原鶴舞インターチェンジを大分利用されている方もいらっしゃると思うんですが、そこに中房総観光のパンフレットを置くところがあるんですね。最近、見ていますと、近隣の市町村がかなりそこにパンフレットを置いております。ずっと見ていましたところ、大多喜町だけはずっとないという、こういう状況がありまして、中房総というふうに考えますと、本当に大多喜町は中心部にあると思います。右に行っても左に行っても真ん中でございますので、ぜひこの部分を大多喜町のPRというものを、近隣も含めまして積極的にお願いできたらと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 市原市のバスターミナルだと思いますけれども、おっしゃられるとおり、あそこは最近かなりのお客さんが利用されているようですので、町からとしましても、パンフレット等を活用しまして、積極的に利用させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 61ページ、介護関係の事業ですが、次期介護保険事業計画策定事業、まずこれについて説明してください。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 現在、次期介護保険事業計画の策定に向けて、生活ニーズ圏調査の取りまとめを行っております。集計が出次第。

（「すみません、もっと大きい声で言ってください。風が吹いてきてがたつくので」の声あり）

○健康福祉課長（関 晴夫君） 申しわけありません。

次期介護保険事業の策定事業の内容でございますけれども、現在、生活ニーズ圏調査の取りまとめの最中でありまして、集計が出次第三育学院さんの協力をいただきましてアンケートの結果を分析して、現状、課題、対策等について取りまとめを行って、介護保険法の改正に対応するための計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、この計画をつくるのも三育に委託してしまうんですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 三育さんに委託するのは、分析後、今後の対応等の意見をいただくということで、委託をするということではございません。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この事業業務計画の委託、計画作成そのものについては町でおやりになるんですか。この委託料は、三育の資料分析、資料分析の委託料だけなんですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） この委託料で上げてありますのは、高齢者福祉計画及び介護保険計画、第6期になりますけれども、その冊子の作成委託料ということでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時03分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小高芳一君） 質疑を続けます。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほどの介護の続きですけれども、その下に介護度重度化防止対策事業があります。ボランティア養成だと伺ったんですけれども、この事業が出てきた背景とか、具体的にボランティアはどんなことをするのかとか、このあたりの説明をお願いします。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 現在、介護の重度化防止事業といたしまして、はつらつ支援ボランティアの養成を行っております。現在、43名の登録者がいらっしゃいますが、この方々たちに地域に出向いて介護予防についての普及啓発事業を行っていただいております。来年度について、できるだけ多くの地域に出向いて事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 介護保険で、要支援1、2の人を介護給付から外して地域支援で面倒を見ると。だから、お金の出先が違うだけで、要支援1、2の人を切り捨てるわけではありませんというような内容の、そういう言い方ではないんですけれども、そういう感じの説明があったと思うんですが、それとこの事業とはまた別なんですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 別のものと考えております。

（「わかりました」の声あり）

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 41ページの総合計画策定事業、これは平成27年度に今ある総合計画が切れるので、28年度以降について作成すると。前は、15年間の策定事業をつくと、それについて、住民と懇談会等も設けるというお話ですけれども、ことし、聞いて、15年間、将来の先の計画までできるものなんでしょうか。15年たてば大多喜町もかなり姿が変わっているような気がします。ということは途中で、15年間の計画というのは長過ぎるんじゃないん

ですか。もっと短い期間で常にその変化に応じた形で作るべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 大多喜町の総合計画の策定事業の件でございます。

2カ年継続でやるということで、議員おっしゃるとおり27年度で終わりますので28年度からの次期の町の総合計画に向けての業務でございます。

おっしゃるとおり、私も5年は長いんじゃないかなと。やっぱりこの時代の変化に追いついていくためには、少なくとももう1年短くてもいいのかなと、4年スパンぐらいでどうかなという気持ちはしております。その辺もひとつ検討の中では、話の中では出ているところでございます。

また、それぞれその年度ごと、基本構想とかそういったものは長いスパンで全体をつくってしまいます。また、個々にその実施計画というのはつくって行って、ローリングをしていく、常に見直していくという作業は行っているところですが、先ほどご質問の中にあつたとおり、一つ一つの計画期間が長いという感覚はございますので、その辺も一つ検討材料であつて、今年度いろいろ審議会等もございます。また、アンケート調査等もございますので、そういった中で再度見直していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） そうすると、ちょっと長いので、もうちょっと短い形で作る考えもあるというお考えでしたけれども、そうすると、この予算にあつと何か変更が出てくるのか、それとも、ことしと来年、懇談会をやるのか、それ以後、この懇談会も随時開くべきと考えているけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 期間を短くした場合においても、この予算については変更はございません。なおかつ、26年度アンケート調査、懇談会の開催、また、総合開発審議会の開催を予定しております。27年度も総合開発審議会の開催、印刷等、また会議等予定しております。特に懇談会を毎年毎年やってもあれなんで、一応26年度、新年度中にその辺はある程度詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 常に住民の懇談会をなるべく小まめに聞いていただけると助かります。
よろしくをお願いします。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 61ページの一番下に子ども医療対策事業があります。その中で、委託料、審査支払委託料なんですが、委員会でレセプト1件について103.31円だというふうに伺いました。私の印象では、このレセプト代ってすごく高い気がします。単価は低いんですけども。1件につき103円という低いように見えるんですけども、他制度はどうなっているかわかりますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ただいまのレセプト単価103.31円ということがございますけれども、これは委員会のときに103.31円ということでご説明したんですけども、実は委員会の終わった次の日付で県のほうから通知がございました。それでこの額については、今年度は100.2円でやっていますけれども、それが98円という通知がございました。ということがございます。

それと、他制度ということがございますけれども、他制度というのはどういう意味かちょっとわかりませんが、社保という意味か。

（「国保とか後期高齢者とか」の声あり）

○子育て支援課長（石井政一君） うちのほうは、子ども医療ということでやっていますので、子ども医療に関しては、社保のほうの関係でいいますと97.6円ということです。ですから、国保と社保については、それほどというか、0.4円の差はございますけれども、一応そういうことがございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 苦笑いしながら伺います。

何で高いのか聞いても無意味かもしれませんが、例えばレセプトね、国保で聞きました、38円、1件につき。後期高齢者も初めは九十何ぼとかすごく高かったんですけども、今では国保と同じところに落ちついているんですよ。国保連を使っているわけでしょう。どうしてそうなるのかわからないけれども、ちりも積もれば山となるだから、その辺が何とも、もう一押しというか、どうして、ほかの医療制度では国保連、安くやっているのに、子ども医療については高いんだというようなこと、追求できないものなのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 国保に入っている人は国保の関係でやっていますけれども、実はこれをちょっと聞いてみました。町が支払っている単価につきましても、国保連と県の契約でございます。それとあと、国保連も国との契約もしています。そういうことで、国の契約は、原爆医療費とかアスベスト関係の医療費の支払いという単価を、国保連の中央会が間に入りまして出すということでございます。その単価が、国保連と県が契約する単価がイコールということでございます。その辺から、町としましても、町は契約していませんから、県と国保連が契約した単価が町のほうに来るということで、額が決まっているというようなことでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） ちょっと伺いますけれども、123ページ、学校給食センター管理運営事業、1億1,633万4,000円ですか。これは、いすみ市の元夷隅町分と共同経営でやっておりますけれども、いすみ市のほうで給食センターが完成したということでもありますけれども、26年度もやはり大多喜と共同でやるのか、いつごろから大多喜町は単独でやるのか、その点を伺いたいんですけれども。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） それでは、お答えします。

現在、議員さんの質問のとおり、旧夷隅町と大多喜町の共同で運用している状況ですけれども、いすみのほうで新しい給食センターを現在つくっておきまして、正式に稼働しますのは27年4月からというふうに聞いております。したがって26年度はこれまでどおり、大多喜町と共同で事務をやらせていただきたいというようなことで連絡を受けております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 101ページをお願いします。

先日の常任委員会を私は傍聴したんですけれども、消防器具置き場、消防用施設維持管理事業で、消防器具置き場が宇筒原にできるような話を聞きました。現在、6区でつくっている消防機庫は笛倉にあるんですけれども、それを宇筒原に移すメリット、デメリットをお願い

いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） この消防器具置き場でございますけれども、麻生議員はご存じかと思うんですが、旧8分団、平沢区が旧でいうと8分団です、麻生議員の地元であります笛倉、小内、押沼、宇筒原が9分団、これが8と9、今は4部と5部になっているんですが、そこが一緒になります。統合することによって、できるだけ両方の地区の真ん中に消防小屋を置いたほうが機能的にはどちらでもいけるというふうな形で宇筒原に設定させていただきました。

また用地についても、あそこは廃道敷でございます町で用地でございますので、改めて用地を求める必要がないというふうなことで、そういうメリットがあるというふうなことでございます。

ただ、笛倉、小内にしてみればちょっと消防小屋が、器具置き場が遠くなるというふうなことがあります。逆に言うと、今度、平沢地区においては、今、平沢地区にありますけれども、当分の間は2班制で平沢地区と宇筒原、笛倉、小内のほうの6地区のやつと、2班制でやるんですけれども、いずれは1つにする予定でございますので、両方の地区の真ん中というふうな形で置かせていただいたことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） その合併の話、私は聞いているんですけれども、そのメリットは、平沢区が合併して、消防器具置き場に平沢のほうは近くなった。今、現状、入っている人たちは、遠くなるといっても、遠くならないんですよ、そんなにはね。と思います。

私がちょっと聞きたいのは、町の所有地であるから問題ないような話ですよ。ただ、今現在の消防器置き場は、人数はふえてもあそこに収容できるスペースを持っているんですよ。要するに、消防団員があそこに集まっても全然問題ないスペースを持っています。今、計画されているところは、私のところに意見があって、あんな狭いところしようがないじゃないかという話があったんですよ。ただ、埋め立てすれば広くなるのかなと思いますけれども、今現在は何もやらないでも車がとめられるようになっていますので、その辺をちょっと聞きたかっただけです。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 議員さんおっしゃるとおり、今は、旧9分団ですね、笛倉のところの用地につきましては、町の用地ではないんです。それで、借地でございます、議員さ

んは恐らくご存じかと思えますけれども、借地についてはいろいろと、所有者が相続等の絡みでいろいろ問題になって、あそこに置かれては困るというふうなことも中にはある可能性もあります。町で買えればいいんですが、なかなか用地取得はできませんので、その借地の問題で2年前にちょっと問題がありましたので、それであれば町の土地でやったほうがいいだろうと。

今の土地が、宇筒原の土地が廃道敷なので、そんなには広くはないですけれども、全体的に今、押沼側から平沢のほうに向かうと左側にのり面があるんですけども、あののり面を、後で現場見ていただければわかるんですけども、丁張りにしてあるんです。丁張りにしてある分だけちょっと土を取ってもらいまして幾らか広くする。今、廃道敷のところをもう少し、丁張りにしてある部分を取りますので、面積も広がります。

合併後は、たしか二十五、六の人数になると思いますので、統合後はその団員が二十五、六台は車が置けるようなスペースも一応はかって確保しております。山側といいますか、笛倉のほうから行って右側の崖の下というか、田んぼの下に一応機庫を置くように、今少し造成してありますので、後でごらんになっていただければわかると思いますけれども、そういう形で面積的には十分に対応できるというふうに考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 丁張りしてあるのを私は確認しています。あそこの近所の人から、あそこに何ができるんだと質問があって、わからないなという話をしたんですけども、この間区長さんに聞いたら、消防器具庫をつくる予定で、丁張りしてあるんですけども、まだ予算が通らないからわからないという回答でした。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 67ページの予防接種事業のことについてお伺いいたします。

来年度、幾つかのワクチンが定期接種化されるという情報があります。定期接種になると、接種されるほう、利用者の負担はゼロということになるんですけども、その辺をお伺いいたします。

それで、今度定期接種になるもののうち、10月から行われるという成人用の肺炎球菌も今度は無料になるんですか。

それともう一つ、今年度、ずっと年間を通じて言われたと思うんですけども、風疹の件で、先天性風疹症候群、お腹の中にいるときにお母さんがかかってしまったために、耳とか目とかいろいろ機能に障害を持って生まれてくる赤ちゃんがことしかなりふえた。その対策として、赤ちゃんと同居するような男性にも予防接種をとというようなことで、助成を出している自治体もあると思うんですけども、うちのほうの予算の中には、そういう事業は入っていないんですか。2点。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 初めの定期接種の関係ですが、新たに定期接種になったものについては、今やっている定期接種と同じような扱いになるかと思います。

それと、風疹の関係ですけども、風疹につきましては25年度も麻疹、風疹の予防接種については実施しております。それで、この麻疹、風疹の予防接種ですけども、25年度に県のほうで、この麻疹にかかる方が多いということで、2分の1補助ということで、町のほうでも実施するようにはなったんですが、来年度以降も、今、続けるように決裁のほうを進めているところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 風疹の予防接種ってすごく高かったような気がするんですけども、費用は幾らぐらい、個人負担は。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 麻疹と風疹を別々にやると、大体1件5,000円から7,000円、それで、MRワクチンといいまして、風疹と麻疹の一緒になっているワクチンですと1万円かかります。補助については、今資料がないので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） かかる前に予防するというのはすごく大事なことだと思いますので、啓蒙活動も含めて積極的に進めていっていただきたいと思います。その定期化の中に、ヒブワクチンなども入ったことも大変うれしく思います。

その次、71ページ、環境ですけども、資源循環事業、廃食油からディーゼル燃料をつくる事業ですけども、製造費用が39万8,000円、ほぼ40万、それに対して売却予定が4万7,000円、去年も私は言ったと思うんですけども、国の補助事業で、これをやめるのは難しいと思うんですけども、何とかこれはなりませんか。

廃食油を集めることは、それは大事なことなんです。だけれども、本当に費用対効果がない。それから、代がえがないかといったら、民間ではもうぼつりぼつりと、あちらこちらでこのBDFをつくっている会社も新聞記事になったりしているわけですから、民間に委託するという方向で検討していただきたいと思うのですが、ご意見を伺います。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） BDFの関係ですけれども、前にもご質問いただき、回答させていただきました。

平成20年4月から稼働いたしまして6年ほどが経過いたしました。農林水産省の地域バイオマス利活用交付金によりまして廃食油をリサイクルし販売しているものでございます。再資源化への取り組みは重要な施策と認識しております。国庫補助でありますので、最低10年の利用は必要であるというふうに考えております。啓発活動や利用推進を図りつつ期間経過を目安に事業の見直しを考えたいというふうに思っております。

今回の予算ですけれども、確かに39万8,000円、事業として組んでおります。その中で、12の役務費というのが手数料であるわけですけれども、この部分の35万のうち燃料製造施設点検というのがあります。これが2年に1回なんですけれども、24万8,000円かかります。ですから、今回はその2年に1回に当たっている年になりますので、全体的には39万8,000円というような予算計上になりました。一応、期間経過を目安に今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、29年まで稼働するということになるんですか。今までの積算でいくと、積算損失、累計で損失はどのくらいかわかりますか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 全体の金額は押さえておりませんが、先ほど申し上げましたように6年ほどは経過しています。あと4年間は、やはり見る必要があるかと思っております。そうすると、29年度までという形にはなろうかと思えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（小高芳一君） 関連ですか。

(「別件」の声あり)

○議長(小高芳一君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 行政の本当に融通のきかない、そこをくぐり抜けるのが私は行政マンとしての手腕だと思うんですけれども、ぜひ發揮していただきたいと思います。

75ページ、環境センター運営事業の中で、いすみの環境センターへの委託料が六千何万計上されました。6,285万のうちほぼ1,000万が施設の補修経費に充てられるというような説明がありまして、そうすると、純然たるごみを灰にする費用が5,200万ぐらい、大体、最近5,000万ちょっと上を推移しているんですけれども、この燃えるごみ、幾らお金をかけても、これは灰をつくるだけなんですよね、CO₂を出して。環境問題として考えたときに、この燃えるごみの減量化というものをもっと追求しなければいけないと思うのですが、その減量化対策について、26年度はどのように取り組むか考えを伺いたいと思います。

○議長(小高芳一君) 環境水道課長。

○環境水道課長(川寄照恭君) まず、いすみクリーンの関係ですけれども、25年度の予算と比べますとふえております。これは、この施設が平成5年10月から稼働しておりまして、約20年間になっております。大多喜町が現在の環境センターで焼却をやめてから、このいすみクリーンのほうにお願いしているわけですけれども、これが平成14年12月からいすみ市のほうにお願いをしております。

こういった20年を経過した施設ですから、炉のほうの傷みも激しくて、今回もその改修費といえますか、修繕費といえますか、その分で通常よりも1,600万ほどふえております。当然、大多喜町の負担が全体でいうと29パーセントぐらいになりますので、その分の負担がふえているということになります。

それとあと減量化ですね。確かに、ごみは常に出て焼却して灰になっていくわけですけれども、当然処理費がかかっていくと。この対策が何かないかというご質問でございます。

大多喜町の場合、資源ごみも含めて23年度が3,188トン、24年度が3,329トン、25年度、まだ全て終わっておりませんが、見込みとしますと大体3,142トン、前年度比でいいますと94.4パーセントということで、25年度は多少下がるだろうというふうに見込んでおります。ただ、どうしても処理をしていかなければいけないということでもありますから、町民の方々、また事業所、そういうところには広報とか防災無線でも毎回のよう流させていただいているんですけれども、分別関係、そういったもの、再資源化、今後も啓発を強めて、町民の方々、事業所のほうにお願いして減量化に努めていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 啓発を強めて減量化に努めるとおっしゃいましたけれども、分別品目をふやす、そういう対策も必要ではないかと思うのですが、26年度は何でも減らすという意気込みで対策を本気に取り組んでいただきたいのですが。

というのは、これは重油で燃やしていますよね。最近の気候の極端な変動化というのは、温暖化のせいだというのがほぼ定着化していると思うんですけども、炭酸ガスをどれだけ発生させないか。私たち地域として、普通の生活人としてできることというのはやっぱり、ごみを燃やさない方向で進めていくことが普通の市民として頑張れる努力目標の一つだと思うんです。それには、町がしゃかりきに取り組んでいただかなければ、効果は上がってこないと思うんですね。

私は、大多喜の分別収集というのは県下でも本当に早くて、先陣を切っていたと思うんです。それは誇りでした。でも、今はどうも停滞気味だと思います。そこで、26年、温暖化対策も含めて、それから、財政的な問題、燃やすごみが減れば町の財政負担も減るわけで、これは全町的に取り組んでいって、先ほどの外出支援と同じように住民にも利益になるし、町財政にとっても有利になる事業ですから、進めていただきたいと要望します。

○議長（小高芳一君） 答弁はいいですか。

○11番（野中眞弓君） じゃ、答弁、頑張ってください。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 非常に難しいところだと思うんですけども、ただ、先ほども言いましたように、町民の方々、それから、事業所、また、町関係、そういったものにも周知を図って、さらに周知を図っていきたいというふうに思っております。

あと、庁舎内でもコピーしたものとか、両面を既に使ってしまったものとか、そういったものの廃紙が結構出ます。それも課長会議の中で発言させてもらって、各課でシュレッダーを使って、要するに焼却ごみではなくシュレッダーを使った再資源化、これだと業者に売ることができますので、売るものと、焼却してお金を払うものでは大きな違いがあります。そういったものをなおお願いしていきたいというふうに考えております。

確かに、経費もかかることですから、まして処理をしていかなければいけないということもあるんですけども、極力、経費的なものは節減できるような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 41ページ、下段のいすみ鉄道利用企画旅行補助金、これはたしか前年度は、大多喜観光ツアー誘致補助金ということで、役場の職員の定期代を見直して、その分300万、いすみ鉄道に補助しようという内容だということを聞いています。

ただ、今のいすみ鉄道と地元との連携が非常に薄れているような気がしてなりません。商工会とか観光協会、地元の商店、あと、NPOさんの関係もあるかと思えますけれども、これは単純にいすみ鉄道に渡すのではなくて、この300万をあれにして、基金というか、そういったことかわかりませんが、この300万を利用して、いすみ鉄道と地元の住民及び各種団体との連携を強めるための、連携を強めてその結果としていすみ鉄道を利用してもらうような施策に振りかえることができないのでしょうか。今のだといすみ鉄道と地元の連携が非常に薄れているような気がしてなりません。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員ご質問のとおり、このいすみ鉄道利用企画旅行補助金につきましては、町職員の定期代の見直しに伴って一般会計のほうから出てくるその差額分をいすみ鉄道の収入のほうの、利用を増進して収入に充てるということで始めた補助金でございます。これにつきましては、いすみ鉄道がこの補助金を使って、バス等において、例えば羽田とか、成田とか、東京方面から大多喜に観光に来ていただく、そのバス事業とともに鉄道事業、またひいては大多喜町の観光事業に貢献するというところで現在も計画されておりますし、25年度もやっております。

そういった中では、議員のおっしゃるとおり、地域の産業、地域の観光、そういったものとの連携というのは確かに余りない部分があるのが現実でございます。その辺、私のほうもこういったものを補助金として出していることもございますので、また、職員も営業課長を新たに雇用して、そちらにこれから力を入れていくよといういすみ鉄道の方針もございまして、その辺、私どもでも指導というか協議をして、そちらのほうに少し目を向けてくれよと、大多喜町も観光業と協力するよという話はさせていただきます。また、近々にその活性化事業の関係で、首長もそうですし、私どもも委員会の幹事等をやっておりますので、そういった中で、経営の改善を図る中では、そういった意見もこれから述べていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） いすみ鉄道だけ潤ってもしようがない、その結果として地元に戻元されないといけないと思いますので、ぜひ連携を強める方策を、この300万を有効に使っていただければと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 79ページ、農業振興事業です。

施設園芸農家育成補助金60万とありますが、この2月の2度にわたる大雪で大多喜町でも42件の農家に多大な被害が出ました。それは千葉だけじゃなくて本当に関東一円で、新聞なんかを見ますと、国が今までにない再生事業のための補助金も出すということを決めたかの情報もあります。それから、千葉県以外のところでは、農家負担なしでハウスを再建させたり、あるいは農家負担が少なくて、例えば埼玉県は農家負担10分の1で再建できるようにするとかという施策が新聞で報道されております。

実際、大多喜町でいくと、きのうも訪問した農家なんですけれども、町は全然やってくれないんだってよと力を落としていらっしやいましたけれども、この施設園芸農家再生の施策、どんなふうに町は考えられているんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 本年の雪害に対しまして、今議員さんおっしゃられたとおり42件のハウスの被害等が出ております。

その中で、国が修繕、再建に対する費用に対しましては2分の1を補助していこうと。また、撤去に対しましては、やはり2分の1という話も出ておりますけれども、それには各地方自治体が2分の1というような条件とかというような話も出ております。これは全てまだ確定ではございませんので、その辺はもう少し動向を見せていただいて、国の方針が決まり次第、町のほうもそれに基づきまして検討させていただきたいというように考えております。

ただし、今回の雪害によりまして、ビニール等産業廃棄物が大量に出られると思います。これにつきましては町のほうで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　こんな風評もありまして、国は撤去については、国の吹いたラップというのは、撤去については無料で、農家負担がないようにするという方針が聞こえてきました。それと、施設については2分の1出してくれると。だけれども、大多喜では全然できないんだってと言うんですね。町が出さなければ、国の補助2分の1ももらえないものなのかどうか。そのことについて伺いたいと思います。

もしそういうことで、国の動向を見てと言いますけれども、町は、町の基本的な方向としては、町独自の上乗せはする考えは持っていらっしゃるのでしょうか。町長とお話したときには、まだ国が3割出しましょうという時期だったと思うんですけれども、国は半分までは出しましょう、再建については出しましょう、それから、撤去についても出しましょう、それから、自力で撤去した人についても出しましょうというのを出しているんですけれども、町としてはどのような方向なんでしょうか。

○議長（小高芳一君）　野中議員に申し上げます。

雪害対策については本予算にのっておりますので。

○11番（野中眞弓君）　廃プラと園芸施設の援助金とのかかわりです。

○議長（小高芳一君）　廃プラ。

○11番（野中眞弓君）　廃プラじゃない、園芸施設との関係です。

○議長（小高芳一君）　園芸施設は予算とは関係ない。プラスチック処理の関係でどうぞ。町長。

○町長（飯島勝美君）　ただいまのご質問ですけれども、廃プラスチックというかビニールにつきましては、町としてもこれを放置しておきますと公害になりますので、これは町単独の予算でやるということは決定しております。

ただ、今お話にもありましたように、全体的にはまだ国のほうは、ラップは吹いておりますけれども決定的な答えはまだ出ておりません。いろいろ国のほうも揺れております。どっちにしましても、25年度の予算で執行ではなくて、26年度予算執行でございます。そういうことで、国の動向というのがどういう形が出るかというのは、これから国が決める話で、現在いろいろ新聞等で騒いでいることは、まだ決定しているものではございませんので、その辺からすれば、必ず私ども町のほうにもそういう決定事項としては来ます。その段階で私どもは考えてまいりたいと思っています。

○議長（小高芳一君）　質疑の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午後 零時00分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時00分)

○議長（小高芳一君） 一般会計予算の質疑を続けます。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほどのハウスの建設の件ですけれども、壊したりしなければ、園芸施設は再建できないわけですから、雪害による倒壊もこの予算案にかかわる問題だと思いますので、3度目の質問をさせていただきます。

国の壊れたハウスの撤去とか再建については、自治体とともにみたいなものが入っているわけですが、初めの問題になってしまうんですけれども、自治体やらなければ国もやらないのかということがまだ確かめられていませんが、町長は国の動向を見てとおっしゃいましたが、町としては基本的には上乘せをするつもりなのかどうか。もしかしたら、町やらなければ、国のその施策も町民は受けることができないという可能性もある中で、そのところを私は聞きたいと思います。

いろいろな事情を抱えていらっしゃる園芸農家の方で、もう年だから負担が大変だったらやれないという方、初めからもうハウス栽培はやめると宣言される方、それから、年寄り若い者だけ、若い者は病気で働けない、孫もこれから育てなければいけないという方が、大変なお金はもうこれ以上ハウスにつき込めない、何をやればいいのかと、本当に路頭に迷っていらっしゃる方も少なくないわけです。そういう中で、町が国の施策に乗って、町も上乘せするよ、どのくらいになるかわからないけれども町としても応援したいという、農業振興のためにも個人のなりわいのためにも町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほどお答えいたしましたけれども、要は国のほうも本当に、今なかなか考えがまとまっておりませんが、ただ一つ、国のほうから今言ってきていることの中で、国が補助金を増額する上で、市町村の上乗せ補助金が必要であるよという、そういうような話もいろいろあるんです。ただ、どちらにいたしましても、再建ということが前提でありまして、それを取り壊してやめるということでは、補助金は、多分国のほうではなかなか難し

いのかなと思っています。

ただ、それも国のほうもまだ定かではなくて揺れ動いておりますので、基本的に国の、最終的には考え方が決まってから我々も検討はいたしますが、そういう考え方を国も出しているところもありますということで、その辺で、まだ先の見えないところで、今どうこうという話は言えませんので、あくまでも国の決定をした段階で、私どもも答えを出していきたいと思えます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今の答弁ではよくわからないんですけども、その件については終わってしまいましたので、また後ほどお願いしたいと思えます。

農業振興といえますと、大多喜町は、農業振興費のことについてです。やっぱり地元の資源をどうやって活用していくかということはすごく大切だと思えますけれども、この農業振興事業の中に林業関係を活発にするような事業が入っていないんですけども、26年度、そういうものについて検討していくような考えというのはないですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 林業関係で農業振興というのは、予算上計上しておりませんが、林業関係では現在、町有林関係の保育事業、間伐とかそういうのを行っておりますけれども、それは例年どおり森林組合を経由しまして、そういう事業を行っていく予定にはなっております。

新たに林業関係で計上したものはございません。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 63ページの保育園管理運営事業の給食費の件について。

議会諸報告の中にもありましたように、地産地消の会議が行われまして、そのとき納入業者と生産団体の方も来まして、そのときは、できるだけ地元のものを使うということで、いい方向に向いたと思うんですけども、今回の予算の中では、当然地元の食材を使うとなると多少なりともコストがかかってきたり、手間がかかってきたりすると思えます。その辺は、この給食費の中に反映されているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 地産地消ということで、話は並行してやっているかと思いますが、この食材の中には、単価的には使うにしても反映しているというか、例年どおりの一応単価ということで、単価自体はそういう形で見えております。

あとは、単価はどうなるか、市場から買うやつも、その日、その日違いますもので、その日は適宜対応していくしかないかなと思っています。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 地元の食材をできるだけ使ってもらいたいと思っていますが、その地元を使う場合にコストが上がった場合は、補正予算なりとか、あと、これは農業だけじゃないと思います。地元、地域の商店でできるだけ皆さんが買い物をして、できるだけ地元で消費していただくというような方向性を見つけるためにも、最初の切り口として、保育園なりの、給食センターはなかなか難しいということは聞いていますので、保育園だと食材もたくさんじゃないので、何とかその一部、全部とは言いません、一部なら何とかなるんじゃないかというお話があったと、この間の会議はそういった方向だったので、ぜひこの辺の食材の単価を見直して、できるだけ地産のものを使ってもらえるようにしてもらいたいと思いますけれども。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 使えるものは使いたいと思いますけれども、あと、食材の安全性、そういったものも並行してやっていかななくてはいけないということもありますし、また、その商品があつたりなかったりという、その辺の問題も解決しなければならないかと、そのように思っています。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） その席に道の駅の方も来ていらっしゃいまして、なかなか、道の駅の出席した方だと結論が出せない、あとは管理者の判断によるところが大きい。要は道の駅の食材をできるだけ町で使ってもらえるようにという形が、いろいろ道の駅でも手間暇が当然かかってくることなので、管理者の判断によるという意見も出たんですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 地元の農産物、地産地消ということで、そのお話も実は伺っているところでございます。ただ、これも非常に難しい話でありまして、確かに、消費いたしますから、当然そこで使ってもらえるのが一番いいんですが、今課長の答えたように、やはりまず

安全性の問題と、いわゆる品質の管理ですよね。それからもう一つは、確実に予定数量を納品できるかという、その辺の保証ができるかという問題と、さまざまな問題がありますね、単価の問題とか。

実は、たけゆらの里自体もやはり、全体に午前中でもう農産物が売れてしましまして、棚があき棚になるんです。これがなかなか埋められない状態なんですね。これも大きな課題になりまして、生産者が安定した供給を出せるかというのは非常に大きな問題です。ですから、この辺はまだまだ時間がかかると思います。

最終的には、今言いましたように地産地消という観点からいけばやはりやるべきだと思いますし、もちろん保育園だけではなくて、老人ホームだってその辺のものはあるわけですね。ですから、さっき言いましたように給食センターは規模が大き過ぎますので、まずその手のつけられるところからという話としては妥当なところかと思いますが、その問題で、最後なかなか、数量の安定性、価格あるいは安全性という問題をどうクリアするというのは簡単なものではございませんので、まずじっくりと検討しなければならないと思っています。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 85ページの有害鳥獣対策事業についてお尋ねします。

国は、有害鳥獣対策のソフト対策として地域ぐるみの被害防止活動などにも予算をつけるということです。大多喜町でそういう、今までのハードの整備だけではなくてソフトの整備にもとりかかる考えというのはあるんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 現在は、今おっしゃられたとおりハード事業のみでありますけれども、ソフト事業は現在のところ計上しておりませんけれども、国のほうでそういう動きが出てくるということであれば、ソフト事業というのは当然地域住民を巻き込んでいくような性格になると思いますので、その辺は周知しまして住民の方がそれでやっていきたいということであれば、あわせて考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 89ページに観光振興事業で、町観光協会の補助金が469万計上されております。昨年324万円で、大体150万近い増額になっているんです。

去年も、多分前々年度、百何万から三百何万にきっと増額したんじゃないかと思うんですが、そのとき聞きましたけれども、この観光協会に対してはずっと多額の補助をしていくのか、それから、観光協会は維持運営というか活動維持運営についてどういう方針を持っていると町は理解しているのか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 観光協会の補助金でございますけれども、この469万円につきましては職員1名と臨時職員2名分の賃金となっております。観光協会も一般社団法人として独立し、観光協会の業務のほうも充実してきております。特に観光客誘致あるいは土産物のPR、お客様のサービス、そういう面に特に今までと違ったところが出てきております。

そして、新年度新たに観光案内の面においても事業を拡大していきたいというような形での話を現在聞いておるところでございます。というのは、大多喜城のほうでも年間8万人訪れるお客様がいるわけですけれども、その方に対しましても、大多喜城の事務室の隣ですか、あの辺をお借りしまして、そのお客様方に町の観光案内をしていって、観光本陣だけのお客様でなくて、そちらに訪れたお客様にも観光案内をし、さらに大多喜町へ足を運んでいただけるような施策を講じていきたいというような形にも聞いております。

ただいま補助金の話も出ましたけれども、これからということでございますけれども、観光協会自体は現在のところ観光自体として生産性があるという団体ではございませんので、協会独自としましては土産物の販売ですとかそういうものをして、これもお客様のサービスの一環としてやっておりまして、従来と比べると非常に多くの収益を上げております。年間1,000万円というような形でも言われておりますけれども、あくまでも手数料でございますので、そのうちの1割5分ぐらいしか収入として見込めません。

ということで、そういうことも考えますと、ある程度町としても補助していかなくては行けないのではないかなというふうにも考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 観光協会が法人として立ち上がったことによって、観光業に携わっている町の事業所にプラスの波及効果というのはあらわれているんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） どこにどのくらいという数字は多分わからないと思いますが、訪れるお客様がふえているというふうには感じておりますので、何らかのプラスに

はなっておろうかと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今のを聞いていますと、あそこの本陣の建物で観光協会という名の営業が展開されている、そのために町が補助金を出すような気がしないでもないですね。直前の質問みたいに、あそこをどうやって大多喜町の観光業従事者に利益をもたらすようにするかという戦略基地としての方針なんていうのはないんですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、現在、観光協会が今、観光本陣につきましては大変健闘していただいているところでございます。

補助金を出し続けるのではないかというお話もさっきございましたけれども、今まではどういうことであったかという、町の職員があそこに全部張りついておりました。あそこに観光協会が入ることによって、商工観光課は1名減員をすることができました。その人件費だけを見ても補助金よりも高いんですね。ですから、そういう意味では、費用対効果を考えましても、まず安くなっていることは間違いないんです。

そしてもう一つは、今まで観光客が本陣を訪ねることがどのぐらいあったかということになりますと、300パーセントから400パーセントの間、今対前年比で入館者がふえているんですね。先ほど、課長の説明にもありましたけれども、いわゆる売り上げにつきましては1年で130万円程度の売り上げが1,000万近くに上がったということで、それは何かということ、観光協会が製造してつくっているものではないんです、町の皆さんが売っているものをあそこに持ってきていただいて、そこで観光協会がそれをいろいろ来られた方に販売しているということで、町の事業者さんにとっては非常に、むしろ売っていただいているということで、非常に効果があります。

もう一つは、あそこで法人化という中で動く中で、観光協会の会員の増強というのも非常に活発に進めておられて、非常に町にとって、そんなに私はデメリットはないなというふうに思っています。

先ほど、大多喜城の博物館のほう、これは観光協会がやりたいということでやるんじゃなくて、大多喜城の博物館のほうで、今までどこかNPO法人に依頼していたんだけどほとんど効果がないということで、何とか観光協会にやってもらえないかというのを、実は県

のほうから再三の申し入れがあったんです。それは慎重にするべきだという中でありましたけれども、県のほうは町と一体となって観光振興に努めたいということで、そういうことのを要請が何度もありましたので、じゃ、観光協会としても受けようかということで話が進んでいるところでございます、無理矢理広げているということではなくて、いろんな意味で、経済に対しての町の皆さんの、事業者にとって非常に商品販売が、むしろ自分たちが販売しなくても観光協会が間をとってやっていただいているという意味では、非常に効果があると思っています。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 55ページの社会福祉関係団体助成事業、せんだって、社会福祉協議会に行きましていろいろ書類等を見せてもらったんですけれども、今までは町の助成金とか補助金等、あと、基金というものがあって、基金を取り崩して何とか事業を行ってきたと。しかしもう基金が底をついたんだということで、これで万が一、何か足りないこととかあるともう運営ができない状況であると。ボランティアという形でやっている方もたくさんいるんですけれども、結構高齢化にもなってきていますし、前年度並みの助成金等しかついておりませんけれども、それで社会福祉協議会はやっていけるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 社協の補助金の関係ですけれども、確かに今までは基金がありまして、それを切り崩してやってまいりました。ただ、なくなったからすぐ町に補助金をくれということではなくて、なくなる前に本来ですと、いずれはこれがなくなっていくんですから、自主財源をどうして確保していくのか、そういうものを含めて運営していかないとイケなかったのではないかとこのように感じております。ですから、その辺についても、今後また社会福祉協議会のほうとも協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 社会福祉協議会は自主財源で、みずから収入を得なさいよというような答弁だと思いますけれども、見ている限りなかなか難しいのかなと思っております。けれども、一方的に助成金だとか補助金だけに頼っていても当然いけないでしょうから、その辺はうまく連携して、ことしの予算でできなければ補正なりとか考えていただければと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 英語講師の派遣について伺います。小学校では111ページ、中学校では117ページにあります。これは、その派遣事業の概要についてとりあえず説明してください。例えば同じ講師なのかとか、別々の講師が当たるのかとか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 講師でございますけれども、現在、三育学院に委託しまして、3名の講師がそれぞれの時間に順番といたしますか、そういうような形で授業の補助をしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） わかりました。

それから、今英語教育については、グローバル人材の育成ということで大幅に制度が改変されようとしています。小学校5、6年生で英語が正規の授業に組み入れられたり、中学校では全て英語の時間は英語で説明するというようなことが漏れ聞こえてきまして、ぞっとしているんですけども、そういうことに対する対策というのはどうなって、26年度どんなふうにやって備えていくんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 英語教育の教科化と申しますか、そういうご質問だと思いますけれども、現在小学校の5、6年生は正式な教科ではございませんが、これを2020年に全面実施したいという報道等がされておまして、ただ、これは現在の段階では計画でありまして、決定ではございません。この後、国の審議会とか有識者会議、そういうものを経て指導要領を改正するというような順序になるというふうに聞いております。

したがって、現在の段階では、町の教育委員会として対策等は講じておりません。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 113ページと117ページ、学校教育関係ですけれども、小中学校とも扶助費が小学校は134万、中学校は173万計上されております。

2010年に、この扶助費は低所得世帯の教育扶助ということですが、2010年の扶助の支給対

象拡大に3項目加えられました。PTA会費、クラブと、もう一つ何でしたっけ、もう一つ。それから、それ以前に体育実習関連への支給拡大が自治体のほうに来ていると思うんですけども、26年度、今まで国から来ていても行われていなかった支給対象の拡大について、どのように取り組まれる計画ですか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） それでは、お答えします。

3項目の追加に関しましては、生徒会費とクラブ活動費とPTA活動費、その3項目だと思いますが、これが2010年から要保護の支給項目に加わったというようなことをございます。町のほうの準要保護、これも準要保護ですから、要保護に準じてというようなご質問の趣旨かと思えますけれども、この件につきましては今年度の予算編成に当たりまして、郡市内で協議したわけですが、今年度予算にはこの3項目は反映しておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 柔道着だとか、水着だとか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 体育実習ですが、平成24年度から武道が必修ということで、西中、大多喜中とも武道は柔道を選択しております。したがって、柔道着が必要になるわけですが、これにつきましては学校のほうで校費でそろえまして個人負担はしておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 初めの2010年の拡大については、通達があって、その中で交付税措置をするので各自治体努力されたいみたいな文書が配られたというふうに聞いていますけれども、交付税措置がされているということは、町に国としてのお金が届いているので、それはほかに使われているということになるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） これにつきましては、補助金ですので、当然一度それを拡大しますと縮小するのが非常に難しい。また、子供の貧困といいますか、経済的理由で就学困難

になる、そういう子供を援助するというのは、これは本当に反対する人はいないかと思えますけれども、これに関しまして補助金ということで当然その裏づけが必要になります。そういうようなことから、現在、3項目については26年度支給対象項目には入れておりません。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ページはわかりません。学力テストの公表結果を来年度からしてもいいみたいなことを文科省は言っていると思うんですけども、大多喜町ではどうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 学力テストは、今までは、文科省がこの学力テストをなぜやるかということにつきましては、日本全国的に見て、各都道府県で余り差があつてはとか、あるいは、今やっているのが小学校6年生の国語、算数、それから中学校3年生の国語、数学、これだけなんですけれども、これを見て、日本の子供たちがこの2つの教科について、どこが落ちているかとかあるいはこの点が理解されていないとか、一番の目的は、日本の子供たちの学力が、今、小学校6年生と中学校3年生でどうあるかということ公表というか調べて、それをどう分析していくか、それを各都道府県とかあるいは各市町村教育委員会、もっと下の各学校で、自分の学校の学力はどこに問題があるかということでスタートしたんですけども、都道府県の1位がどこで、最下位がどこでというようなことを発表しましたので、ある県知事が、一番下になったときに、これは公表しないと、静岡県ですけれども、点数の悪い校長名を100名公表しますよということで、25年度に大変大問題になりました。

じゃ、文科省が今どう言っているかということ、各教育委員会にお任せしますよというような、今までは、これは趣旨が違うので各学校ごとにとか、そういう公表はしません、しなくていいです、しませんということで、文科省が話していたんですが、そういうことがあったために、今年度はちょっと文科省が少し揺らいできて、都道府県とかあるいは各教育委員会で考えてやってくださいよみたいなことが言われているんですが、今のところ、大多喜町全体については、公表はオーケーだと思います。大多喜町全体について、こういう傾向にありますよというのは申し上げていいと思うんですが、各学校ごとにこの学校が点数こうで、この学校が点数こうでというのは、各学校の子供たちの数も違いますし、ただただ平均点だけを公表することで、特に大多喜町みたいな小さい、幾つも学校がないところだと、序列というか、ここがこれだけ点数がよくて、これがこうでというのが余りはっきりし過ぎると、

子供たちあるいは各学校に悪い、いい影響よりは、むしろいかがかなと思うほうが大きいと思いますので、町としての傾向は発表していいと思いますけれども、学校ごとに序列をつけて公表することは考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 37ページの庁舎管理費、これからユネスコの受賞等で恐らく観光客なりもかなりふえてくると思われます。

実は、商工会のところの通り、あそこが一番役場の庁舎が見える、あそこを歩いていると一番よく見えるんですけれども、職員の方が足元をきれいにはしてあるんですけれども、足元の雑多が結構目につく、あそこを歩いていて商工会の通りから役場のほうを見ますと下までガラス張りなものですから、あれは何か全部が上から下までで一つのあれなものですから、足元の雑多がどうしても気になってしょうがない。あれは、そういった費用とか今回入っているんでしょうか、あそこは何かでカットするなり保護するとか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 申しわけありません、その予算は入っておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今後はどのようにお考えですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 見ばえのいいように職員に整理をさせる、またはどうしても足元、ものじゃなくて足元は見ないほうがいいということであれば、また目隠し等の方法も考えていかなければいけないと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○1 1 番（野中眞弓君） 学力テストの結果公表の問題ですけれども、末端の個々の序列は発表しないということは、それは当然だと思うんですが、町全体のことについても、あっちでも、自分の町はどうだよ、うちのほうはこうだよということで、案外とこうなってしまうと、うちのほうは結局だめだったとかそういうふうになりかねない。本当に競争を増長しかねない。

い。それだけでなく、今の段階でも、日本の過度の競争的な教育、子育てというのは問題であるということをユネスコから、子どもの権利委員会ですか、そこからずっと勧告されているわけですね。

本当に子供を育てるといのは、一片の記憶力の競争で育つはずはないのであって、町の点数を公表するというのも、いずれは地域のあるいは県のわかっていくことですから、できれば差し控えていただき、問題点がどこにあるかということについては、教員の中で克服する対策を検討していただけたらと思います。心の奥底には、本当はどうと聞きたいという気持ちはあるのですけれども、でもきちんと、教育だからこそ筋を通さなければいけないんじゃないかと思いますので、くれぐれもよろしく願いいたします。

○議長（小高芳一君） 野中議員、学力テストの公表については予算関連とはちょっと違うと思いますので、答弁はよろしいですか。

○11番（野中眞弓君） 結構です。

私たちがこう思っても、ここに載っている事業の名前って別物みたいな名前がついたりしてわからないことって多いものですから、すみません。でも、来年度にとって重要なことですから、しゃちほこばってその辺を限定していただきたくないと思います。

○議長（小高芳一君） ある程度拡大しているんですけども、その議論でどんどん広がってしまうと困りますので、注意申し上げました。

ほかにありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ふるさと納税の拡大のための対策がとられるとかという話が聞こえてきました。ふるさと納税の積立金は積立金ですから、後ろのほうにあると思いますが、それはどういう内容なんでしょうか。いま一度説明いただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 歳入のほうは25ページです。ふるさと納税、積み立てるほうは41ページ、また、ふるさと納税を推奨していきますよという歳出のほうは39ページでございます。

今のご質問でいきますと、多分39ページのほうの企画事務費のお話だと思います。

企画事務費のご説明をさせていただくときに、委員会のほうでお話をさせていただきました。需用費の消耗品費の中で、ふるさと納税に関して2,000円程度のお礼を考えているよということでご説明させていただきました。また、印刷製本のほうでは、今後もふるさと納税

をもっとしていただくために、チラシを1,000枚ほど印刷させていただきますということで計上したという説明をさせていただきました。

本年度は、一応24件を予定しております、目標としている金額が40万円でございます。ふるさと納税のお礼として、タケノコのパックとか地元産物、これを見ると大多喜だよという代表的なものということで、タケノコのパックというお話をちょっとさせていただきましたが、2,000円相当のものを謝礼として、現在は私の担当課としては考えております。

また、以前に全国的にいろいろなふるさと産品の話等々がありますので、そういうのも本年度の中で、謝礼についても今後協議もしていきたいというようなお話も現在ありまして、決定ではございませんが、2,000円相当を24人の方という予算化をさせていただいております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 公用車の買いかえとかそういうのがところどころにあると思いますがけれども、公用車更新の基準というのは町では用意しているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 企画財政課のほうに管財係がございまして、その中で、公用車、全部ではないですけれども、ほとんど一括で管理をしております。

公用車の更新の判断基準でございますが、明確な基準という話ではございませんが、軽自動車は走行距離約10万キロ以上、年数が10年以上と、また、普通車は15万キロ以上、13年以上と考えております。しかし、現在はそれ以上に使っているのが実情でございまして、車検の時期とか故障の度合い、また、さびや内装等のさまざまな状況からその更新を判断しているところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 平均で何年くらい乗っているんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 軽自動車、普通自動車とも大体平均16年から17年ぐらい乗っております。走行距離につきましては、それぞれ配置された車両とか、その車によって違

いますが、私どもが判断する際には、どちらかというに登録年数、何年乗っているかという、そちらに更新のときに重きを置いている状況でございます。

以前にも公用車のご質問等がありまして、その後、各課で管理をしている車両につきましては車両の点検を毎年行いなさいということで、オイル交換の状況とか、冷却水の状況とか、タイヤの状況とか、いろいろなものを点検させまして、毎月報告をしていただいて、更新の判断の参考としている状況でございます。

ただ、出張等に使う場合は、庁用車の中でも比較的新しい車を使うようにということで指導して、そういう車をなるべくあけておくようにして使わせているような状況でございますが、日常のその業務の中でも職員の安全を考慮いたしますと、余り古い、極端に更新をおくらせることはさせたくはないと考えております。

また、総数で、やはり48台くらい管理をしております。それを約16年ぐらいで更新していくという話になりますと、年間約3台ぐらいは更新をかけていかなければいけないかなど。その中で、車検までの間の故障の状況とかそういったものも考慮しながら、今後も適正に管理していきたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 地方自治体の本旨は住民の福祉の増進です。住民を幸せにする、住民が幸せになるサービスを提供することが地方自治体の本旨であります。今、住民がどうい
う状況に置かれているかということ述べたいと思います。

国の経済活動をあらかず国内総生産の2013年10月から12月期の実質伸び率は年率で0.7パーセント増になりまして、政府は下方修正しました。4期ごとの実質成長率は、この今年の

1月から3月までは4.5パーセント、4月から6月が4.1パーセント、7月から9月までが0.9パーセントと期を追うごとに縮小しています。アベノミクスの幻想は1年で剥がれてしまいました。

この1年間、大企業はもうけを拡大、内閣府の資料では、東証一部上場企業の経常利益の見通しは35.4パーセント増だそうです。そして、一方勤労者の平均賃金は、平均でいきますとピーク時が1997年、16年間で年収で70万円も減っています。非正規雇用は労働者の3人に1人です。女性では2人に1人の割合です。年収200万円未満の労働者は7年連続で1,000万人を超えるという本当に深刻な状況に国民は置かれています。大多喜町でも例に漏れないと思います。金融緩和で円安が加速し、多国籍企業には為替差益をもたらしたものの、国民にとっては輸入原材料価格の高騰で日用品や食品の値段が上昇しています。最近、スーパーに行くと、何でこんなにこの時間で混んでいると思うほど、ビラ1枚でお店の様相が全く変わっています。生活を維持することに本当に苦労しているというのが如実にあらわれております。

こういう中で、4月からは消費税の3パーセント増税で物価はさらに引き上げられます。年金は10月から0.5パーセント下がり、この10月から0.5パーセントさらに下がります。国民健康保険でいえば、70歳になった人は、医療費がこれで1割になると思っていたところ、ことしから2割負担に引き上げられます。どこを見ても大変な生活難が展開されています。

こういう中で、町はどれだけ住民の暮らし向きと命を守ることに力を注いでくれているか。今度の予算を見ますと、やはり、住民がこんなに大変なのに、住民の暮らし、命を守る予算編成はほとんど従来どおり変わっておりません。住民の暮らしを支えるという意欲があらわれているとは思えません。地方自治体の本旨を全うすべき予算になるよう希望しまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に本案に賛成者の発言を許します。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

確かに、現在の大多喜町人口は減少の一途をたどっておりますが、その中でも税収が上がらず、限られた財源の中での予算案だと思います。執行部の皆さんもいろんな角度から考えての予算案だと考えております。また、個人的にはもっといろいろなところに配慮して、ここはこういうふうにしてもらいたい、そういうふうにもらいたいという考えもあろうかと思

いますが、限られた財源の中での予算案と考えられます。したがって、私は賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 私は賛成の立場から発言させていただきます。

大体は志関議員と同じなんですけれども、正直、いろいろ疑問の点もありましたけれども、皆さんの質問に対して前向きな、真摯的な回答が得られたものと確信しております。

よって、いろんな疑問も解けましたので、私はこれについて賛成したいと思います。

以上。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 平成26年度大多喜町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成のは挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号 平成26年度大多喜町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、議案第21号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 討論なしと認めます。

これから、議案第21号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第21号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第4、議案第22号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 162、163で国民健康保険税が前年度比1,077万の増加になっていますが、このことについて、国民健康保険税は26年度値上がりするんですか。実際はどうなんでしょうか。

○議長(小高芳一君) 税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) 平成26年度の国民健康保険税の税率の均等割の増があるかというふうなことですけれども、国民健康保険税につきましては被保険者の所得によって所得割等を算定しております。また、人数等によって均等割、平等割も課せられるわけですが、ただ、その所得につきましては、昨日、所得税あるいは住民税の申告が終わったばかりです。それがまとまるのが5月下旬ごろになってしまうと思います。それらの所得状況を確認、確定次第、また、そのころになりますと平成25年度の決算等の見込みも出ます。繰越金等もどのくらい出るか、その辺もある程度数字がつかめますので、その辺を総体的に判断いたしまして、26年度の保険税についてはその時点で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長(小高芳一君) 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今の段階でもおおよそ25年度の歳出の状況はわかるのではないかと思います。今までの決め方だと、どのくらい、ことしがこのくらいかかったから、来年はこのくらい足りなくなるので、これをどういうふうに負担していこうかというふうに決めたと思うんです。そんなふうにしてみると、やっぱり今の段階でどのくらい、26年度は今のままいったら不足になるのか、見通しは出ないのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 現在ですと、歳出歳入もほぼ固まってきておるんですけども、ただ、幾つか交付金等、まだ額が示されていないものもあります。また、歳出につきましては、医療費というものが非常に6割、7割程度のウエートを占めております。そちらのほうも全て支払いが済んでいないというふうなことで、予算上では1,077万1,000円、うち現年度分の国民健康保険税の増を997万9,000円、予算ベースで見えております。ですから、予算上では、この金額の差を保険税増というふうなことで、当初予算ベースでは見えております。以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ざっと見てでも上がるんですね。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 正確な率等は申し上げられませんが、予算上では上げざるを得ないというふうに判断しております。以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 毎年、何千万という医療費がふえています。高齢化ですから、あちらこちら調子が悪くなって、医療費が上がるのも、それは自然の成り行きという部分もあると思いますけれども、それをできるだけ元気に健康で過ごせるようにということで、保健事業があると思うんです。ことしは、保健事業の拡充をするという計画はありませんか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 保健事業の拡充というご質問でございますけれども、確かに今やっている健診自体、受診率は低い数字になっております。事務としましては、医療につながっている方は、健診の対象にもしなくていいのではないかとというふうには考えておった

んですが、国のほうは、そういう方も中に入れなさいということで示されておりますので、保健師ともいろいろと話をするんですけれども、26年度については各健診とも受診率を少しでも上げるように努力しましょうということで、内部では話をしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 健診の内容の件なんですけれども、もっと精度を上げた健診というのはできないものでしょうか。町の健診の結果ってすごく大ざっぱで、民間の医療機関でやったものってもっと詳しく出てくる。それで、健診でなかなか病気がひっかからないということも経験的にあるような気がするんですね。それで、健診の結果がより信頼できるものになるようにすることも求められていると思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） より精度の高い健診結果といえますか、それが出れば一番よろしいかとは思いますが、町としてももうその業務につきましては委託をしております。例えば、特定健診については郡の医師会、診療所、あとは、各種がん検診につきましてはほとんどが県の予防財団のほうに委託しております。そんな関係で、そこで検査をやった結果が町のほうに回りますので、その後は、委託がどういうふうな形で、どこにするかによってまた、すると、その結果の出し方、そういうものを今後また煮詰めていかないと、精度の高いといってもなかなか難しいんですけれども、その辺はまた委託の機関と協議していきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 反対の立場から討論させていただきます。

26年度の国保会計は、保険料の軽減の問題で、応益割、均等割と平等割の対象の軽減のうち5割と2割軽減の方が拡大されるということが言われています。これは、それなりに評価したいと思います。

ところが、賦課限度額では、後期高齢者支援分が2万円、介護納付金の分が2万円引き上げられ、賦課限度額まで3点セットで納めると81万円というとてつもない高額になります。そういうふうに負担をふやしている中で、70歳未満の、年収です、所得ではありません、年収77万円以上の世帯は、高額療養の上限を2万円上げる、それから、新たに70歳になる人の自己負担、窓口で払うお金を、今現在だったら70歳になると、今まで3割負担だったのが1割負担になってとても軽減された気持ちになる。それだけで病気がよくなるんじゃないかと思えるくらい、本当ににこにこしていらっしゃいます。

ところが、この4月からは1割負担が2割負担になってしまいます。このように、国民健康保険というのは、いつも言っていることですがけれども、退職者、高齢者、それから、失業者、そして自営業者、最近は自営業の方も経営が本当に苦しいと訴えられる方が多くなっています。経済的な困難者が多数を占める国民健康保険加入者にとって、やはりこの保険料や窓口負担がふえるということは大変なことです。今でも一番税金の中でも高い健康保険に四苦八苦されていて、それにまた上乘せされる。こういうあり方については、やはり賛成するわけにはいきません。

これをもって、私の反対討論といたします。

○議長（小高芳一君） 次に本案に賛成者の発言を許します。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

この健康保険税については、上がらずに対応できるのであればそれにこしたことはないと思います。しかし今、若い人たちが少なく高齢の方々が多い中で、非常に財政的にも苦しい状況の中で、将来のことを考え、また、今現在、国全体でそういう状況が生まれているというような考えがあります。そういう中で、上げざるを得ないような今状況になっているのではないかなというような考えを持っております。

したがいまして、私は賛成といたします。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(小高芳一君) 挙手多数です。

したがって、議案第22号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午後 2時08分)

○議長(小高芳一君) 休憩前に引き続き会議を続けます。

(午後 2時20分)

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第4、議案第23号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(小高芳一君) 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 私は後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論させていただきます。

後期高齢者医療は、26年度、均等割で1,300円、それから所得割で0.02パーセントぐらい

でしたでしょうか、また保険料が値上げします。

実は、千葉の広域連合では11月議会のときに、来年度、26年度、27年度分の保険料については財政安定化基金を取り崩してできるだけ値上げをしないようにするという方針が発表されたのですが、2月議会までの間に国が、できるだけ年寄りには金を使うなということで安定化基金を取り崩すなという攻撃をしてきました。それに対して千葉の連合は屈したというか取り崩しをしないことにして、ひたすら足りない分を保険料の引き上げにかえました。均等割のほかに、やはり限度額が2万円上がっています。

本当に、あっちでも値上げ、こっちでも値上げ、被保険者にとっては、ほとんどが年金天引きとはいえ、値上げは大変苦しいものであります。よって、私は、町の仕事は保険料を集めて連合に納めることですがけれども、苦しい被保険者の立場に立って値上げばかりのこの健康保険会計に反対したいと思います。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 私は、賛成の立場から発言をさせていただきます。

確かに、大多喜町の税収を考えますとやはり大変厳しいところがあります。私たちも、とにかく予算がいっぱいあれば、ただにしてやりたい、もっと減額してあげたい、それは皆気持ちは同じだと思うんですけども、大多喜町の今の財政状況等を考えれば、やはり県国の方向性に従わなければならない状況下にあると思います。

よって、本上程に関しては、私は現状で妥当だというふうに考えて賛成といたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第5、議案第24号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） どこで質問していいのかわからないんです。言わせてください。

27年度から、先ほど質問したんですけれども、要支援1、2を介護給付事業から地域支援事業に移すということになっているんですけれども、26年度予算の中で、それへの対策はとられているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 介護保険法の改正で、27年度から要支援1、2の、その中でも訪問介護、通所介護の方が地域支援事業のほうに移るということでありますけれども、26年度については現状どおりやる予定で考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 聞くところによれば、医療、介護給付事業から外して、地域支援事業でやるんだけれども、ボランティアを利用したり、配食サービスを利用したり、そういうお金のかからないような、市町村が責任を持つような事業に移行するんだというふうに聞いているんですね。その言うとおりに受けとめれば、ボランティアは、今のうちから確保見込みがなければ、1年過ぎて再来年の4月1日になってできるんだろうか。

ヘルパーさんが来て、食事をつくっている人のかわりに配食サービスといたって、どこが配食してくれるんだろうか。今のうちに、今のうちって26年度中に準備というものをしておかなければならないと思うんですね。それはどうするのかというのが私の質問なんです。今、介護保険ではヘルパーさんに来てもらったり、デイサービスに行ったりして、介護度が上がらないようにできるだけ自分でできる、自力で生活できるような援助が専門家の手によって行われていると思うんですけれども、それが地域支援に行ったときに、同程度のサービスが保障されるのか。これで2つ目。

3つ目、サービスがなくなるんだから、介護保険料も要介護1、2と判定された方は、減

額してもらえるのでしょうか。

3点伺います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） まず、3点のご質問でございますけれども、1点目の27年度に向けてどういうふうにやっていくかということですが、主に訪問介護につきましては、リハビリが主になっております。また、通所介護につきましては買い物等が主になっております。そのためのボランティアさんをお願いしたり、その養成講座等をこども、今までどおり実施いたしていく予定でおります。

また、サービスの低下につきましては、今の水準を落とすことなくやれるようにしていきたいと考えております。また、保険料につきましては、その地域支援事業の中に含まれるということになりますので、その事業の中で行っていくことであれば、保険料はかかっていかないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

○11番（野中眞弓君） すみません、聞き直し。

訪問は何とかで、通所は買い物でという、その辺の答弁がよく聞き取れなかったんです。もう一度。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 通所介護の方については、リハビリが主になっていると考えております。また、訪問介護については買い物が主であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、介護保険特別会計に反対の立場から討論させていただきます。

今年度は、保険料の引き上げこそないんですけども、ずっと見てみますと、制度が開始してことしで12年になります。そのときから比べると2倍近く保険料が値上がりしております。本当に収入は下がっているのに、こういう公共料金というか、税とかそういうものだけが値上がりしている厳しい現状がここにも反映されております。

特に、今回厳しいのは、今質問しましたのはほんの3分の1でして、税と社会保障の一体改革の名のもとに、税も社会保障も悪くするという一体改悪の自民、公明、民主によって国会で可決した法案のもと、15年度から介護保険も大幅に改悪され、これは高齢化率三十数パーセントを示す大多喜町の高齢者にとっても大きな影響があることだと思います。

その中の大きな改悪の一つは、今言った、高齢者、要介護1、2を介護保険のサービスから、給付サービスから外して地域支援、特に町のほうに移管して、特にボランティアを中心にしたものでやせると。

もう一つは、特別養護老人ホームに基本的に入れるのは要介護3以上で、今後はいろんな事情で、要介護1、2でも入れる方が締め出されてしまうということ。

3点あるんですけども、もう一点は利用者負担の問題です。今は、みんな利用者は、お金があろうとなかろうと1割負担で利用できますが、年間所得が160万円以上、年金収入の場合は280万ですが、この方、この場合の利用者の負担を2割に引き上げると。低所得者に対しても、住居費とか食費を補助する補足給付で、貯金などがあれば、1人1,000万円以上の蓄えがあれば除外すると、本当に厳しい状況になっている。介護保険を悪くしようとしている。

それに対して、今の答弁でわかったのは、少なくとも町が責任を持つ要支援について、対策がなされていないのではないか。対策について見通しが甘いのではないか。お金は同じように取るけれども、今までは専門家がそれ以上できるだけ悪化しないようにサポートしてきたのが給付だった。全国、とりあえず一律ということになっている地域性はあるかもしれませんが、多少は。

ところが、今度、ボランティアでおやりなさいということは、無償でおやりなさい、訓練も受けていない、やりなさい、田舎に果たしてボランティアでやれる方がどのくらいいるんだろうか。同等のサービスを行政がやることって、まず当たり前のことだと思うんですね。そこのところの見通しが非常に悪い。

これから先、お金のことでこういうケアのことで先の見えない時代に突入していく、逆戻りの時代に突入していく発端に思えてなりません。そのままことしの保険料が上がらないからといって、賛成するわけにはいかない介護保険会計です。住民、特に高齢者とその家族が、誰でも高齢者になっていくわけですけれども、困らないような対策をきちんととっていただきたいということを申し添えて反対討論といたします。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 私は、賛成の立場から発言をさせていただきます。

先ほどの議案のときも申し上げましたとおり、やはり自主財源が少なくて依存財源でやっている当町でありますけれども、この介護保険についても、じゃ、どこまで行政が面倒見ればみんな満足するかというと、上限はないと思いますね。何ぼ尽くしても尽くしても、受けるほうは、まだ足りない、まだ足りない。それではやはり切りがないと思うんですね。

今のあれでは、やはりいろいろな要望はあると思うんですけれども、お互いに痛みを分け合うところは分けあって、財源の少ない中で、行政の方々も一生懸命努力して上程しておりますので、やはり私はこの上程は妥当だと、そういうふうに考えて賛成といたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第6、議案第25号 平成26年度大多喜町水道事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 水道課の努力で有収率が非常に向上しているということを伺っております。この1年間、有収率の向上によって節約された金額、金額レベルで直すとどのくらいになりますか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 節約される金額はどの程度になるかというご質問ですが、まず有収率の関係なんですけれども、平成23年度の決算時では75.51パーセント、平成24年度の決算では81.08パーセントになります。平成25年度のまだ見込みでございますが、恐らく87パーセントぐらいはいくだろうというふうに踏んでおります。

有収率は、ご存じのとおり、有収水量、これは個人のメーターを通った使用水量ですね、これを年間の給水量、浄水場等から出た水の量なんですけれども、これで割って出すものです。24年度と23年度の比較では、5.57パーセントアップしました。供給単価、いわゆる販売単価で計算しますと、1立方当たり270円として1パーセントアップを換算しますと、大体350万ほどになります。これに5.57を掛けますと、大体1,900万を超える額となります。

また、25年度見込みと24年度の比較では5.92パーセントアップしておりますので、同様に算出しますと2,000万を超える額となります。これらが節約された額だというふうに理解しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 県営水道の単価と本町の単価、家庭に送られるレベルでどのくらいあるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 県営水道単価と本町の単価、いわゆる家庭レベルということでございますので、これについては平成23年度の、県が公表いたしました、これが一番新しい資料になるわけなんですけれども、上水道事業での水道料金ですが、千葉県が10立方当たり990円、大多喜町が10立方当たり2,299円。供給単価1立方当たりになりますと、千葉県では201.69円、大多喜町では供給単価1立方当たりだと274円82銭という形になります。10立方

までの水道料金では2.3倍、供給単価1立方当たりでは1.36倍ということで、大多喜町の料金が低い状況にあります。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） かつて県下一本化の動きってあったと思うんですけども、その話はどうなっていますか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 県一本化の計画、進捗状況と申しますか状況なんですけれども、県内水道の統合、広域化に向けた説明会や意見交換は、大体年に2回程度行われております。現在のところ、意見調整中の状況でございます。基本的には、関係している全ての市町村の賛成が必要だということもございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 有収率が上がっていることについては本当に評価したいと思いますけれども、有収率のこの向上が、本当に高過ぎると住民は思っております、高過ぎる水道料金の改善に今反映されていない、できるだけ、やっぱりいいものを早く住民に返していくということが必要なんじゃないでしょうか。

同じ県内でありながら、今伺ったように県営水道と大多喜町の水道では2倍を超える開きがあります。ほかの町村も絡むことですから、大変な仕事だとは思いますが、不公平なあり方にやはり憤りを感じざるを得ません。それは町民の皆さんも同じことだと思います。

今、若干の累積赤字が大多喜町水道会計も抱えてはいますけれども、そう多くはありません。一気に返してしまってから、それを水道料金に反映しようとかというのではなくて、累積赤字の解消は長期にわたってすればいいわけで、できるだけこの有収率の向上を水道料金引き下げに反映させていただけるよう要望しまして、反対討論といたします。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 私は、また賛成の立場から発言させていただきますけれども、確かに県営水道と南房総広域水道、これはもう論理というか、論外ですね。ということは、地域状況が全く違う中で、県営水道は、短い距離の中に加入戸数が何倍もの戸数がある。この大多喜町を初め南房総広域水道では、物すごいキロ数の中に戸数が全く少ない。その中で運営するということは大変なことでありまして、これを解決するにはやはり知事が一生懸命になって一本化してもらえない限り、これはどうにもならないことだと思います。

現状の中で、やはり水道課の人たちも、漏水、いろんな面で一生懸命努力しております。そういうことで、あとは、これを解消するには町長さんをたのんで、県議員の方をたのんで、県一本化にしてもらわないと、これはなかなか解消に至らない、私はそう考えます。

26年度の水道事業会計予算については賛成をいたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号 平成26年度大多喜町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第25号 平成26年度大多喜町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第7、議案第26号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第26号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(小高芳一君) お諮りします。

ただいま町長から平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)の議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(小高芳一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） ほかに配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第1、議案第28号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） それでは、議案第28号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、本文に入ります前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算ですが、過年度分介護給付費負担金の減による介護保険指導により、過年度分、平成20、21、23年度分の町算定分の高額サービス決定日と支給日に誤りがあったことから、社会保険診療報酬支払基金へ交付金の年度内返還義務が生じたことによるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,576万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額22万5,000円でございますが、保険料算定の段階別人口の変動に伴う増額でございます。

引き続き、歳出でございますが、諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金、補正額22万5,000円の増額でございます。

以上が歳出でございます。

これで平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よ

ろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、議員各位には本会議終了後、屋内運動場の使用の休止についての報告が教育委員会からありますので、よろしくお願います。

また、昨日通知させていただきましたが、災害発生時の議員の行動マニュアル整備に向けた協議を行いたいと思いますので、よろしくお願います。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、あす19日から本年6月30日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、あす19日から本年の6月30日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 本日は、これをもって散会とします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時59分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成26年 7月 6日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 吉 野 僖 一

署 名 議 員 山 田 久 子